

牛久市第3次総合計画  
後期基本計画  
2016-2020



笑顔があふれ  
やすらぎのあるまち  
うしく



## はじめに

これまでの経済的な発展と同調した物質的な豊かさを求める社会から、心の豊かさや生活の質の向上を求める社会への変化や、情報化、グローバル化の進展などにより、人々のライフスタイルや価値観が多様化しています。また、少子高齢化の進行と人口減少社会への転換による地域の経済縮小と人口減少の悪循環の形成が懸念されるなど、わたしたちの地域を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした変化がみられる中においても、本市は一度も人口減少を経験していません。牛久駅、ひたち野うしく駅の周辺地域などで宅地が造成され、東京圏、あるいは近隣市町村のベッドタウンとして選ばれ続けることによって、現在も転入超過が継続しています。

しかし、早い時期に開発された地区では少子高齢化がすすみ、空家の増加、店舗の撤退などによる空洞化もすすんでおり、まちの活気が失われつつあります。また、東部の農村地域においても人口減少がすすみ、農業後継者の不足や小中学校の児童生徒の少人数化などが課題となっています。そのため、ひたち野地区の人口増加に支えられている現状から転換し、市内全域に人が流入し、世代が循環する持続可能なまちづくりが求められています。

このようなまちづくりをすすめるためには、強みとなる地域資源を活かした地域課題の解決、まちのにぎわいづくり、魅力づくりが求められます。

本市には、交通利便性の高さや豊かな自然資源などの強みがありますが、これまでの発展の中で、牛久で生まれ育った市民と、様々な地域から転入してきた市民がともに暮らしていること、それによって多様な知識、経験、個性を持った人々がともに生きている「人の多様性」があることが、本市の最も大きな強みであると考えています。

私は、この人の多様性を活かして、たくさんの方の「笑顔」を生み出していくことが、本市のまちづくりであると考えています。笑顔は、人々の安心で健康な暮らしの源であり、まちを未来へつなぐ活力となるからです。

そこで、市民・行政・民間の団体や事業者といった多様な主体間の対話、子どもから高齢者までの世代を超えた対話、地域に精通している市民と新たに転入してきた市民との対話などを通して、「協働」「協創」による多様な取り組みを次々と生み出すことにより、「笑顔があふれ、やすらぎのあるまちづくり」をすすめていきます。

平成 29 年 3 月

牛久市長 根本洋治



# 目次

序 論 .....	1
第 1 章 計画策定の趣旨 .....	2
第 2 章 計画の構成と期間 .....	3
第 3 章 牛久市の概要 .....	4
第 4 章 牛久市を取り巻く環境 .....	8
基本構想 .....	13
第 1 章 まちづくりの将来像 .....	14
第 2 章 将来人口 .....	15
第 3 章 土地利用の基本的考え方 .....	22
第 4 章 施策の大綱 .....	26

基本計画	33
第1章 すべての人が安心して暮らし続けられるまち【健康福祉】	35
第2章 豊かな心と文化を育むまち【教育文化】	61
第3章 人と人との交流でつくるまち【市民交流】	91
第4章 安全・快適な生活空間のあるまち【生活基盤】	105
第5章 いきいき・魅力あふれるまち【産業】	131
第6章 自然と暮らしが共生する人にやさしいまち【自然環境】	151
第7章 みんなの創意工夫で持続するまち【行政運営】	173
資料編	187
基本計画統計データ詳細	188
策定経過	204
策定委員会	205
事務局	208



# 序 論

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

# 第 1 章 計画策定の趣旨

情報化、グローバル化の進展などにより、世界はこれまでにないスピードで変化しています。また、わが国では、少子高齢化、人口減少がすすみ、地域の経済や生活、環境などに関する課題は多様化しています。

本市は、東京都心から 50 km という距離にありながら、豊かな自然と温和な気候に恵まれた暮らしやすいまちであり、人口の増加が続いていますが、地域によって人口の増減や年齢構成、生活環境などが異なっており、地域が抱える課題やニーズが多様化しています。

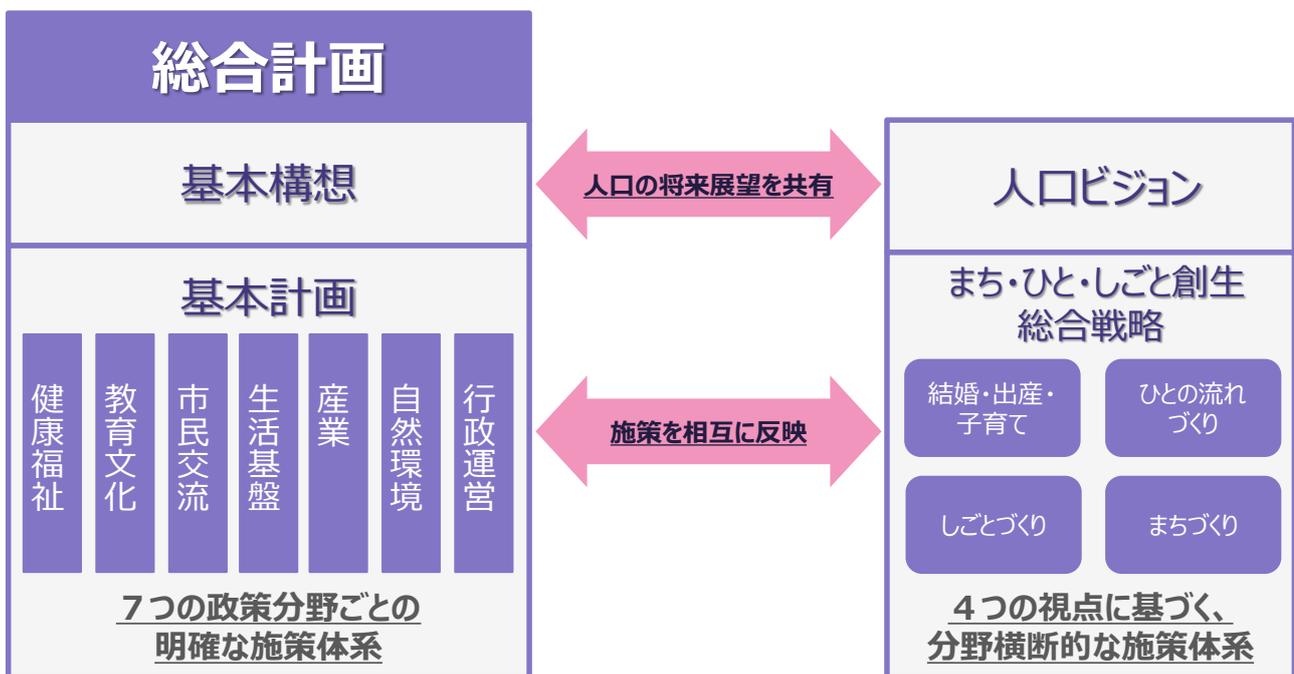
こうした変化に円滑に対応し、地域の活力を維持し、人々が心豊かに暮らしていくためには、地域ごとの課題を市民と行政、民間の企業や団体などがともに考え、行動していく必要があります。

このような視点に基づき、平成 22 年度に市民と協働で今後のまちづくりのあり方・方向性を検討した「第 3 次総合計画・前期基本計画」を策定し、計画に沿って施策、事業に取り組んできました。

今回策定した後期基本計画は、前期基本計画策定時に市民と協働してつくりあげた基本構想を土台とし、近年の社会変化や国や県の政策の方向性の変化、毎年継続している市民満足度調査によって寄せられた意見などを反映しながら、本市が現在取り組んでいる施策や事業を再整理し、最新の状態に体系化したものです。また、この体系化において、後期基本計画と市庁内の各部署が策定している個別計画との関連性を明確化しました。これらにより、効率的かつ効果的な施策や事業展開をすすめるとともに、施策分野ごとの予算・執行状況などの「見える化」を図ることで、市民との「協働」「協創」による魅力あるまちづくりをより一層すすめていきます。

なお、本市では、平成 27 年度に「牛久市人口ビジョン」および「牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しておりますが、「牛久市第 3 次総合計画」との関連について、「牛久市人口ビジョン」とは人口の将来展望を共有し、「牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは各種施策を相互に反映していくものとします。

【総合計画と人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連イメージ】



## 第 2 章 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」をもって構成しています。

<b>基本構想</b>	目標年次である 2020 年度（平成 32 年度）を展望して、本市の「まちづくりの将来像」およびそれを実現するための「基本目標と施策の基本的な方向（施策大綱）」を示したものです。
<b>基本計画</b>	基本構想に定められた施策大綱に基づき、必要な諸施策を体系的に示したものです。計画期間は、目標年次までの 10 年間で前期 5 年間と後期 5 年間に分け、2016 年度（平成 28 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの 5 年間について、後期基本計画として定めます。
<b>実施計画</b>	基本計画に定められた施策を計画的に具体化するために定めるものです。社会経済環境の変化に対応するため、ローリング※を実施します。

【スケジュール表】

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32
<b>基本構想</b>	▶									
<b>前期基本計画</b>	▶									
<b>後期基本計画</b>						▶				
<b>実施計画 (毎年度ローリング)</b>						▶		▶		▶

[用語解説]

ローリング

年度ごとに目標と実績との整合を図りながら計画の見直し、修正をしていく方式。

# 第 3 章 牛久市の概要

## 1. 位置

本市は茨城県の南部、首都中央部から北東約 50 km、東経 140°09'北緯 35°58' に位置し、県庁所在地の水戸市へは北へ約 55 km、本市の周辺に位置する土浦市やつくば市の中心部へは約 15 km の位置にあります。

周辺は、北側に土浦市、阿見町、東側で稲敷市、南側で龍ヶ崎市、西側でつくば市にそれぞれ隣接しています。

東京圏や隣接県とは J R 常磐線、首都圏中央連絡自動車道・常磐自動車道で結ばれ、また、国道 6 号、国道 408 号や県道などにより周辺市町村との広域的な交通網が形成されています。

J R 常磐線が東京・品川駅までの直通運転を開始したことにより、東京都心へのアクセスが向上しています。また、首都圏中央連絡自動車道の延伸により、成田国際空港へのアクセスも向上しています。首都圏中央連絡自動車道は、平成 32 年度に全線開通が予定されており、関東全域へのアクセスが飛躍的に向上することから、交通利便性はさらに高まっていきます。

【牛久市の位置（広域）】



【牛久市の位置（周辺）】



## 2. 地勢

市域は面積 58.92 k m<sup>2</sup>で、東西約 14.5 k m、南北約 10.7 k mとなっています。

市の中央部を流れる小野川周辺および南西側の牛久沼周辺は沖積層の低層部となっており、その他の地域は関東ローム層の稲敷台地部によって構成され、平均海拔は概ね 20m前後です。

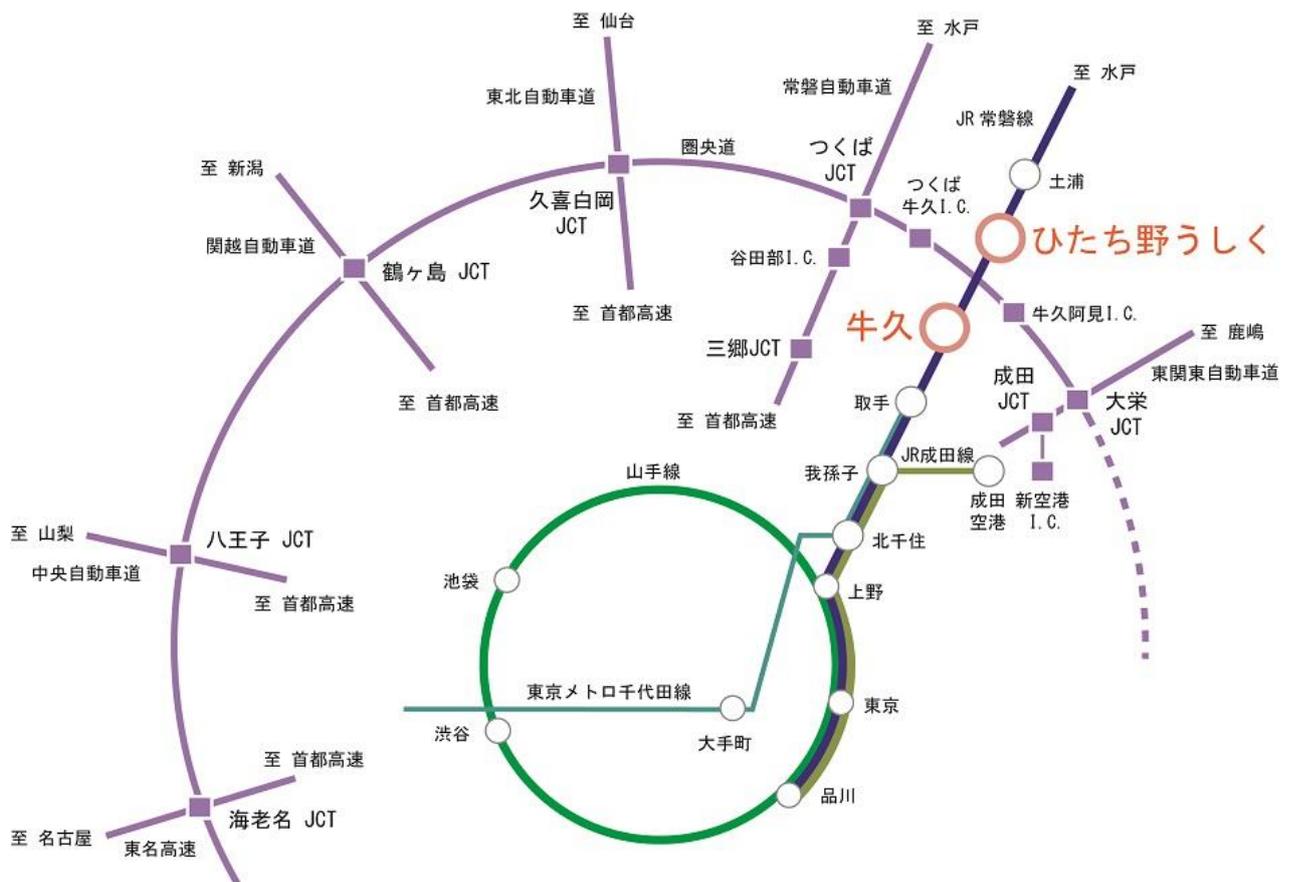
平坦な地域が多く、良好な住宅地が形成されていますが、小野川や稲荷川、牛久沼などの水辺空間、里山や谷津田などの自然景観も豊富にあり、水と緑に囲まれて、のびのびゆったりと過ごすことができる地域です。

## 3. 気象

水戸地方気象台龍ヶ崎観測所における平成 28 年の平均気温は 14.9℃、平均風速が 2.7mで、年間雨量は 1261.0 mmとなっています。

概して気候は温暖であり、豊かな自然により四季の移り変わりを感じることもできる恵まれた地域です。

【牛久市の広域交通網】



## 4. 沿革

### 古代

農耕を中心とした生活が営まれていたことが、数多くの古墳などの遺跡で明らかにされています。

### 中世・近世

中世から近世のころの「牛久のまち」の成り立ちをみると、平安時代以来、水戸を経て陸前に至る街道筋の集落が形成され、江戸時代には、旧牛久町に水戸街道（江戸と水戸を結ぶ）の牛久宿が形成されていました。

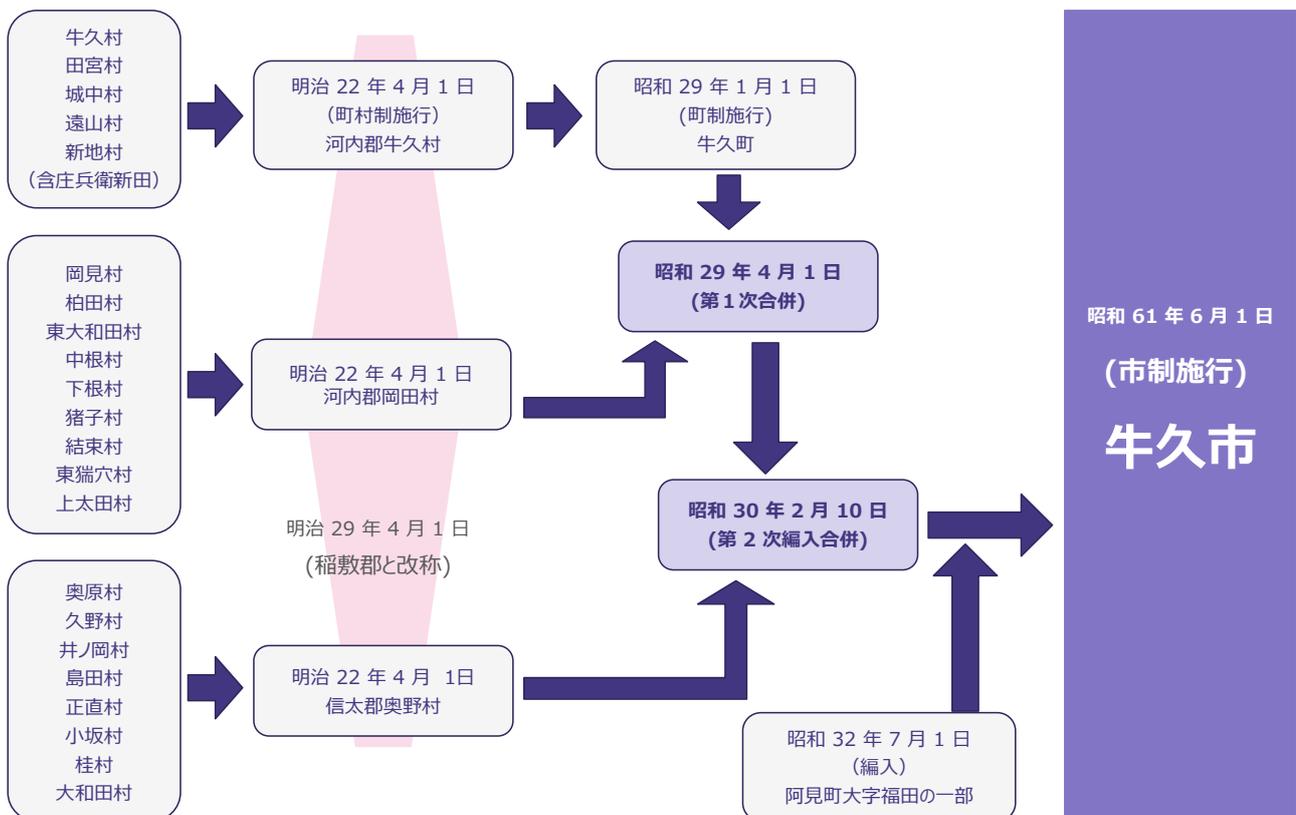
### 近代

明治時代以降は、旧牛久町として歩みを続けます。

明治 29 年に水戸から東京間の鉄道が開通し、その 7 年後には初代神谷伝兵衛が日本初の本格的ワイン醸造所である牛久シャトーを建設、周辺を開墾して広大なぶどう園を経営しました。

第二次世界大戦後の昭和 29 年に旧牛久町と岡田村が合併、昭和 30 年には、奥野村と合併し、人口約 15,000 人となりました。

#### 【町村合併の推移】



## 現代

昭和41年に首都圏近郊整備地帯※に指定され、J R常磐線、国道6号、408号などによる広域交通利便性の高さもあいまって、東京圏のベッドタウンとして住宅建設がすすみました。以降、人口も増加し、昭和59年には5万人を超え、昭和61年に茨城県19番目の市として「牛久市」が誕生しました。その間、周辺地域では、筑波研究学園都市、龍ヶ崎ニュータウンなどの大規模な開発もすすみました。

昭和62年の第4次全国総合開発計画では、つくば市、土浦市とともに地域の中核を構成する拠点都市として、土浦・つくば・牛久業務核都市※に位置づけられました。

その後、本市では、平成10年にJ R常磐線ひたち野うしく駅が開業し、人人ニュータウンのまちびらきが行われました。また、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）についても順調に整備がすすめられ、平成19年3月には、つくば牛久IC～阿見東IC間が開通し、インターチェンジが2箇所設置されました。

交通利便性の高さや、ベッドタウンとして成長してきたことによる生活利便施設の充実などにより、「住みやすいまち」として人口の流入が継続しており、平成28年12月末現在、人口は8万5千人を超えています（住民基本台帳）。

### 【用語解説】

首都圏近郊整備地帯	首都圏整備法に基づくもので、既成市街地の近郊の無秩序な市街地化を防止するため、計画的な市街地として整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域。
業務核都市	東京一極集中を是正するため、東京圏周辺部に業務機能の受け皿の核として整備を図っていく都市。多極分散型国土形成促進法で定められており、茨城県では土浦市、つくば市、牛久市、莒崎町（当時）が「土浦・つくば・牛久業務核都市」に位置付けられている。



牛久運動公園と人人ニュータウン

## 第4章 牛久市を取り巻く環境

本市および本市を取り巻く状況を、本計画の分野ごとに整理します。

### 健康福祉

わが国では、平成 17 年に出生数が死亡数を下回る人口の自然減少が始まり、総人口は平成 20 年（2008 年）をピークに減少に転じています。また、全国の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）の上昇が続き、平成 27 年には 26.6%に達しています（国勢調査）。

超少子高齢社会となり、企業や地域などにおいて年齢構成の急激な変化がみられるようになり、地域社会の活力低下などが懸念されています。行政にあっては、福祉、保険等の需要を押し上げる要因となっています。

救急医療の遅れなどに見られる医療の地域格差、介護・福祉の増大にともなう社会保障費の増大や担い手の不足など、現在の保健・医療・福祉行政のあり方も問われています。

こうした生活に直結する様々な問題を受け、誰もが安全・安心に生活できる社会・地域の構築が必要とされています。

保健・医療・福祉を取り巻く厳しい環境に対応した「ひとにやさしいまちづくり」に向けて、市民、地域、行政が一体となって取り組んでいくことが求められています。

### 教育文化

これまでの経済的な発展と同調した物質的豊かさの追求から、近年は、心の豊かさ、個性や多様性、自己実現の追求に対する関心が高まっており、生涯学習※や生涯スポーツ、文化芸術活動へのニーズが多様化してきています。市民が生涯にわたって生きがいのある暮らしを実現できるよう、こうした多様なニーズへの十分な対応が求められています。

学校教育においては、グローバル化※や情報化※の進展などによる社会の変化や多様化、環境問題など持続可能な社会の構築に向けた課題に対応できる人材の育成が求められています。また、いじめや不登校などへの問題も依然存在しており、家庭、地域も参画した「心の教育」の一層の推進が求められています。

平均寿命、健康寿命※が延びたことにより、生涯学習に生きがいを見出し、積極的に取り組む市民が増加しており、また、学習の成果をまちづくりや地域づくりに役立てたい、といったニーズもみられるため、そうした学習活動を支援する仕組みの確立が求められています。

文化芸術とは人間の創造力そのものであり、また、多様な生き方を受け入れる感性の源となり、自国や自分自身への肯定を促すものであるため、市民の文化芸術に対する関心を高め、活動を活性化していくことが求められています。

## 市民交流

市民のライフスタイルや価値観の多様化とともに IT※の進展などにより、ヒト・モノ・カネ・情報の移動が加速され、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が深まっています。その一方で、核家族化や共働きの増加などにより、かつて生活共同体的であった集落組織には大きな変化が生じており、身近なところではつながりが希薄化しています。

このような流れの中で本市では、交通対策、防犯、福祉など、地域における特定の目的や課題に対応したボランティアなどの市民活動が増加しており、新たなつながりを生み出しています。

超少子高齢社会や地域の教育力の低下などへの対応における地域が果たす役割への期待は大きく、地域のつながりが益々重要になっています。そのため、地域の一員であるといった公共意識を育み、共有する中で、新たな地域コミュニティの構築や、活性化が求められています。

こうした市民活動の活発化は、市民生活の向上や地域課題の解決に大きく貢献することから、生涯学習、国際交流、地域活動などの多様な交流を支える機会の拡充をすすめるとともに、「協働」の精神を一層広めていくことが求められています。

また、少子高齢化に伴い、将来的には地域コミュニティの担い手の減少も懸念されています。近年、仕事と生活の調和、性別にかかわらず活躍できる社会づくりがすすめられていますが、これらを一層すすめることにより、市民が仕事、家庭、地域において、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、地域の多様性と活力を維持していくことが求められています。

## 生活基盤

阪神・淡路大震災や東日本大震災、関東・東北豪雨による大水害など、予想を大きく上回る様々な災害が多発しており、危機管理能力や防災能力のより一層の向上が求められています。

市民生活においては、日常生活における安全・安心など基礎的な生活環境の維持が重視されています。また近年、環境問題がクローズアップされ、身近な自然などに対する保全の意識も高まっています。東京圏の住宅地として発展してきた本市では、これまで整備されてきた生活基盤である施設のストックを活かしつつ、より一層、安全・安心に配慮し、自然環境とも調和したまちづくりが求められています。

交通環境では、公共交通空白地域における移動手段の持続的な確保、都市部における公共交通の利用環境改善、道路の渋滞緩和、安全・安心の確保やバリアフリー※化などが求められています。

業務核都市※構想に基づく広域交通ネットワーク※形成において、首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジが設置され、また、ひたち野うしく駅を中心とした新市街地の開発もあり、これらは本市の大きな強みになっています。その一方で、牛久駅周辺の市街地の空洞化や東部の農村地域の人口減少などが課題となっています。そのため、今後は持続可能で発展性のある都市形成に向けて、地域ごとの役割や機能の方向性を明確にし、適切な土地利用をすすめていくことが求められています。

## 産業

わが国全体の経済は、1990年代のバブル経済の崩壊以降、「失われた20年」といわれるほど長期間停滞していましたが、近年の経済政策等により企業収益、雇用・所得は改善傾向となっています。

地域の経済についても、平成28年4月には有効求人倍率がすべての都道府県で1倍を超え、時間あたりの賃金も多くの都道府県で上昇するなど、改善の傾向がみられるようになってきました。しかし、少子高齢化や人口減少といった変化もあり、地方によっては経済環境の厳しいところもみられます。

本市では、ベッドタウンとして市外からの転入が多く、人口の増加が続いています。しかし、高齢化の進展による労働力人口の減少などにより、今後は市内経済が縮小に向かっていくことも考えられます。また、進学等で転出した若者が戻ってこないことや女性の就業率が県平均よりも低いことなど、市内の雇用不足が原因と考えられる状況もみられます。そのため、若者や女性の雇用創出や、多様な働き方に対応できる環境づくりなどが求められています。

近年、地方における「しごと」や「まちのにぎわい」の創出といった観点などから、農業や観光といった地域資源を活用した産業の育成が重視されるようになってきました。本市においても、豊かな自然資源や国指定の重要文化財であるシャトーカミヤ、青銅製立像で世界一高いとされている牛久大仏など、農業や観光の振興に活用できる資源があります。今後は、こうした地域資源を十分に活かした市内産業の育成や雇用の創出、交流人口の増加促進などが求められています。

## 自然環境

地球規模での気候変動がすすみ、世界各国が一丸となって、地球温暖化の防止に取り組んでいます。一方、経済新興国の台頭、化石燃料の大量消費などにより、二酸化炭素等の温室効果ガスは依然増加し、地球温暖化などの影響は年々顕在化しており、洪水や干ばつが頻繁に発生するなど、近年、多くの異常気象が発生しています。

また、生態系の変化、感染症の拡大、水・食料不足などが、ヒトの健康や社会経済活動のあらゆる分野に深刻な影響を与えており、今後この傾向はさらに強まるものと予測されます。

地球規模での環境改善には、すべての人が環境に配慮した取り組みをすすめ、大小の効果を積み上げていくことが大切であり、国や企業の取り組みだけでなく、市民一人一人が日常的な環境対策に関わり、実行していくことが求められています。

本市においては、牛久沼や市域を横断する小野川を中心にした水辺環境、里山などの緑、優良な農地など、現在残されている身近な自然資源や、そこに生息する生物の多様性に配慮し、また新たな緑を創出することにより、豊かな自然環境を次の世代につないでいく努力が一層求められています。

## 行政運営

これまでの地方分権改革において、国は、地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に転換するという理念を掲げ、地方への事務・権限の移譲や規制緩和などにより、地方の自主自立性の拡大のための仕組みづくりをすすめてきました。また地方は、地域課題の解決や活性化などの様々な場面で市民の自発的な参加・参画を得ながら、住民自治の基盤づくりをすすめてきました。

このような取り組みをすすめている中で、わが国は成熟社会を迎え、地域における課題はますます多様化、複雑化し、これまでのような画一的な対応での解決が困難になっており、それぞれの地域の実情に応じた対応が必要になっています。それに加えて、少子高齢化による税収減少と社会保障費の大幅な増加などによる財政的な制約も強まっており、行財政運営の効率化が必要となっています。

そのため、市民がより主体的に地域の課題を解決できるよう、行政情報を発信し共有しながら、政策形成などにおいて市民の意見や要望を十分に取り入れる機会を積極的につくり、実践において「協働」していくことが求められています。また、強まる財政制約に対しては、人材育成やITの活用によるサービスの質の向上と効率化をすすめるとともに、市町村連携による広域行政サービスの拡充などが求められています。

### 〔用語解説〕

生涯学習	学習者の自由な意思に基づいてそれぞれに合った方法で生涯にわたって学習していくこと。1990年（平成2年）生涯学習振興法で法制化。
グローバル化	社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。
情報化	情報が諸資源と同等の価値を有し、それらを中心として機能する社会のことを情報化社会といい、そのような社会に変化していくことを情報化という。
健康寿命	世界保健機関（WHO）が2000年に提唱した概念。平均寿命は寿命の長さを表しているが、健康寿命は、日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命を維持し自立した生活ができる生存期間を表す。
IT（ICT）	「information technology（情報技術）」。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的に指している語。ICT「information and communication technology（情報通信技術）」とほぼ同義。
バリアフリー	障がい者や高齢者の日常生活の妨げとなる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。
業務核都市	東京一極集中を是正するため、東京圏周辺部に業務機能の受け皿の核として整備を図っていく都市。多極分散型国土形成促進法で定められており、茨城県では土浦市、つくば市、牛久市、荻崎町（当時）が「土浦・つくば・牛久業務核都市」に位置付けられている。
ネットワーク	網状のつながり。ハード面では、道路や通信基盤などのつながりの状態を指す。また、ソフト面では、人と人とのつながり、地域におけるコミュニティのつながりまたはつながりの状態を指す。



# 基本構想

序論

**基本構想**

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

# 第 1 章 まちづくりの将来像

本市の発展から熟成に向けて、第 2 次総合計画に基づいたまちづくりをすすめてきましたが、少子高齢社会の一層の進行、経済情勢の変化など、本市を取り巻く状況はさらに厳しさを増しているといえます。

これまでの日本企業社会においては、大量生産と大量流通、行き過ぎた効率化がすすみ、競争と効率とスピードが優先されてきましたが、本市の地域経営においては、市民がお互いに助け合い、自然や食とのつながりを持って、ゆったりと心豊かに暮らす「スローライフ」の実現できるまちづくりをすすめていくことを念頭に置くものとします。

これにより、市民が郷土に愛着を持ち、里山を代表とする緑に囲まれた自然を感じながらの暮らし、牛久の大地からの恵みを感じられる暮らしなど、「牛久ならではの」新しい価値を創造していくまちづくりをすすめていきます。

こうした考え方に立ち、本計画の将来像については、メインタイトル「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」、サブタイトル「美しい水辺と緑の自然に恵まれた環境の中で、信頼ある行政運営を目指し、暮らしやすく笑顔があふれる まちづくり」とし、タウンミーティングや市民満足度調査などにより、適時市民の意向を確認しながら、よりまちづくりの熟度を高めていくものとします。

また、この将来像を実現するため、市民、行政、民間の団体や事業者など、多様な主体がそれぞれの個性や強みを持ち寄ってまちづくりに取り組み、さらには新しいモノやコトを生み出していくといった、「協働・協創のまちづくり」をすすめていきます。

## 牛久市第3次総合計画

メインタイトル：**笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく**

サブタイトル：**う** 美しい水辺と緑の自然に恵まれた環境の中で

**し** 信頼ある行政運営を目指し

**く** 暮らしやすく笑顔があふれる まちづくり

**市民**

**行政**

**協働・協創**

**民間**

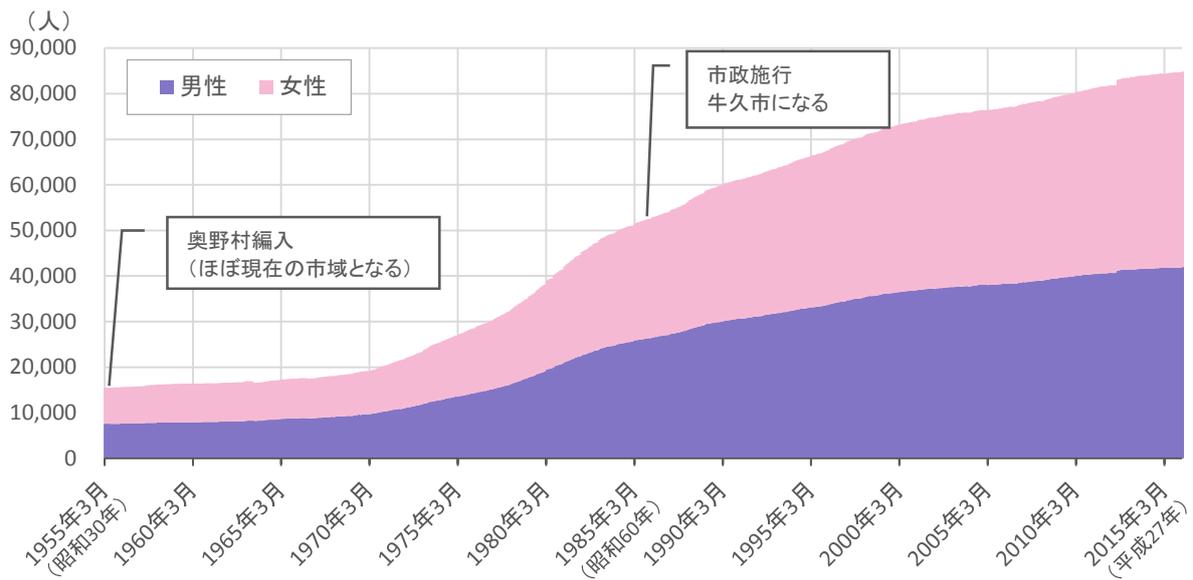
(団体・事業者)

# 第2章 将来人口

## 1. 牛久市の人口動向

### (1) 総人口の推移

本市は、1955年(昭和30年)に旧牛久町が奥野村と合併したことによってほぼ現在の市域となり、当時の総人口は約1万5千人でした。その後の十数年間は、1年間に数十人から数百人程度で人口が増加していきました。1970年代に入ると、1年間の人口増加数が1千人を超えるようになり、市政が施行された1986年(昭和61年)には総人口5万人を超えていました。2000年頃からの年間の人口増加数はやや鈍化するものの、一貫して増加が続き、2016年(平成28年)8月には85,000人を超え、同年12月末の総人口は、85,022人となっています。

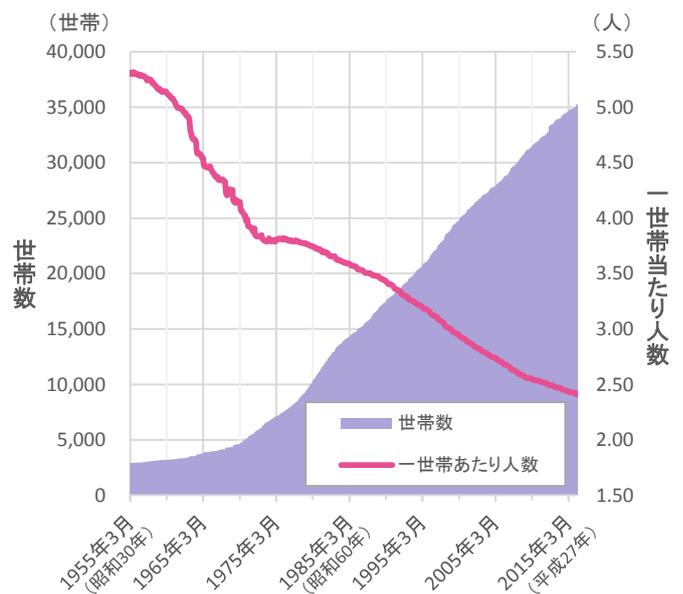


資料：住民基本台帳

### (2) 世帯数および一世帯当たり人員の推移

世帯数は一貫して増加傾向であり、1955年(昭和30年)頃は3千世帯未満でしたが、市政施行時の1986年(昭和61年)には1万5千世帯を超え、2016年(平成28年)12月末の世帯数は35,419世帯となっています。

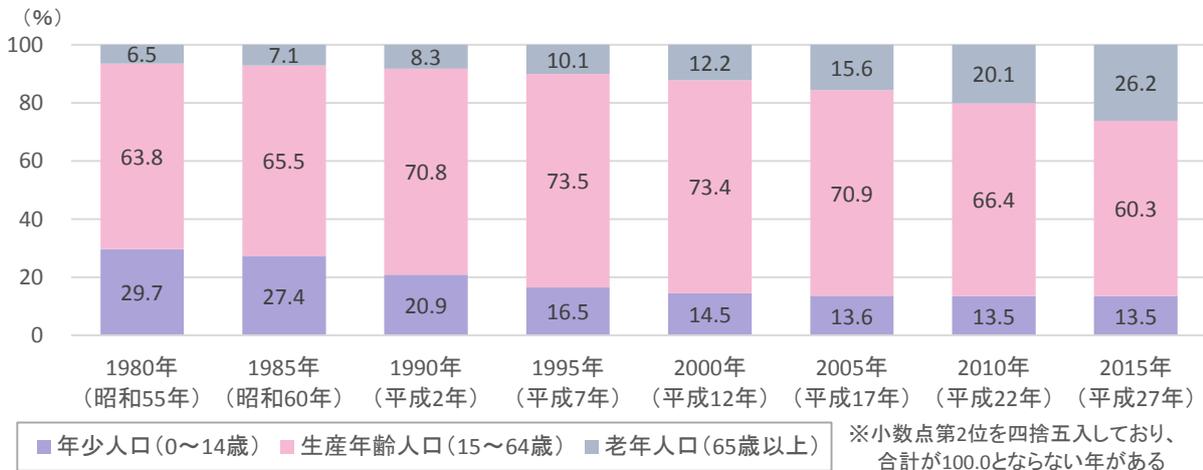
一世帯当たり人数は、1955年(昭和30年)当時は約5.3人でしたが、1970年代の一時期を除いて減少が続き、2016年(平成28年)12月末現在では2.4人となっています。



資料：住民基本台帳

### (3) 年齢3区分別人口割合の推移

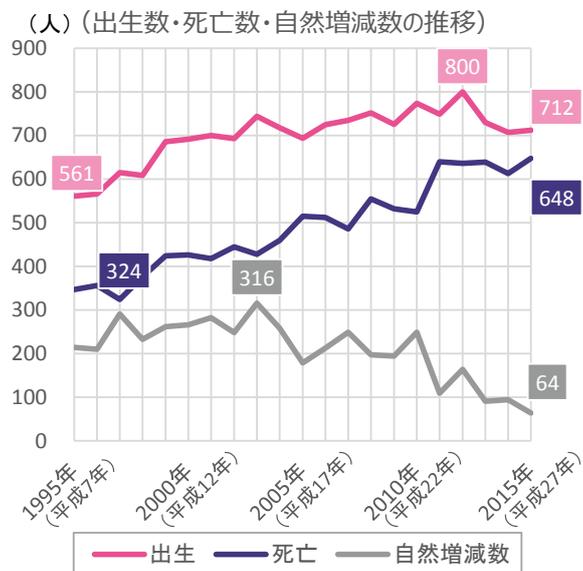
1980年（昭和55年）から2015年（平成27年）までの年齢3区分別人口割合の推移からは、年少人口割合の低下と老年人口割合の上昇がみられ、少子高齢化が進行していることがわかります。少子化は、2000年まで急速に進行しましたが、その後の進行は穏やかになっています。一方高齢化は、2000年以降進行を速めています。



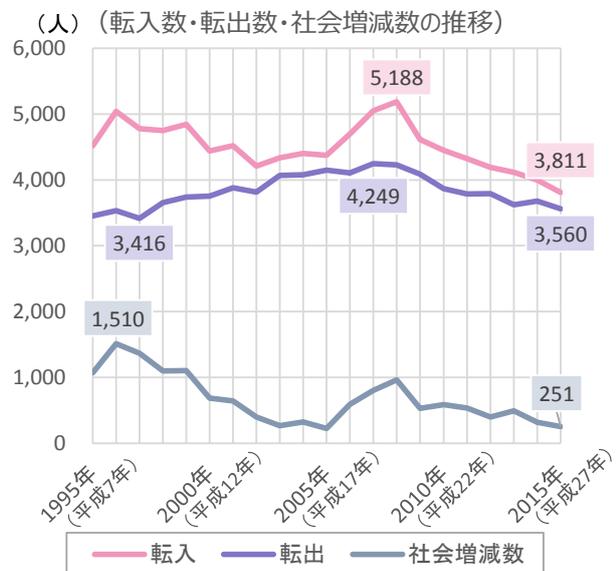
資料：国勢調査

### (4) 自然増減と社会増減の推移

本市は、出生数が死亡数を上回ることによる自然増加と、転入数が転出数を上回ることによる社会増加の両方によって人口の増加が継続しています。しかし、近年は死亡数増加による自然増加数の減少、主に転入数の減少による社会増加数の減少がみられます。



資料：茨城県常住人口調査

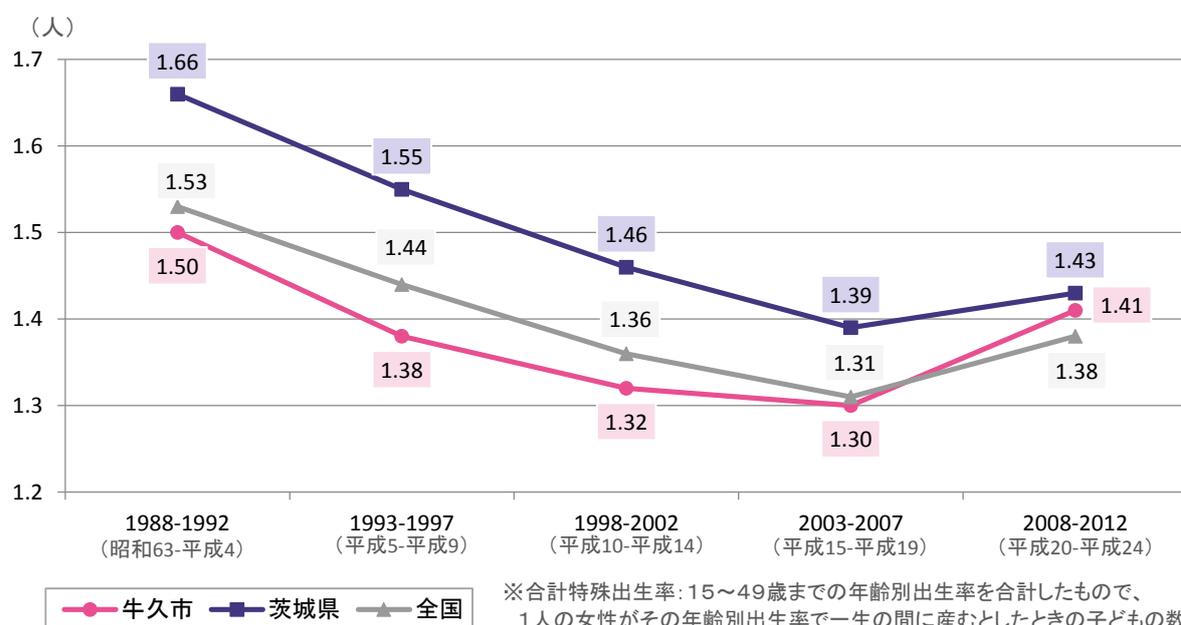


資料：茨城県常住人口調査

### (5) 合計特殊出生率の推移

5年ごとの合計特殊出生率※の平均の推移をみると、牛久市では1988年（昭和63年）から2007年（平成19年）にかけて低下を続け、1.30になりましたが、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の平均値は上昇に転じ、1.41となりました。

本市と、全国と茨城県の合計特殊出生率を比較すると、1988年（昭和63年）から2007年（平成19年）にかけて、牛久市のほうが全国や茨城県よりも低い値でしたが、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の平均値では、本市の値が全国や茨城県と比較して大きな伸びを示したこともあり、全国の値を上回り、茨城県の値に近づきました。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

## 2. 将来人口

### (1) 設定にあたって

本市では、平成 27 年度に策定した「牛久市人口ビジョン」において、2060 年の将来人口の目標を設定しました。その中で、本計画の最終年度である 2020 年（平成 32 年）の人口も推計しており、本計画においては、この推計値を目標として設定するものとします。

この推計値の設定にあたっては、国が全国の地方自治体に配布した将来人口をシミュレーションするためのワークシートを用いて、「合計特殊出生率」と「純移動率※」の 2 つを変数に対して目標値を設定し、計算を行ないました。また、推計のもととなる人口データについては、数値を適時把握可能な住民基本台帳の値を用いることとしました（2015 年（平成 27 年）3 月 31 日の値）。

### (2) 目標値の算出について

#### ① 合計特殊出生率

公表されている本市の直近の合計特殊出生率は、2008 年（平成 20 年）から 2012 年（平成 24 年）の平均値で 1.41 です。人口を維持していくために必要な水準とされている合計特殊出生率（人口置換水準）は 2.07 から 2.08（およそ 2.1）ですが、これを大きく下回っており、このままでは少子高齢化が加速し、人口減少に転じることが予想されます。

一方で、平成 27 年度におこなった「出産・子育てに関するアンケート調査」によると、市民が希望する子どもの数は 2.11 人以上という結果であり、現在の出生率とは大きな差があることが分かっています。

そのため本市では、市民の出産・子育ての希望をかなえていくことで出生数の増加を促していくこととし、合計特殊出生率の目標を、人口置換水準の「2.1」と設定しました。

#### ② 純移動率

純移動率については、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）が、全国の人口の将来推計を行なう際に市町村ごとに設定した数値を用いました。社人研では、2005 年（平成 17 年）から 2010 年（平成 22 年）の純移動率をベースとし、純移動率が縮小し、2035 年以降は一定となるという仮定で計算しています。

本市においては、社会増減がプラスで推移している地域であるため、この傾向が縮小しながらも継続していくという前提となります。

この前提どおりに推移していくためには、本市は今後も定住の地として「選ばれ続ける」ことで、転入超過を継続していくことが必要となります。

## 将来人口推計における目標値

合計特殊出生率  
2.1

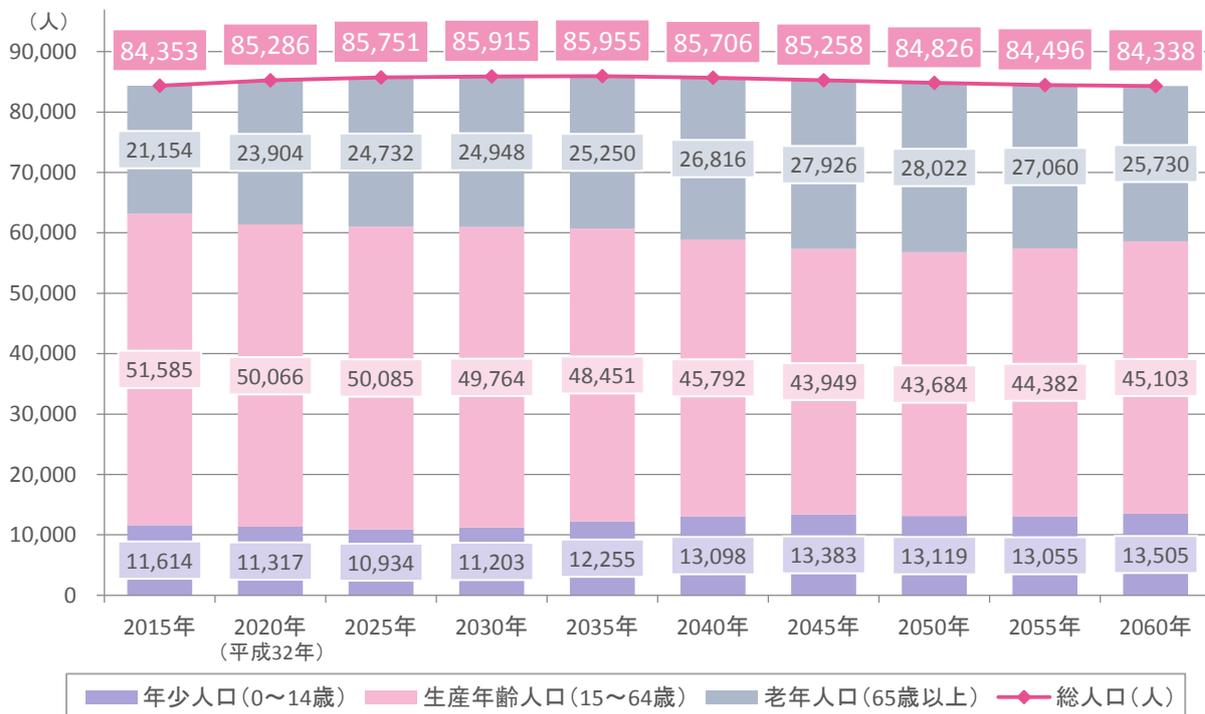
+

転入超過継続

### (3) 総人口の推計

「合計特殊出生率 2.1 の達成」および「転入超過の維持」により、2060 年の人口は、84,338 人と計算されます。そこで牛久市人口ビジョンでは、人口目標を現在と同水準の「8 万 4 千人」を掲げました。全国的に人口が減少していく中で、この積極的な目標の実現に向けた取り組みをすすめていきます。

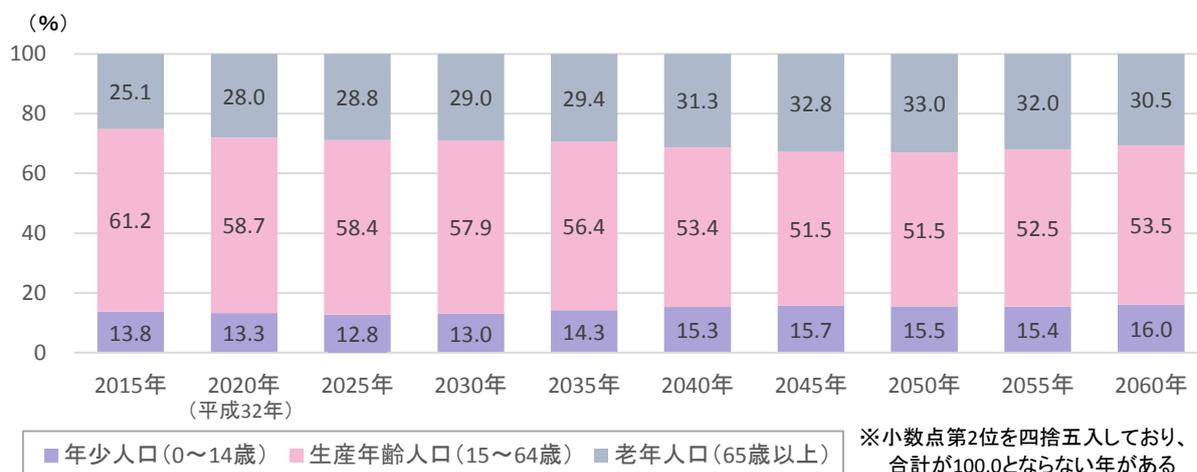
本計画の終了年度である 2020 年（平成 32 年）の人口は 85,286 人です。



資料：牛久市人口ビジョン

### (4) 年齢 3 区分別人口割合の推計

この推計によると、年少人口割合は 2025 年に最低となり上昇に転じます。生産年齢人口割合は、2050 年に最低となり上昇に転じます。老年人口割合は、2050 年まで上昇を続け、その後低下していきます。



資料：牛久市人口ビジョン

## (5) 産業別就業者数の推計

### ① 推計の方法について

本推計は、推計年度ごとの「総就業者数」と「産業大分類（3分類）ごとの就業者割合」を設定し、これらを用いることによって算出しました。

総就業者数は、就業率は変化しないものと仮定し、牛久市人口ビジョンで推計している男女別・5歳階級別人口に対し、2010年の男女別・5歳階級別の就業率を乗じたものの総和によって設定しました。

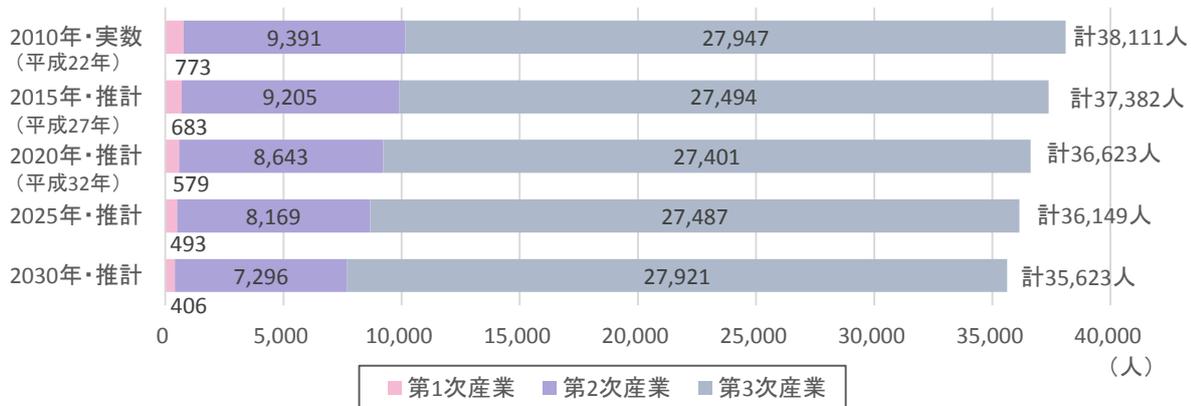
産業大分類ごとの就業者割合は、これまでの傾向が継続するが、変化の幅は縮小するものと仮定し、1990年から2010年の5年ごとの就業者数（実数）の変化率の平均から1を除いた数の2分の1の変化で推移していくものと仮定しました。

なお、第3次産業には分類不能の産業を含むこととします。

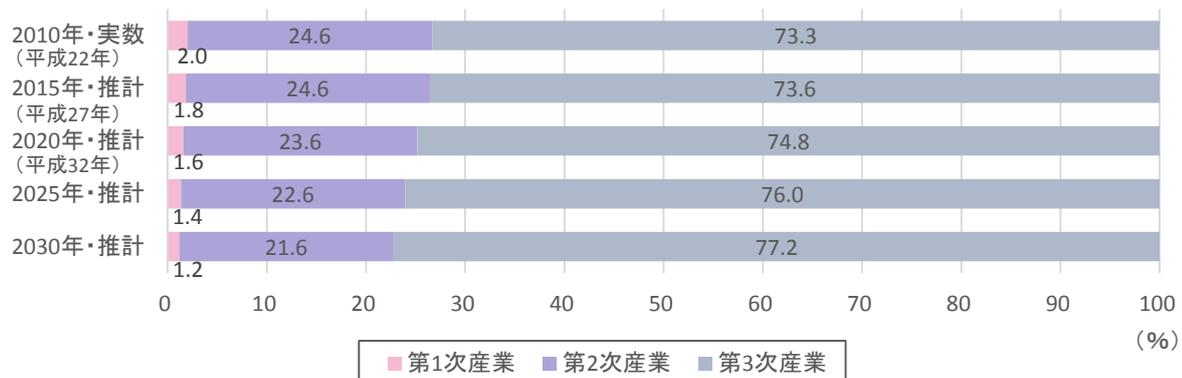
### ② 推計結果

2010年から2030年にかけて、総就業者数が約2,500人減少、第3次産業はほぼ変化ありませんが、第2次産業で2,000人以上の減少と推計され、第1次産業においては現在の半数程度の就業者数になると推計されます。

### [産業別就業者数]



### [産業別就業者割合]



[用語解説]

合計特殊出生率	15 から 49 歳までの年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性とその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数。
純移動率	特定の時期、場所における移入民と移出民の差を表した人口統計学の用語。純移動率が正の値の場合は転入者が転出者より多いことを表し、負の値の場合は転出者が多いことを表す。
第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業	経済発展の概念から産業構造をみるための 3 部門概念。第 1 次産業は農業を中心とする採取産業であり、第 2 次産業は製造業を中心とする物資の加工業、第 3 次産業はいっさいのサービス産業。

# 第3章 土地利用の基本的考え方

## 1. 基本的な考え方

地域循環型社会※の構築と市民が郷土に愛着と誇りを持ち、自然や地域文化とのつながりの中で、ゆったりと暮らす「スローライフ」の実現とともに、新たな活力やにぎわいの創造につながる土地利用を目指します。

### (1) 市街地と自然環境の調和

- 牛久沼、小野川とその周辺などの大きな水と緑を守りつつ、市街地を取り囲む緑が、市街地内の公園や緑地、街路樹等の緑を経由して各家庭までつながるような緑のネットワーク※を形成して、緑で囲まれたまちから、緑と共存するまちを目指します。
- 牛久駅およびシャトー周辺の中心市街地、景観重点地区である牛久沼周辺地区や遠山地区、結束地区を結ぶ線を、緑のネットワークの中心軸と位置づけます。

### (2) 人口定着に資する効率的な土地利用

- 中心市街地の活性化や主要な施設が集約されたコンパクトな都市構造への転換を図り、人口の定着と緩やかな増加を目指します。

### (3) 地域の特徴にあった生活圏の形成

- 小学校を中心とした地域を地域福祉コミュニティ圏域※と位置づけ、だれもが暮らしやすい地域の特徴にあった生活圏の形成を目指します。各コミュニティ圏域は、中心市街地と緑のネットワークで結ばれ、徒歩または自転車での移動を推進していくものとします。

## 2. エリア別土地利用の方針

本市内の土地利用を市街地エリア（市街化区域※）と自然環境保全エリア（市街化調整区域※）に区分し、それぞれの特徴を活かして、適切に誘導します。

### (1) 市街地エリア

#### ① 中心市街地（牛久駅・シャトー周辺）

- 市の玄関口中心にふさわしいにぎわいと魅力のある都市拠点の形成を目指します。
- 商業施設や交流・福祉施設の集積をすすめます。
- 高齢者に優しいまちづくりを目指し、公共交通そして徒歩での移動を推進していきます。

#### ② 新市街地（ひたち野うしく駅周辺）

- 筑波研究学園都市の研究開発機能と関連し、業務、商業、文化等の機能の導入を図ります。また、自然環境と調和した職住近接型の住宅地の整備をすすめます。

#### ③ 既存の住宅地

- 中心市街地・新市街地の外側の概ねの市街化区域内を住宅地として位置づけます。
- 道路や公園など都市施設の老朽化の改善を図り、居住環境の向上に努めます。

#### ④工業地

- 既存の工業団地および工場が集積して立地する範囲を工業地として位置づけます。
- 本市の産業基盤を支える生産拠点とし、周辺の自然環境や住環境との調和を図りながら、さらなる生産性を高めていきます。
- 阿見東 I C から 2 つの工業団地周辺については、自然環境や農業環境との調和を図りながら、交通利便性を活かした流通・工業ゾーンとして土地利用を図ります。

#### ⑤流通・業務地

- 首都圏中央連絡自動車道の開通に伴い、つくば牛久 I C の周辺を本市の流通・業務地とし、自然環境や居住環境との調和を図りながら良好な生産環境の維持・向上に努めます。
- 交通利便性を活かした、流通・業務、住宅などを併せた複合的な土地利用をすすめます。

### (2) 自然環境保全エリア（市街化調整区域）

#### ①緑地(自然環境)

- 近郊緑地保全区域※に指定されている牛久沼周辺について、今後も積極的に、現存する自然環境や景観の保全に努めます。
- 市内を流れる河川周辺の緑地や台地上にまとまった平地林、台地をふちどる斜面林等は、牛久の里山を特徴づける景観として位置づけ、その保全に努めます。
- 市内に現存する希少な動植物とその生息環境について保護すべき自然環境と位置づけ、その保全に努めます。

#### ②農地

- 農用地区域指定の農地や農業生産基盤整備事業を行った農地、本市の東部、中央南、南部地域の農地について、保全・活用を図る農地として位置づけます。
- 農林業の振興を前提にした土地の保全・活用を図るよう、適正に誘導します。

#### ③既存集落地

- 農地や平地林に点在する既存の集落地について、地域の実情に応じ、生活利便性の向上や活力を維持するよう誘導します。
- 地域福祉コミュニティ圏域を形成するため、市街化区域に隣接した地域では、住民の意向にそった地区の特性にふさわしい土地利用を推進します。

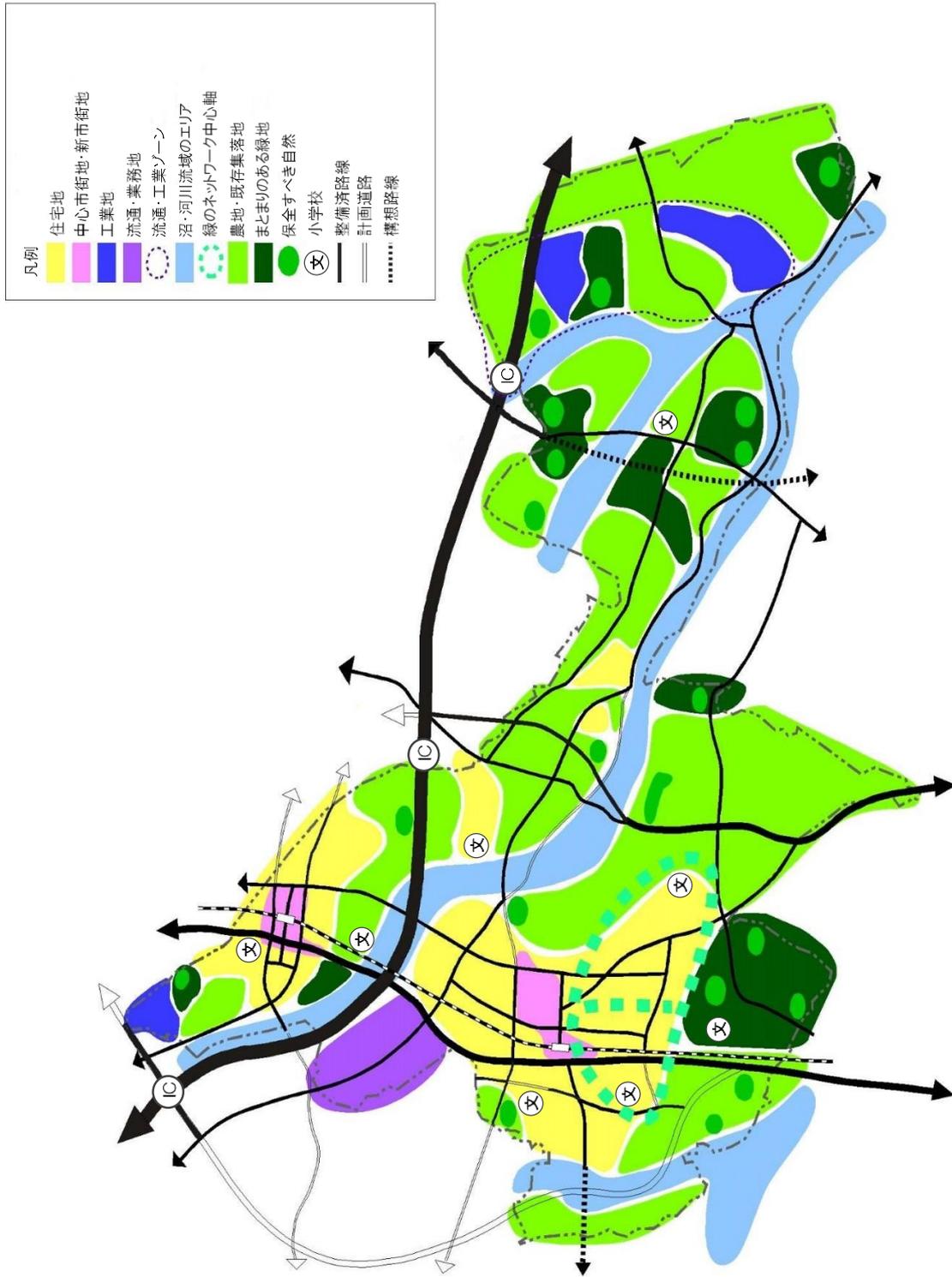
### (3) 沼・河川流域のエリア

- 水と緑のネットワークについては、市街地エリアと自然環境保全エリアを結ぶ役割を担うものとし、実際に緑を取り込み、つなぐことで、緑と共存するまちづくりを目指すものとします。

[用語解説]

循環型社会	これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システムが循環型社会。いいかえれば、資源の循環利用をすすめ、環境への負荷を最少にして自然に戻す社会、将来世代のため、資源や地球環境を大切にする社会のこと。
ネットワーク	網状のつながり。ハード面では、道路や通信基盤などのつながりの状態を指す。また、ソフト面では、人と人とのつながり、地域におけるコミュニティのつながりまたはつながりの状態を指す。
地域福祉コミュニティ圏域	各地域が担うべき福祉活動が行われるおおよその範囲、地域。
市街化区域	都市計画において、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づき国土交通大臣により指定されるもので、都市近郊の樹林地など自然環境が豊かな地域で、かつ相当規模の広さを有する地域のうち、無秩序な市街化の恐れが大きく、かつ快適な都市環境づくりに不可欠な区域。

[土地利用構想図]

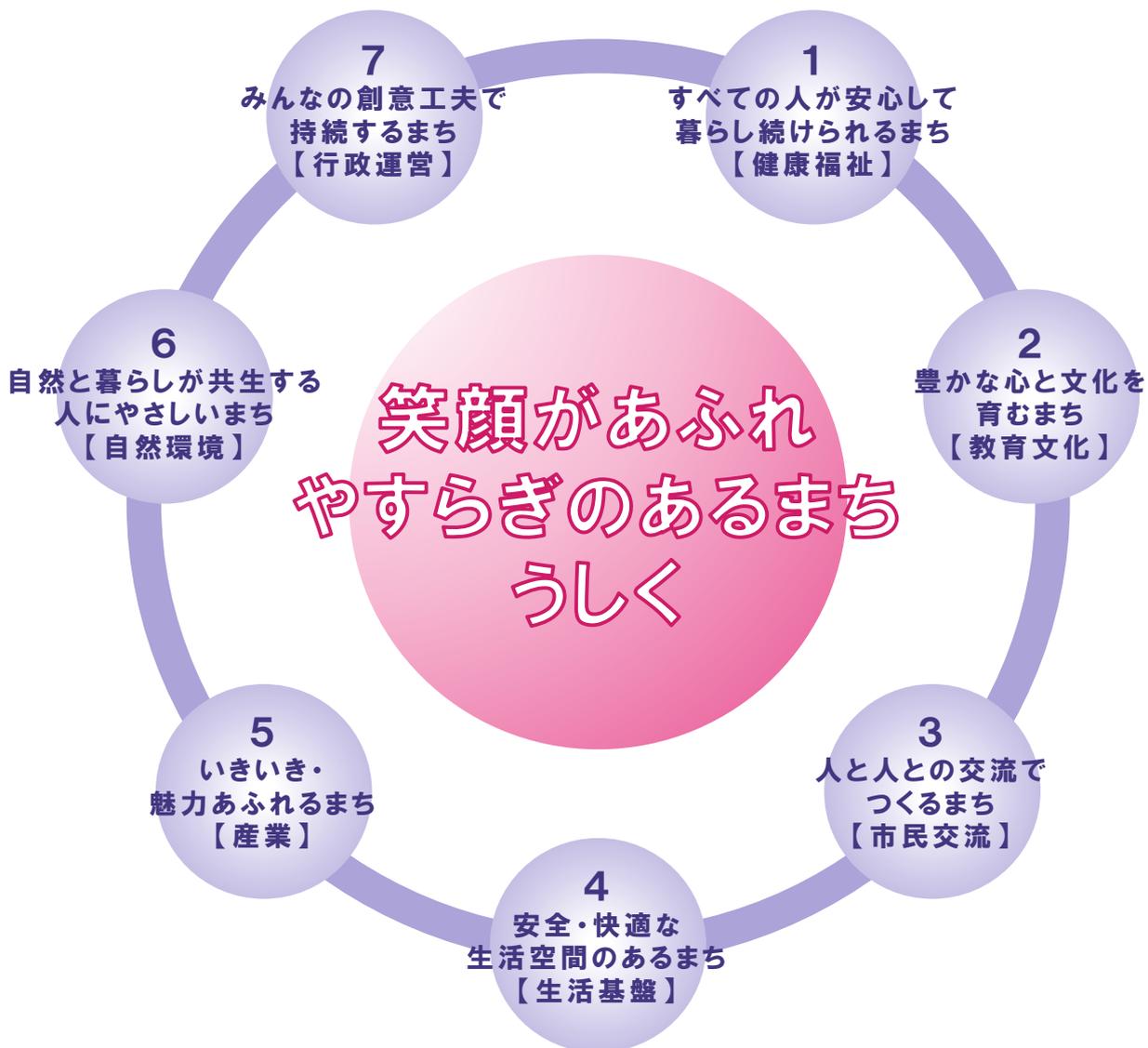


## 第4章 施策の大綱

平成23年に第3次総合計画の基本構想を策定する際、本市が目指すまちづくりの将来像として、「笑顔があふれやすらぎのあるまち うしく」を掲げました。

施策大綱は、今後のまちづくりのあり方を市民と共有し、市民との「協働」「協創」による取り組みをすすめていくために、10年間の基本理念を7つの分野ごとに設定したものです。

前期基本計画は、この施策大綱に基づいた施策を設定し、事業を展開してきましたが、後期基本計画についても、この施策大綱に基づいた現行施策の見直しや新規施策の導入を行い、事業を展開していきます。



# 1 健康福祉

## すべての人が安心して 暮らし続けられるまち

- ◆すべての市民が心身ともに健康で、明るく幸せな生活を営んでいくため、市民が相互に認め合い、支え合える福祉社会の実現を目指します。
- ◆今後も市民の福祉に対する理解を深め、地域で支え合い、人々がいきいきと暮らすことのできる福祉体制の充実や整備をすすめます。
- ◆市民、地域、事業者、行政などが協働して、身近な地域を基盤とした福祉をすすめていきます。
- ◆社会経験豊富で豊かな知識と情熱を持った地域の人財を発掘し、まちづくりに活かせる環境をつくっていきます。

### 主 な と り く み

- 安心して社会生活を送ることのできる環境を整えます
- 安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを支援します
- 高齢者が安心して生活できる環境を整えます
- 障がい者の自立・社会参加を促進します
- 市民の健康の確保、健康づくりを支援します
- 犯罪のない安全な地域づくりをすすめます

# 2 教育文化

## 豊かな心と文化を育むまち

- ◆少子高齢化、グローバル化※、情報化※などの社会変化に応じた教育環境の見直し、充実を図ります。
- ◆物質的な豊かさを求める生活スタイルが見直され、心豊かで質の高い生活を送るための学習（生涯学習※）やスポーツ・レクリエーション活動に取り組む習慣が、市民において定着しつつあり、これらを支える環境の整備をすすめます。
- ◆様々な人々の活動が、よりよい地域社会づくりにも結びついていくような社会を構築し、未来の人づくり・文化へと継承していきます。

### 主 な と り く み

- 「心」を重視した教育をすすめます
- 学習指導内容の充実や教育環境の整備を一体的にすすめます
- 市民の多様な生涯学習活動を支援します
- 牛久市固有の伝統文化の継承、市民文化の創造や文化芸術活動を支援します
- 未来の牛久市を支える青少年を健全に育成します

### 3

#### 市民交流

## 人と人との交流でつくるまち

- ◆人々の考え方やライフスタイルは益々多様化しており、新しい地域への関わりや、健全なコミュニティのあり方を模索しながら、地域に住む人が自らの手で、より住みよいまちにすることができるようにしていきます。
- ◆厳しい社会情勢にあって、コミュニティの重要性は益々高まっています。地域の人々が、それぞれの地域の特性や個性を見つめなおし共有することで、自らの地域を知り、愛する心を育み、人々のふれあいがあふれるまちを目指します。
- ◆身近な地域の様々な問題を解決していくために、みんなで話し合い、問題を共有できる場づくり、すなわち「たまり場※」づくりをすすめていきます。
- ◆定年を迎えた多くの世代の方々が、地域における生活の時間を有意義に過ごすことのできる地域のコミュニティをつくっていきます。

#### 主 なとりのくみ

- 幅広い市民参加を促進します
- コミュニティ活動の充実を支援します
- たまり場づくりを推進します
- 男女共同参画社会としての環境づくりをすすめます
- 国際交流を推進します

### 4

#### 生活基盤

## 安全・快適な生活空間のあるまち

- ◆都市と自然のバランスのとれた調和のある土地利用のもと、本市ならではの景観形成や、街中のバリアフリー※化などをすすめ、安全、快適、そして便利な、住む人に魅力あるまちを目指します。
- ◆安全で快適な暮らしを維持していくために、災害に強いまちづくりをすすめるとともに、市内の交通環境の充実や、超高齢社会※を前提にした住む人にやさしいまちづくりをすすめます。

#### 主 なとりのくみ

- 広域交通網や幹線道路の整備、地域交通網の充実をすすめます
- 身近な生活基盤を充実します
- 適切な土地利用や牛久らしい景観づくりをすすめます
- 地域の情報化をすすめます
- 適正な衛生環境を確保します
- 消防・防災対策、交通安全対策をすすめます

# 5 産業

## いきいき・魅力あふれるまち

- ◆市民がお互いに助け合い、自然と食とのつながりをもって、ゆったりと暮らせるまちづくりをすすめていきます。
- ◆自然の恵みや地域固有の資源、特産物を活かした都市観光※の推進などにより、交流人口の増加と地場産業の充実を図ります。
- ◆地元の食材を大切にするスローフードの概念に基づいた地産地消※の推進などにより、農業の振興を図り雇用を創出していきます。
- ◆進学や就職で市外へ出て行ったまま戻ってこない若者が多いことや、十分な収入の確保が難しい世帯がある中で、地域に雇用を生み出し、就業を促進するなど、本市で暮らし続けられるための環境づくりをすすめます。
- ◆地域の活力を支える本市の基幹産業を維持、充実させるため、多様な意見を取り入れて、地域の実情に応じた産業振興策をすすめていきます。
- ◆本市を訪れる人々へのもてなしの心を醸成し、様々な人々との交流を楽しみながら、本市の「活性化」をすすめていきます。

### 主 な と り く み

- 都市機能の向上と産業基盤を充実します
- 主要産業（農業、商業、工業、観光）を振興します
- 市民の就業機会を確保します

## 6

### 自然環境

## 自然と暮らしが共生する 人にやさしいまち

- ◆耕作放棄地を再生し、自然環境の保護を図り、資源循環型社会※としてバイオスタウンの構築を目指します。
- ◆地球規模での環境の変化が顕在化し、低炭素社会※の実現が叫ばれる中、エネルギー消費などに配慮するとともに、多様な生物が住みやすい環境のあり方として、人々の生活が自然の営みと一体にあることを再認識し、日々の生活の足元から環境に優しい持続可能な社会を実現していきます。
- ◆本市は茨城観光百選にも選ばれている牛久沼に接しており、里山や市域を横断する小野川を軸に、豊かな水辺と緑の風光明媚な風景が広がります。これらを本市の固有の財産として、また本市の魅力を高める資源として市民と共有しながら、次の世代へと引き継いでいきます。

### 主なとりくみ

- 地球環境に配慮した地域づくりを支援します
- ごみ減量化・資源化や適切な処理をすすめます
- 自然環境を保護し、みどりの創出に努めます
- 沼、河川を中心にした水辺環境の保全や水質の改善を図ります
- 自然と調和する生活環境づくりをすすめます
- 地域資源である里山を保全します

## 7

### 行政運営

## みんなの創意工夫で 持続するまち

- ◆厳しい社会情勢を踏まえて、一層効率的、効果的な行財政運営をすすめます。
- ◆まちづくりをすすめるにあたっては、市民、行政、民間の団体や事業者など、多様な主体がそれぞれの役割分担のもとで協働の立場に立ち、限られた財源、資源を有効に活かしていきます。
- ◆協働のまちづくりをすすめるために市民との情報の共有化が求められている中、様々な情報をわかりやすく伝えるよう努めていきます。

### 主なとりくみ

- 行政活動における透明性を確保します
- 行政・市民相互の情報の共有化をすすめます
- 行政運営システムの改善のもと効率的な行財政運営に努めます
- 地域の特性にあった、広域連携をすすめます
- 市民に分かりやすい情報の発信に努めます

[用語解説]

グローバル化	社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。
情報化	情報が諸資源と同等の価値を有し、それらを中心として機能する社会のことを情報化社会といい、そのような社会に変化していくことを情報化という。
生涯学習	学習者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくこと。1990年（平成2年）生涯学習振興法で法制化。
たまり場	地域住民、特定の仲間などがいつも寄り集まる一定の場所。本市では、地域コミュニティの活性化に貢献している集会所や区民会館を「たまり場」と呼ぶ。
バリアフリー	障がい者や高齢者の日常生活の妨げとなる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。
超高齢社会	総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率というが、世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。
都市観光	名所・旧跡を見るといった従来型の「観光」ばかりだけでなく、芸術、アミューズメント、ショッピング、飲食を楽しんだり、その都市の町並みや文化遺産など歴史・文化に触れたり、市（いち）などを訪れ市民の暮らしに接し、地域の人々と交流するなど、都市の様々な魅力を体験する事を総称した概念、また、その活動。
地産地消	その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。
循環型社会	これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システムが循環型社会。いいかえれば、資源の循環利用をすすめ、環境への負荷を最少にして自然に戻す社会、将来世代のため、資源や地球環境を大切にする社会のこと。
低炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章



# 基本計画

序論

基本構想

**基本計画**

第1章

第2章

第3章

第4章

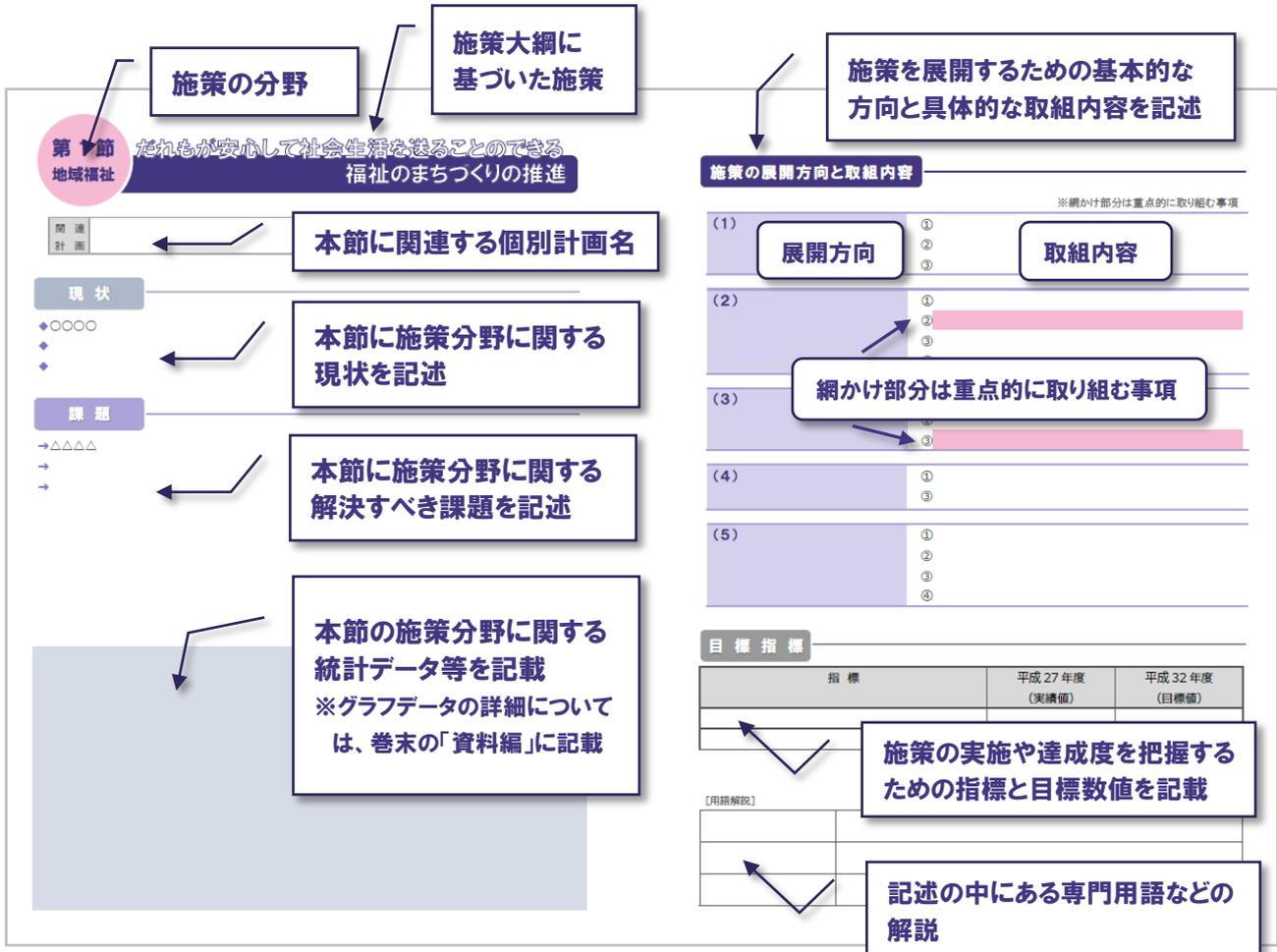
第5章

第6章

第7章

# [基本計画の構成]

以下の通り、分野ごとに記述しています。



# 第1章 すべての人が 安心して暮らし続けられるまち 【健康福祉】

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



# 施策体系

## 第1章 【健康福祉】

すべての人が安心して暮らし続けられるまち

### 節

第1節【地域福祉】  
だれもが安心して社会生活を送ることができる  
福祉のまちづくりの推進

第2節【子ども福祉】  
安心して子どもを産み育てることができる  
地域づくり

第3節【高齢者福祉】  
高齢者が安心して生活できるための  
環境づくり

第4節【障がい福祉】  
障がいのある人の自立・社会参加の促進

第5節【保健・医療】  
充実した保健・医療体制等による  
市民の健康の確保

第6節【防犯】  
犯罪のない安全な地域づくり

## 施策の展開方向

- (1) 市民みんなで支えあう意識を醸成する（地域福祉に関する理解促進）
- (2) 地域ぐるみの支えあい活動を促進する（市民主体の地域福祉活動の支援）
- (3) 支援の必要な市民の暮らしを守る（社会福祉サービスの充実）
- (4) 市民が必要とする福祉サービスを適切に提供する（社会福祉サービス提供体制の充実）
- (5) だれもが快適に過ごせる「ひとにやさしいまち」をつくる（福祉のまちづくりの推進）

- (1) 親子のこころと生活の安定を支援する（出産・子育てサービス（相談・交流・給付）の充実、ひとり親家庭の支援）
- (2) 安心して子どもを預けられる体制を整える（保育・預かりサービスの充実）
- (3) 子育て世帯の社会参加と家庭生活との調和を支援する（男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進）
- (4) 地域ぐるみの子育て活動を促進する（市民による子育て活動の支援）
- (5) すべての子どもが夢と希望を持って成長する権利を守る（有害環境からの保護、支援が必要な家庭の早期発見と対策）

- (1) 高齢者の生きがいづくりを支援する（社会参加、生涯学習支援）
- (2) 高齢者の健康維持・向上を支援する（介護予防を重視した福祉サービスの充実）
- (3) 高齢者の地域における安心な暮らしを支援する（介護支援サービスの基盤整備・質的向上）
- (4) 高齢者と介護者のこころからだ、生活の不安を軽減する（高齢者福祉サービスの充実）
- (5) 高齢者と介護者に必要なサービスを適切に提供する（総合的な高齢者福祉サービス提供体制の整備）

- (1) 障がいのある人もない人も共に生きる地域をつくる（障がいに対する理解促進、市民協働の推進）
- (2) 障がいをもつ子どもの育ちと学びを支援する（障がい児保健・療育・教育支援の充実）
- (3) 障がいのある人の生きがいづくりを支援する（障がい者の就労、地域活動への参加促進）
- (4) 障がいのある人の安定した生活を支援する（障がい者の日常生活支援）
- (5) 障がいのある人と家族に必要なサービスを適切に提供する（障がい福祉サービスの提供体制の整備）

- (1) 市民の健康づくりを促進する（「うつく健康プラン21」「うつく食育推進計画」の推進）
- (2) すべての親子の健やかで心豊かな生活を支援する（妊娠・出産・子育て期の医療・保健サービスの充実）
- (3) 年代の特性にあわせた保健サービスを提供する（成人期・高齢期の保健サービスの充実）
- (4) 障がい等の特性にあわせた医療費支援や保健サービスを提供する（障がい者等に対する医療費支援・保健サービスの充実）
- (5) こころの健康の維持・向上を促進する（精神疾患に対する理解促進と相談体制の整備）
- (6) 休日等の医療体制の充実により市民の安心を確保する（休日・夜間診療体制の支援）
- (7) 国民健康保険制度の安定化をはかる（医療保険制度の安定化）

- (1) 地域が防犯に取り組む意識を醸成する（防犯意識の向上促進）
- (2) 市民協働による犯罪の起らない地域づくりを推進する（防犯活動の推進）
- (3) 夜間や人通りの少ない地域における安全を確保する（防犯灯・防犯カメラの整備）

# 第1節 地域福祉

## だれもが安心して社会生活を送ることのできる 福祉のまちづくりの推進

関連計画	総合計画前期基本計画、地域福祉計画/地域福祉活動計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画/介護保険事業計画、障がい者プラン/障がい福祉計画、市営住宅長寿命化計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略
------	--

### 現状

- ◆本市の人口と世帯数は増加を続けていますが、同時に核家族化や高齢化がすすんでいます。そのため、見守りが必要な子どもや一人暮らしの高齢者など、支援が必要な市民が増加しています。
- ◆本市はボランティアや市民活動が活発なまちであり、多くの市民や団体が、地域福祉の重要な担い手となって多様な取り組みを展開しています。
- ◆現在、こうした取り組みの中心的な担い手となっているのは、本市の人口構成の中で最も多い団塊世代の市民が多いため、今後は、この世代の高齢化によって、地域福祉の担い手が減少していくおそれがあります。

### 課題

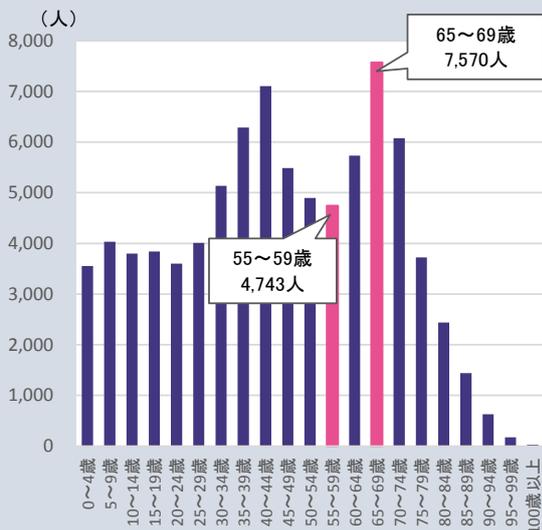
- 子どもから大人まで、お互いに支えあう心を育むことによって、地域福祉の担い手を増やし、市民の主体的な活動をさらに活性化していく必要があります。
- 核家族化や高齢化にともなう支援が必要な市民の増加に対応していけるよう、市民や関係機関との連携・協働体制をより強化していく必要があります。
- 全ての市民が快適に過ごせるよう、バリアフリー※化やユニバーサルデザイン※の導入などによる「ひとにやさしいまち」づくりが必要です。

【ボランティア団体数と活動人数の推移】



資料：社会福祉協議会

【年齢5歳階級別人口】



資料：国勢調査 (H27)

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民みんなで支えあう 意識を醸成する (地域福祉に関する理解促進)</p>	<p>①家庭や学校、地域における福祉学習の取り組みを促進します。 ②学校教育や市民活動などにおいて、世代等の異なる人々の交流を促進します。 ③地域や学校などにおける人権に関わる教育や啓発を推進します。</p>
<p>(2) 地域ぐるみの 支えあい活動を促進する (市民主体の地域福祉活動の支援)</p>	<p>①地域や事業所と連携し、地域福祉の担い手を発掘・育成します。 ②活動場所や情報の提供などにより、ボランティア・NPO※法人等の活動を支援します。 ③民生委員児童委員活動の支援や「見守り台帳」の整備などにより、地域による見守り支援を促進します。 ④行政区への加入促進や「たまり場※」の整備などにより、地域コミュニティの活性化を支援します。(3章3節(3)と関連) ⑤地区社会福祉協議会※を支援し、地域住民主体の福祉活動を推進します。(3章3節(1)①に再掲)</p>
<p>(3) 支援の必要な 市民の暮らしを守る (社会福祉サービスの充実)</p>	<p>①子ども、高齢者、障がい者などの特性やニーズに合わせた福祉サービスを提供します。 ②買物弱者サービスなど、地域福祉の向上につながる事業の運営や新規参入を支援します。 ③住居の確保や就労相談などにより、生活困窮者の自立を支援します。 ④発達障がい者や難病患者に対する福祉サービス情報の提供、利用支援、支援内容の拡充を推進します。 ⑤災害の被災者や戦没者の遺族や旧軍人、行旅病人などの援護が必要な人を支援します。 ⑥福祉事業者に対する助言や指導、成年後見制度の活用支援などにより、福祉サービスの適正な利用を促進します。</p>
<p>(4) 市民が必要とする 福祉サービスを適切に提供する (社会福祉サービス提供体制の充実)</p>	<p>①保健・医療・福祉の連携・協働による総合的な支援と情報提供を推進します。 ②市社会福祉協議会の運営を支援し、市民協働による福祉活動を推進します。 ③市社会福祉協議会や民間福祉事業者などとの連携による総合的な相談体制を構築します。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

**(5)**  
**だれもが快適に過ごせる**  
**「ひとにやさしいまち」をつくる**  
**(福祉のまちづくりの推進)**

- ①道路、公園、公共施設等の公共インフラに加えて、民間施設などについてもバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を促進します。
- ②公共交通機関や民間移送サービスの充実により、子育て家庭や高齢者、障がい者などの移動手段を確保します。
- ③市民だれもが気軽に利用できる公共施設の活用を図ります。
- ④市営住宅や民間賃貸住宅などを活用し、住宅セーフティネット※を補完します。

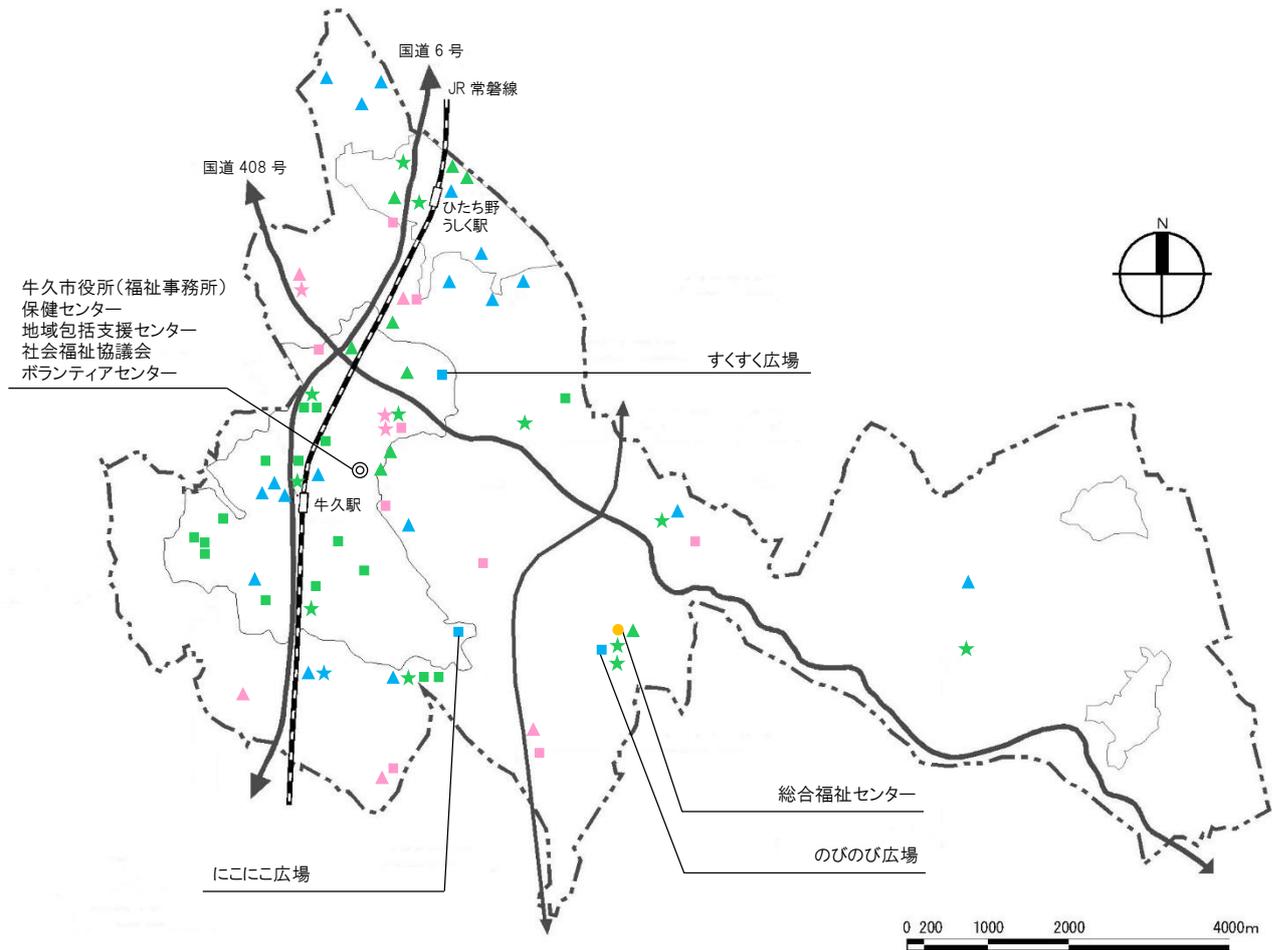
**目 標 指 標**

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
地域ふれあいサロン登録数 (団体) ※地域ふれあいサロンに登録しているNPO等の団体数	70 団体	75 団体
見守り台帳登録件数	4,578 件	5,000 件

[用語解説]

バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
N P O	「Non-Profit-Organization（非営利団体）」。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。
たまり場	地域住民、特定の仲間などがいつも寄り集まる一定の場所。本市では、地域コミュニティの活性化に貢献している集会所や区民会館を「たまり場」と呼ぶ。
地区社会福祉協議会 (略称：地区社協)	一人の不幸も見逃さない地域づくりを目指して、多様化する生活課題や福祉課題を解決するため、住民同士が助け合い、力を合わせて地域福祉活動をすすめる新たな支え合いの活動基盤。各地区社協の範囲はおおむね小学校区であり、地域住民の主体的な参加と協力により、まちづくりの推進役として、地域の特徴に合った地域福祉活動をすすめている。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会保障の一種。

[福祉関連施設位置図]



凡例

- |   |           |   |             |
|---|-----------|---|-------------|
| ◎ | 市役所       | ★ | 介護老人保健施設    |
| ● | 総合福祉センター  | ■ | 地域密着サービス    |
| ▲ | 保育園       | ▲ | 障がい児通所事業所   |
| ★ | 認定こども園    | ★ | 障がい者通所事業所   |
| ■ | 子育て広場     | ■ | 障がい者グループホーム |
| ▲ | 特別養護老人ホーム | — | 市街化区域       |

## 第2節 子ども福祉

# 安心して子どもを産み育てることができる 地域づくり

関連計画	総合計画前期基本計画、子ども・子育て支援事業計画、男女共同参画推進基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略
------	---

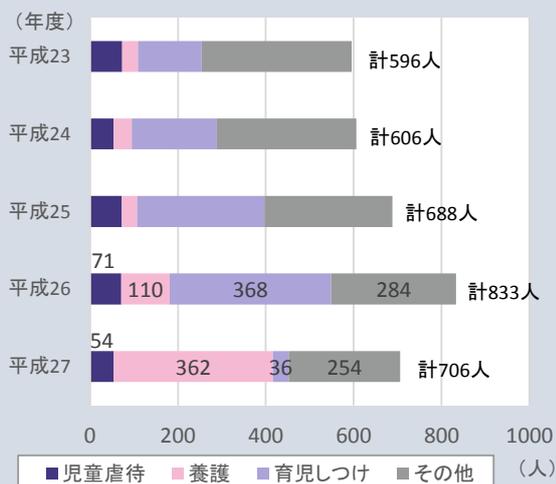
### 現状

- ◆本市では、ひたち野うしく駅周辺の新市街地などへの子育て世帯の転入が続き、人口が増加しています。その中で、核家族化や地域のつながりの弱体化などから、母と子が孤立化しやすい環境となっています。
- ◆家庭児童相談室において、平成27年度から「育児しつけ」の相談を「養護」が必要な相談として受けとめることにより、「養護」の悪化から「児童虐待」にすすまないように取り組んだ結果、「児童虐待」の相談が減少しました。
- ◆本市では、子どもの増加にあわせて保育園の定員増加をすすめてきたことにより、近年は待機児童0（ゼロ）を維持してきました。しかし、平成28年4月、保育士不足により33名の待機児童が発生しています。
- ◆平成27年度に実施した「出産・子育てに関するアンケート調査」によると、回答者の35%が「希望する子どもの数」よりも「実際に持つつもりの子どもの数」のほうが少ないとしており、その理由は、「経済的に難しいから」が1位で、「仕事との両立が難しいから」が2位となっています。

### 課題

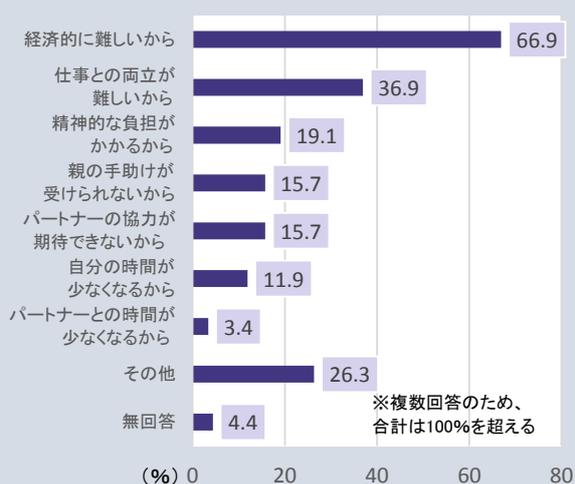
- 本市では、親子の交流を促進する場の提供や、多様な相談にワンストップ※で対応する体制の整備などをすすめています。こうした取り組みに加えて、市民同士のつながりの中で、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる環境づくりが必要です。
- 子育て世帯が安定した生活を営むためには、行政による妊娠・出産・子育てに関する経済的支援とともに、子育て世帯の安定収入の確保が必要です。そのためには、子どもの預かりに関する多様なニーズに対応できる体制づくりや、夫婦が協力しあって仕事と育児を両立していける環境づくりが必要です。

【家庭児童相談室における  
相談内容の推移（実人数）】



資料：こども家庭課

【希望する子どもの数よりも実際に持つつもりの子どもの数が少ない理由】



※複数回答のため、合計は100%を超える

資料：政策企画課

(平成27年度出産・子育てに関するアンケート調査)

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 親子のこころと 生活の安定を支援する (出産・子育てサービス(相談・交流・給付)の充実、ひとり親家庭の支援)</p>	<p>①ひとりひとりに寄り添うことにより、子育てに関する情報を的確に提供し必要な子育て支援サービスにつなぎます。</p> <p>②「子育て世代包括支援センター」の充実などにより、妊娠・出産・子育てに関する多様な相談に対応し、切れ目のない支援を提供します。</p> <p>③子育て広場や保育園の「地域子育て支援センター」などの運営により、身近な地域で交流や相談のできる機会を提供します。</p> <p>④出産育児一時金、児童手当、児童扶養手当などにより、出産・育児に関する経済的な負担を軽減します。</p> <p>⑤ひとり親家庭に対する総合的な自立支援により、親子の健康的な暮らしを支えます。</p>
<p>(2) 安心して子どもを預けられる 体制を整える (保育・預かりサービスの充実)</p>	<p>①保育需要にあわせて施設を整備し、受入体制の充実を図るとともに、保育士不足解消のための処遇改善に努めます。(3章4節(2)④に再掲)</p> <p>②「病児保育」「延長保育」「一時預かり」などの保育サービスの充実により、仕事と家庭の両立や在宅保育者等を支援します。</p> <p>③保育士や放課後児童支援員などの研修により資質の向上を図り、子どもの個性や発達状況に応じた保育を提供します。</p> <p>④放課後児童クラブと放課後かっぱ塾の運営、夜間の預かり時間延長や学校休業日の預かり支援により、共働き世帯などを支援します。</p>
<p>(3) 子育て世帯の社会参加と 家庭生活との調和を支援する (男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進)</p>	<p>①男女共同参画の推進により、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまちづくりを促進します。(詳細は3章4節(1))</p> <p>②ワーク・ライフ・バランスの推進により、仕事と家庭のバランスが取れた生活環境づくりを促進します。(詳細は3章4節(2))</p> <p>③在宅勤務に対応可能な技術取得の支援などにより、仕事と子育ての両立を促進します。(5章4節(3)③に再掲)</p>
<p>(4) 地域ぐるみの子育て活動を 促進する (市民による子育て活動の支援)</p>	<p>①ファミリー・サポートセンター事業等に協力する市民ボランティアの育成などにより、子育て支援のネットワークづくりを促進します。</p> <p>②「たまり場※」を活用し、地域住民による子どもの居場所づくりを促進します。</p>

## (5)

### すべての子どもが夢と希望を持って成長する権利を守る

(有害環境からの保護、支援が必要な家庭の早期発見と対策)

- ①地域と連携し、携帯電話やインターネット等のトラブル、いじめや非行、薬物乱用など、有害環境から子どもを守るための対策を推進します。
- ②家庭相談員、民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員との連携などにより、家庭や学校の問題に関する相談に対応し、解決を促進します。
- ③行政、学校、児童相談所などの関係機関と地域との連携により、児童虐待を未然に防止するとともに、早期発見と早期対応を推進します。
- ④貧困の状態にある子どもの修学支援や居場所づくり、保護者の自立支援などにより、子どもの夢や希望の実現を支援します。

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
保育園待機児童数 (各年 4 月 1 日現在)	33 人	0 人
ファミリー・サポートセンターの協力会員数	169 人	170 人
ファミリー・サポートセンターの利用者数	775 人/年	900 人/年

### [用語解説]

ワンストップ	複数の用事を一箇所で済ませられること。「ワンストップ化」「ワンストップサービス」「ワンストップショッピング」といった複合語で用いられることが多い。
たまり場	地域住民、特定の仲間などがいつも寄り集まる一定の場所。本市では、地域コミュニティの活性化に貢献している集会所や区民会館を「たまり場」と呼ぶ。



病後児保育



子育て広場

### 第3節 高齢者福祉

## 高齢者が安心して生活できるための

## 環境づくり

関連計画	総合計画前期基本計画、高齢者福祉計画/介護保険事業計画、男女共同参画推進基本計画、スポーツ振興基本計画
------	---

### 現状

- ◆本市の65歳以上の市民の割合（高齢化率）は、平成28年に26%を超え、今後も増加傾向が続きます。
- ◆介護保険給付費が増加しており、今後はさらに大幅な増加が見込まれています。
- ◆閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者や、生活機能の低下により支援が必要な高齢者が増加しています。
- ◆判断能力の低下などによる、契約行為や財産管理に関するトラブルが発生しています。
- ◆要介護状態になると、その高齢者自身だけでなく、家族など介護者の負担や不安も大きくなります。

### 課題

- より多くの高齢者が、健康を維持しながら地域で元気に活躍していくことは、すべての市民にとって大切なことです。そのため、現役時代に培った能力や趣味を活かせる機会づくりなどにより、生きがいを感じて過ごす高齢者を増やしていく必要があります。
- 高齢者と地域の人々が楽しく交流できる機会づくりや、高齢者が生活機能の低下を抑えながら地域で自立した生活を送るための介護予防をすすめていく必要があります。
- 要介護者やその家族が安心して生活を継続できるよう、介護支援や相談・交流機会の充実に取り組むとともに、サービスを安定的に提供するための体制の整備、人材の確保・育成が必要です。

【高齢化率と一人暮らし高齢者数の推移】



資料：常住人口調査・国勢調査（H22、H27）、  
高齢福祉課

【介護保険給付費の実績および見込み】



資料：高齢福祉課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1)  <b>高齢者の生きがいづくりを支援する</b>            (社会参加、生涯学習支援)</p>	<p>①社会活動や生涯学習、スポーツ活動への参加などによる、高齢者の生きがいと健康づくりを支援します。</p> <p>②ハローワークやシルバー人材センターとの連携などにより、<b>高齢者の就労を支援します。</b></p> <p>③高齢者が現役時代に培った能力を、行政や教育などに活かせる機会づくりを推進します。</p>
<p>(2)  <b>高齢者の健康維持・向上を支援する</b>            (介護予防を重視した福祉サービスの充実)</p>	<p>①「介護予防・日常生活支援総合事業」「介護予防事業対象者施策」「包括的支援事業」「任意事業」で構成される地域支援事業を推進します。</p> <p>②「居宅サービス」「地域密着型サービス」「その他サービス」で構成される介護保険給付サービスを適切に提供します。</p> <p>③「地域包括支援センター」の整備などにより、<b>地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する「総合的な介護予防システム」への転換を促進します。</b></p>
<p>(3)  <b>高齢者の地域における安心な暮らしを支援する</b>            (介護支援サービスの基盤整備・質的向上)</p>	<p>①在宅高齢者に対する「生活支援サービス」「家族介護支援サービス」を充実します。</p> <p>②「居宅サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」「その他サービス」で構成される介護保険給付サービスを適切に提供します。</p> <p>③<b>介護人材の育成、施設の充実などにより、介護サービスを十分に提供できる体制整備を促進します。</b></p> <p>④介護学習講座を開催し、介護に対する知識の取得を支援します。</p>
<p>(4)  <b>高齢者と介護者のこころとからだ、生活の不安を軽減する</b>            (高齢者福祉サービスの充実)</p>	<p>①生活支援や交流機会の提供などの福祉サービス充実により、一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者等の外出や交流を促進します。</p> <p>②在宅高齢者の介護をサポートするサービスや、<b>家族介護者同士の交流機会の提供などにより、在宅による介護の継続を支援します。</b></p> <p>③老人ホーム入所援護事業や高齢者虐待一時保護事業などにより、在宅での生活が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者を保護します。</p> <p>④住宅改修（介護保険給付）に関する相談や指導の充実により、高齢者の安全で快適な暮らしを支援します。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

**(5)  
高齢者と介護者に  
必要なサービスを  
適切に提供する  
(総合的な高齢者福祉サービス提供  
体制の整備)**

- ①福祉サービス施設・事業所の整備促進、人材の確保支援により、高齢者と介護者が必要なサービスをタイムリーに受けられる地域づくりを推進します。
- ②保健・医療・福祉に関わる多様な主体の連携による「地域包括ケアシステム※」体制を構築します。
- ③地域包括支援センターに設置している「高齢者あんしん電話」などにより、高齢者が安心して暮らしていくためのあらゆる相談に対応します。
- ④認知症に関する知識の普及・啓発・相談や、発症予防・早期発見・早期対応、認知症者の権利擁護など、認知症高齢者に対する総合的なサービス提供体制を整備します。
- ⑤高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応のための相談・対応窓口の周知、被虐待者と養護者の支援などを適切に行うための官民連携体制を整備します。
- ⑥防災無線や牛久市 SOS ネットワークの活用により、行方不明者の早期発見に取り組みます。

**目 標 指 標**

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
シルバー人材センター就業率	86.5%	90.0%
認知症カフェ利用者数	363 人/年	600 人/年
同 箇所数	1 か所	3 か所

[用語解説]

地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
------------	---



かっぱつ体操



認知症カフェ

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

# 第4節 障がいのある人の自立・社会参加の促進

## 障がい福祉

関連  
計画

総合計画前期基本計画、障がい者プラン/障がい福祉計画

### 現状

- ◆後天性疾患の増加や高齢化の進展にともない、身体やこころに何らかの障がいを持った市民が増加しています。また、障がいのある人を高齢の家族が介護しているケースも増加しています。
- ◆障がいのある人は社会的・経済的な面だけでなく、日常生活の様々な面でハンデキャップがあります。また、障がいのある人の家族も、介護などにより精神的、肉体的、経済的な負担を抱えています。
- ◆障がいのある人は、困っていても訴えることが難しい、尊厳が軽視されやすいという状況にあり、それが原因となって、様々なトラブルに巻き込まれるケースが多くあります。

### 課題

- 障がいのある人とその家族が、社会の中で安心して暮らしていけるよう、ライフステージや障がいの特性に応じた支援をきめ細かく提供していく必要があります。また、障がいのある人が生きがいを持って心豊かに暮らしていけるよう、地域で育ち、学び、働く環境を整えていく必要があります。
- 障がいのある人もない人も、一人一人の人格や個性を尊重されるべきです。同じ社会の一員としてともに暮らしていけるよう、市民の障がいに対する理解を深めていく必要があります。また、障がいのある人が自らの意思に基づいた生活ができるよう、相談や情報提供機能を充実させていく必要があります。

【障害者手帳所持者数の推移】



※各年4月1日現在。平成27年度に身体障害者手帳交付事務が茨城県から移管されたことに伴い台帳を整理したことにより、平成28年度の障害者手帳所持者数が減少している

資料：社会福祉課

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】



※各年4月1日現在

資料：社会福祉課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 障がいのある人もない人も 共に生きる地域をつくる (障がいに対する理解促進、市民協働 の推進)</p>	<p>①障がいに関する理解促進・啓発活動を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人に対する理解を促進します。</p> <p>②市職員の障がいに関する知識取得促進や手話通訳者の設置など、合理的配慮のある行政サービスを提供します。</p> <p>③ボランティアや市民団体、地区社会福祉協議会※などへの支援により、地域住民主体の福祉活動や交流を促進します。</p>
<p>(2) 障がいをもつ子どもの育ちと 学びを支援する (障がい児保健・療育・教育支援の 充実)</p>	<p>①妊産婦・乳幼児の定期健康診査などによる障がいの早期発見と、相談体制の充実などによる早期療養を促進します。</p> <p>②「こども発達支援センターのぞみ園」における療育サービスの提供などにより、障がいのある子どもの発達を積極的に支援します。</p> <p>③障がいのある子どもの専門的な教育相談の場と、地域で子育てをサポートする体制の整備を促進します。</p> <p>④障がいのあるなしに関わらず同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム※」を構築するため、教育指導体制の充実や学校施設のバリアフリー※化を推進します。(2章1節(2)と関連)</p>
<p>(3) 障がいのある人の 生きがいづくりを支援する (障がい者の就労、地域活動への参加 促進)</p>	<p>①障がいのある人の社会生活に対する啓発活動などにより、市民や企業等の理解と協力を得られる地域づくりを促進します。</p> <p>②福祉的就労を提供する事業所や市内農業生産者との連携などにより、障がいのある人のしごとづくりを推進します。</p> <p>③ハローワーク等と連携した就労相談や民間事業者への要請などにより、障がいのある人の就労を促進します。</p> <p>④生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進し生活の質の向上を図ります。</p>
<p>(4) 障がいのある人の 安定した生活を支援する (障がい者の日常生活支援)</p>	<p>①相談支援や自立支援、地域生活支援などの充実により、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう支援します。</p> <p>②年金・手当等の金銭給付や優遇措置、貸付に関する情報提供などにより、障がいのある人の経済的な自立を支援します。</p> <p>③市営住宅への優先入居やグループホーム整備の促進、施設のバリアフリー化などにより、障がいのある人の暮らしやすい環境をつくりま</p>

**(5)**  
**障がいのある人と家族に必要な**  
**サービスを適切に提供する**  
**(障がい福祉サービスの提供体制の**  
**整備)**

- ①福祉事業所との連携により、日中活動系サービスやデイサービス事業などの障がい福祉サービスを提供する場の確保を促進します。
- ②障がい福祉事業所職員への研修や、市民向けの手話講習会や手話サロンの開催などにより、福祉に関わる人材を育成します。
- ③市民・行政・事業所との連携により、障がいのある人とその家族に対する適切な情報提供・相談対応・サービス提供をすすめるとともに、差別解消や虐待防止など、障がいのある人の権利擁護を推進します。
- ④保健・医療・福祉・教育など関係機関との連携により、支援体制の充実を図ります。

**目 標 指 標**

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
福祉サービス・地域相談支援の受給率 (セルフプランを除く)	78.67%	100%

[用語解説]

地区社会福祉協議会 (略称：地区社協)	一人の不幸も見逃さない地域づくりを目指して、多様化する生活課題や福祉課題を解決するため、住民同士が助け合い、力を合わせて地域福祉活動をすすめる新たな支え合いの活動基盤。各地区社協の範囲はおおむね小学校区であり、地域住民の主体的な参加と協力により、まちづくりの推進役として、地域の特徴に合った地域福祉活動をすすめている。
インクルーシブ教育 (システム)	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去 (フリー) すること。物理的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。



知的障害者サービスセンター わくわく



就労継続支援

## 第5節 保健・医療

# 充実した保健・医療体制等による

# 市民の健康の確保

関連  
計画

総合計画前期基本計画、うしく健康プラン 21、うしく食育推進計画、特定健康診査特定保健指導実施計画/評価、地域福祉計画/地域福祉活動計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画/介護保険事業計画、障がい者プラン/障がい福祉計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

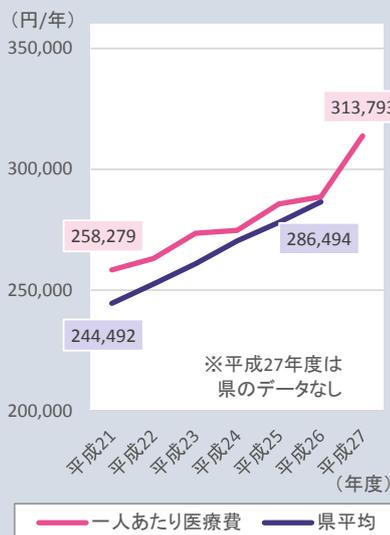
## 現状

- ◆わが国は、国民皆保険制度のもと、だれもが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してきました。しかし、高齢化や生活習慣の変化による生活習慣病の割合増加などにより、国民医療費および人口一人当たり国民医療費は増加が続き、財政負担が年々大きくなっています。
- ◆本市においても、被保険者 1 人あたりの国民健康保険医療費、高齢者医療費の増加傾向が続いています。また、どちらも県平均よりも高くなっています。
- ◆保健・医療に対する市民のニーズは、子どもや妊婦、高齢者等のライフステージによる違いや、障がいの特性、病気に対する考え方の違いなどがあり、多種多様です。

## 課題

- 今後さらに高齢化がすすんでいく中、市民が生涯かっぱつに過ごし、健康寿命※を延伸していくためには、市民一人一人が食習慣の改善や適度な運動、健診の受診など、健康の維持増進のための取り組みを積極的にすすめられるよう支援していく必要があります。
- 市民が必要とする保健・医療サービスを適時・適切に受けられるよう、制度の安定運用や保健医療提供体制の整備をすすめていく必要があります。

【国民健康保険医療費の推移  
(現物給付分・被保険者一人あたり)】



資料：医療年金課

【高齢者医療費の推移  
(現物給付分・被保険者一人あたり)】



資料：医療年金課

【特定健診・乳幼児健診の  
受診状況の推移】



資料：健康づくり推進課（乳幼児健診）  
医療年金課（特定健診）

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民の健康づくりを促進する （「うしく健康プラン21」「うしく食育推進計画」の推進）</p>	<p>①適度な運動や良い食生活、規則正しい生活の習慣化、健康阻害要因の抑制、健康診査と予防接種の受診率向上、人と地域のつながり支援など、健康寿命※延伸のための健康づくり対策を推進します。</p> <p>②乳幼児期から高齢期までの世代に応じた歯科検診や歯磨き指導など、生涯を通じた歯科保健対策を推進します。</p> <p>③感染症の拡大や重症化を抑制するため、予防接種の助成対象拡大などを検討します。</p> <p>④新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、未知の感染症対策を推進します。</p> <p>⑤保健センターを健康づくりの拠点として、市民に身近な保健サービスを総合的に実施します。</p>
<p>(2) すべての親子の健やかな心豊かな生活を支援する （妊娠・出産・子育て期の医療・保健サービスの充実）</p>	<p>①妊娠期から乳幼児期、学童期や思春期といったライフステージに応じた保健対策を推進します。</p> <p>②子どもの発育の基礎となる乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を促進します。</p> <p>③「子育て世代包括支援センター」の充実などにより、妊娠・出産・子育てに関する多様な相談に対応し、産後のうつ状態や育児不安等の軽減対策を推進します。</p> <p>④乳幼児の健やかな成長発達の確認と育児支援、および発育発達の遅れの早期発見と療育支援を推進します。</p> <p>⑤不妊や不育症に対する治療費の助成、子どもの予防接種自己負担費用の助成、医療福祉費支給制度（マル福）における対象年齢の高校生相当までの拡大など、妊娠期から子育て期の経済的負担の軽減を図ります。</p>
<p>(3) 年代の特性にあわせた保健サービスを提供する （成人期・高齢期の保健サービスの充実）</p>	<p>①特定健康診査や各種がん検診等の健診体制や保健指導の充実を図るとともに、健康・医療に関する教室・講演会の実施などにより、市民の主体的な健康づくりを促進します。</p> <p>②「特定健康診査・特定保健指導実施計画・評価」「牛久市国民健康保険データヘルス計画」に基づき、国保データベースシステム※を活用して、生活習慣病の発症や重症化予防などの保健事業を推進します。</p> <p>③高齢者の介護予防事業、健康増進事業の実施により、高齢者保健の充実を図ります。</p>

<p><b>(4)</b> 障がい等の特性にあわせた医療費支援や保健サービスを提供する (障がい者等に対する医療費支援・保健サービスの充実)</p>	<p>①未熟児養育医療費給付、自立支援医療給付、医療福祉費支給、難病福祉見舞金の給付など、年代や障がいの特性にあわせた医療費支援・福祉・保健サービスを提供します。</p>
<p><b>(5)</b> こころの健康の維持・向上を促進する (精神疾患に対する理解促進と相談体制の整備)</p>	<p>①市民の精神的健康の維持・向上と、こころの病気への理解を深めるための啓発活動を推進します。 ②「こころの健康相談」の実施や市内外の各種相談窓口の紹介などにより、思春期の摂食障がいや、出産・育児や仕事、介護等により生じた精神的な不調などの改善を支援します。</p>
<p><b>(6)</b> 休日等の医療体制の充実により市民の安心を確保する (休日・夜間診療体制の支援)</p>	<p>①医師会および近隣市町村と協力し、夜間・休日などの診療体制を支援します。</p>
<p><b>(7)</b> 国民健康保険制度の安定化を図る (医療保険制度の安定化)</p>	<p>①国民健康保険の適切な運用とともに医療費の適正化に取り組み、制度運営の安定化を図ります。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
自分が健康だと感じている市民の割合	81.5%	85.0%
乳幼児健診の受診率	98.2%	98.5%
特定健診の受診率	41.3%	60.0%

### [用語解説]

健康寿命	世界保健機関（WHO）が 2000 年に提唱した概念。平均寿命は寿命の長さを表しているが、健康寿命は、日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し自立した生活ができる生存期間を表す。
国保データベースシステム	国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、①「統計情報」・②「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。



学校給食「牛久の日」



市民体育祭

# 第6節 犯罪のない安全な地域づくり

## 防犯

関連計画 総合計画前期基本計画、地域福祉計画/地域福祉活動計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画/介護保険事業計画、障がい者プラン/障がい福祉計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、(仮)空家等対策計画

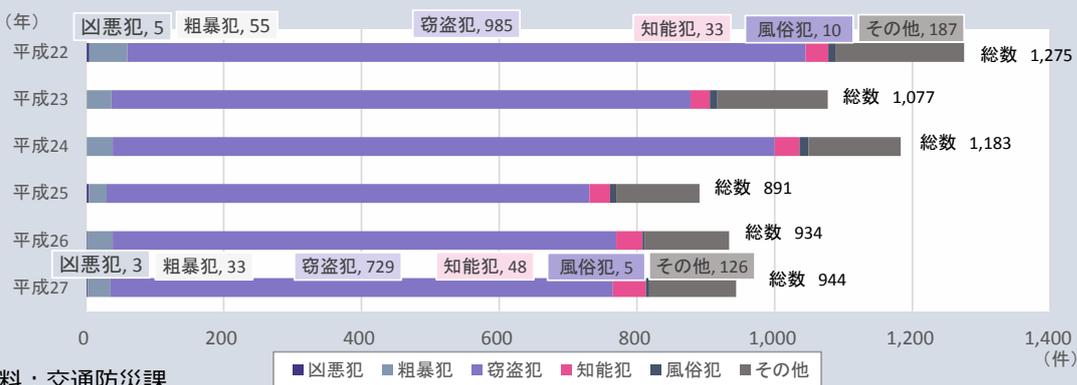
### 現状

- ◆都市化の進展にともない市内の犯罪（刑法犯認知件数）は増加していましたが、自主防犯パトロールや防犯サポーターの発足、平成17年4月の牛久警察署開署などにより、市内の犯罪は大幅に減少しました。しかし、平成25年の年間891件を底にして増加に転じ、平成27年は年間944件となりました。最も多い犯罪は窃盗犯で、毎年8割近くを占めており、近年では知能犯の増加が目立っています。
- ◆本市では、市民の夜間における安全性を確保するため防犯灯の設置をすすめてきましたが、近年になって、住宅地の空家増加など、新たな治安悪化要因が顕在化しています。

### 課題

- 市民、行政、警察等の連携などにより防犯活動を強化するとともに、市民の防犯に対する知識を高めることで、地域の防犯力を高め、犯罪の未然防止に取り組んでいく必要があります。
- 夜間や人通りの少ない地域においては、市民それぞれが警戒心を持って行動するとともに、行政がより犯罪が起こりにくい環境を整備する必要があります。

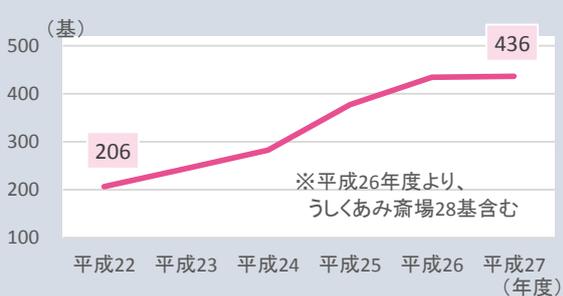
#### 【刑法犯認知件数の推移】



#### 【防犯灯設置件数の推移】



#### 【防犯カメラ設置件数の推移】



## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) <b>地域が防犯に取り組む意識を醸成する</b> (防犯意識の向上促進)</p>	<p>①街頭防犯キャンペーンや防犯診断などの市民と行政、警察の協働による啓発活動を推進します。</p> <p>②広報紙やかっぱメール（牛久市メールマガジン）などによる情報提供により、市民一人一人の防犯意識を高めます。</p> <p>③高齢者を狙った詐欺や窃盗、悪徳商法による被害を未然に防ぐため、警察や防犯連絡員協議会による広報や訪問指導、シニアクラブ向け安全教室などの防犯啓発活動を推進します。</p>
<p>(2) <b>市民協働による犯罪の起こらない地域づくりを推進する</b> (防犯活動の推進)</p>	<p>①市民による防犯パトロールの一層の充実を支援し、地域の防犯力向上を促進します。</p> <p>②関係団体との連携により、地域での盗難の予防、少年非行および犯罪防止、暴力排除運動などの防犯活動を推進します。</p> <p>③高齢者や重度障がい者を犯罪から守るため、緊急通報システムや見守り台帳を活用します。</p> <p>④子どもを犯罪から守るため、かっぱメール（牛久市メールマガジン）などにより地域安全情報を提供するとともに、市民による地域安全パトロールや防犯教室、子どもを守る110番の家の充実を促進します。</p> <p>⑤「空家バンク制度」を活用した空家・空店舗等の所有者と賃貸・購入希望者のマッチングや入居支援などにより、空家増加による治安悪化の解消を図ります。(4章3節(2)③、5章1節(1)④に再掲)</p>
<p>(3) <b>夜間や人通りの少ない地域における安全を確保する</b> (防犯灯・防犯カメラの整備)</p>	<p>①行政区と連携し、ニーズの高い場所への効果的な防犯灯整備を推進します。</p> <p>②公園や公共施設、まちなかへの防犯カメラ設置などにより、犯罪の予防や早期発見に取り組みます。</p>

## 目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
刑法犯認知件数	944件/年	900件/年
自警団を形成している行政区数	29行政区	37行政区
防犯カメラ設置件数	436基	458基

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



# 第 2 章

## 豊かな心と文化を育むまち

### 【教育文化】

序論

基本構想

基本計画

第 1 章

**第 2 章**

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章



# 施策体系

## 第2章 【教育文化】

豊かな心と文化を育むまち

### 節

第1節【心の教育】  
豊かな人間性や創造性を育む  
「心の教育」の推進

第2節【学習指導】  
自ら学び自ら考える力を育てる  
学習指導内容の充実

第3節【教育環境】  
健やかな成長を助ける教育環境の整備

第4節【生涯学習】  
豊かな人生を創出する生涯学習の推進

第5節【文化・芸術】  
伝統・文化の継承と市民文化の創造

第6節【生涯スポーツ】  
生涯スポーツの推進による市民の健康づくり

第7節【青少年育成】  
次代を担う青少年の健全育成

## 施策の展開方向

- (1) 子どもの居場所づくりを推進する（いじめ・不登校対策の推進）
- (2) インクルーシブ教育を推進する（特別支援教育の推進）
- (3) 教育センター機能を充実する（子ども・保護者・教職員への支援の充実）
- (4) 創造力を育む子どもの読書を促進する（読書活動の推進）
- (5) 自分を大切にし他者を思いやる心を育成する（道徳教育の推進）

- (1) 子どもも教師もともに学び合う学校づくりを推進する（教職員の同僚性の構築、児童生徒の多様性を尊重し、協働する力の育成）
- (2) 「主体的・対話的に学ぶ力」を育成する（新しい時代に必要となる資質・能力の育成）
- (3) 「時代の変化に対応する力」を育成する（グローバル社会に対応できる教育の推進）
- (4) 「健康で安全な生活をおくる力」を育成する（健康・安全教育の推進）

- (1) コミュニティスクールを推進する（地域と連携した学校運営から地域創生）
- (2) 多種多様な経験や技能をもった人材の教育現場での活躍を推進する（教育人材バンクの活用）
- (3) 情報化社会に対応する教育環境を整備する（教育の情報化）
- (4) 子どもが安心して学べる環境づくりを推進する（教育施設等の整備推進）
- (5) 子どもの健やかな発達を支援する（学校給食と学校保健の充実）
- (6) 放課後や土曜日において多様な学びや体験活動を提供する（放課後や土曜日の活動の充実）

- (1) より多くの市民が生涯学習に取り組む機会をつくる（多様な生涯学習機会の提供）
- (2) 市民の主体的な活動を促進し「知の循環型社会」を形成する（生涯学習活動の支援）
- (3) 施設の整備・充実により市民の生涯学習を支援する（生涯学習施設の提供）
- (4) 市民のだれもが利用し満足できる図書館をつくる（図書館サービスの充実）

- (1) 文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育てる（文化芸術活動への参加促進、人材育成）
- (2) 伝統・文化を守り、学び、伝える（文化遺産の保存と日本文化の伝承）
- (3) 文化芸術コミュニティの形成を促進する（コーディネート機能と広報の強化）
- (4) 文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成する（公共文化施設の活用、活動拠点の整備促進）

- (1) 生涯スポーツに取り組む意識を醸成する（スポーツ活動の啓発）
- (2) 市民の特性やニーズに対応したスポーツプログラムを充実する（多様なスポーツプログラムの提供）
- (3) 市民主体のスポーツ活動の質の向上を促進する（スポーツ組織の育成・充実）
- (4) より多くの市民がスポーツを楽しめる施設を整備する（スポーツ施設の整備推進）

- (1) 子どもたちの生きる力を社会全体で育む（地域の教育力向上）
- (2) 親も子ども共に育つ環境づくりを支援する（家庭の教育力向上）

# 第1節 心の教育

## 豊かな人間性や創造性を育む

## 「心の教育」の推進

関連計画	総合計画前期基本計画、いじめ防止基本方針、障がい者プラン/障がい福祉計画、学校教育指導方針、子ども読書活動推進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略
------	---

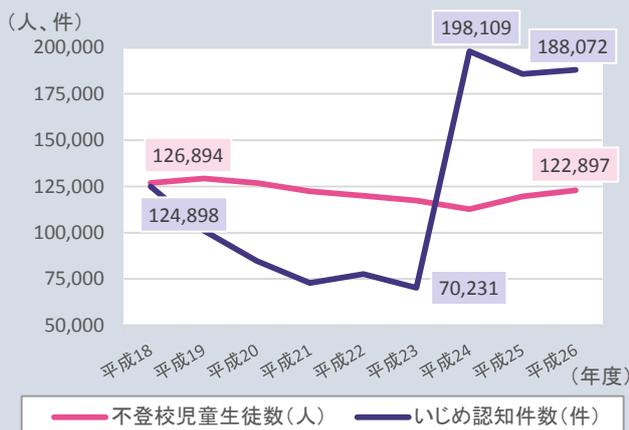
### 現状

- ◆現在、全国的にいじめによる児童生徒の生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が、少なからず発生しています。文部科学省では、「いじめは、どの学校においても、どの児童生徒にも起こりうるもの」という認識のもとで、いじめを積極的に認知し、解消を図るよう指導しており、近年いじめの認知件数は増加しています。
- ◆児童生徒の不登校も全国的に増加しています。文部科学省では、「不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こりうるもの」であり、問題行動とは捉えずに、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的な支援が必要です。本市においては、「教育センターきぼうの広場」が核となって支援に取り組んでいます。
- ◆障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ「インクルーシブ教育※」が求められています。
- ◆様々な地域からの転入により人口が増加してきた本市では、様々な家庭環境や価値観のもとで育った多様な個性をもった子どもたちがともに学んでいます。

### 課題

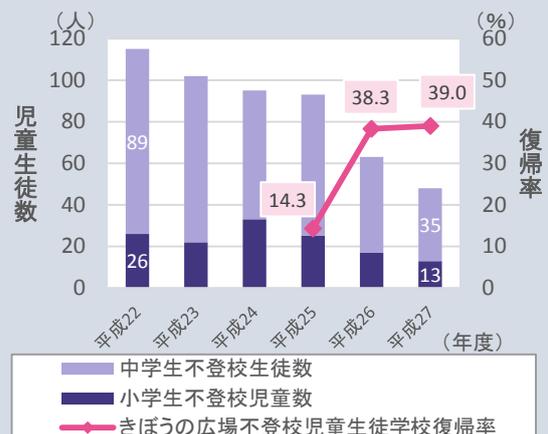
- いじめの早期発見、早期解消に取り組むと同時に、家庭、学校、地域が連携して子どもにとって居心地のよい、いじめが生まれにくい地域づくりが必要です。
- 不登校の児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続している理由に応じた支援や働きかけを行うとともに、指導方法や指導体制の工夫などによる、不登校が生まれにくい学校づくりが必要です。
- 障がいのある子どもを中心に考え、本人の障がいの状態、本人と保護者の意見を尊重しつつ、専門的な意見も取り入れながら就学先を判断するとともに、学校は十分な指導体制を整えて子どもを受入れる必要があります。
- 多様な個性を尊重し、活かしあう力は、変化の激しい社会を「生き抜く力」につながります。子ども達がお互いの個性を認め合い、高め合っていけるよう、「豊かな心」と「創造力」を育む教育が必要です。

【全国のいじめ認知件数と不登校児童生徒数の推移（国公立）】



資料：文部科学省初等中等教育局

【市内不登校児童生徒数と教育センターきぼうの広場の支援による学校復帰率】



資料：指導課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 子どもの居場所づくりを推進する (いじめ・不登校対策の推進)</p>	<p>①市民のいじめ問題に対する意識を高め、地域社会全体で子どもの居場所づくりを推進し、いじめや不登校の未然防止や早期解決に取り組めます。</p> <p>②小中一貫した協働的な学びによる授業づくりを通して、他者を思いやる心や多様性を尊重する態度を養い、居心地のよい学級づくりを推進します。</p> <p>③教育センターきぼうの広場が核となり、教育相談や不登校児童生徒の学校復帰にむけた支援や、軽度発達障がい児への適切な対応を推進します。</p> <p>④スクールアシスタント※の配置など、地域の人的資源と教育力を生かして、児童生徒一人一人を大切にする教育を推進します。</p>
<p>(2) インクルーシブ教育を推進する (特別支援教育の推進)</p>	<p>①関係機関や専門機関との連携を強化し、早期からの一貫した教育相談や支援の充実を図ります。</p> <p>②障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けられるための教育的支援や学校施設のバリアフリー※化などの基礎的環境整備を図ります。</p> <p>③子どもの障がいの状態や教育的ニーズに応じて、特別支援学級での支援や通常学級での支援など、柔軟な学びの場の充実を図ります。</p>
<p>(3) 教育センター機能を充実する (子ども・保護者・教職員への支援の充実)</p>	<p>①きぼうの広場の教育センター機能を充実させ、家庭生活や学校生活に関するきめ細かな相談・対応などにより、保護者の精神的な不安の解消を図ります。</p> <p>②学校と教育センターきぼうの広場との連携により、教育相談や特別支援教育の充実を図り、教職員の専門性の向上を推進します。</p> <p>③市民への障がい児教育やカウンセリングの技法などの理解啓発を図り、子どもや学校を見守り支える地域づくりを推進します。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

**(4)**  
**創造力を育む**  
**子どもの読書を促進する**  
**(読書活動の推進)**

- ①「こどもとしよかんまつり」や読書週間行事の実施などにより、子どもの読書に対する関心を高めます。
- ②学校司書の研修による学校図書館の充実や中央図書館との連携により、子どもの豊かな学びの場を提供します。
- ③うちどく（家読）や市民ボランティアによる読み聞かせなど、家庭や地域での読書に関する取り組みを推進します。
- ④ブックスタートや各種おはなし会の充実により、子どもが読書に親しむ機会を提供します。

**(5)**  
**自分を大切にし他者を思いやる**  
**心を育成する**  
**(道徳教育の推進)**

- ①道徳科を要に道徳教育を充実させ、豊かな心を育む教育を推進します。
- ②道徳教育推進教師を中心に家庭や地域との連携を深め、学校教育全体で道徳教育を推進します。
- ③体験を通した平和教育や救急救命講習などの様々な体験活動を通し、命を大切にする心の育成を推進します。
- ④社会奉仕体験やボランティア活動、自然体験活動や職場体験学習などを通じ、思いやりの心の育成を推進します。

**目 標 指 標**

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
C & S 質問紙※において満足群の児童生徒の割合	56.3%	55.0%
全児童・生徒に対する不登校児童・生徒数の割合	小学校：0.28% (県：0.37%) 中学校：1.71% (県：2.76%)	小学校：県平均以下 中学校：県平均以下
きぼうの広場を利用した不登校児童生徒のうち 学校に復帰した児童生徒の割合	39.0%	41.0%

[用語解説]

インクルーシブ教育（システム）	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
スクールアシスタント	学校生活において困難が生じている児童生徒に対して、担任の主たる指導のもとに、児童生徒一人一人の実態に応じた効果的な教育的支援を行う。
バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
C & S 質問紙	児童生徒の自己肯定感と所属する学級の雰囲気、どう捉えているかを把握するもの。



教育センター「きぼうの広場」(外観)



教育センター「きぼうの広場」(内部)

## 第2節 学習指導

# 自ら学び自ら考える力を育てる

## 学習指導内容の充実

関連  
計画

総合計画前期基本計画、学校教育指導方針、子ども子育て支援事業計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 現状

- ◆グローバル化※や情報化※の進展などにより、社会は予想を超えたスピードで変化し、多様化がすすんでいます。多様な知識が生み出され、流通し、課題も複雑化しており、一律の正解が見い出せない社会になっています。
- ◆環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など、一つの国では解決できない地球規模の課題があり、持続可能な社会の構築に向けて国境を越えて協働できる人材が求められています。
- ◆小学校就学前段階は、生涯にわたる人格形成および義務教育の基礎を培う大切な時期であり、幼児教育・保育の質の向上が求められています。

### 課題

- 変化の激しい社会を生き抜くためには、与えられた情報を活用するだけでなく、自己に必要な知識や能力を自ら選んで身につけ、他者との関わりあいの中で応用し、発展させていくような「主体的・対話的に学ぶ力」を育むことが必要です。また、健やかな体と自らの安全を守る力を育むことも重要です。
- 国際理解、環境保全、多文化共生などを学ぶことにより、次代を担う人材を育てていくことが必要です。そのためには、よりどころとなる郷土（地域、日本）への理解をすすめていくことも重要です。
- 保幼小中の円滑な接続、家庭との連携などにより、幼児の個性と能力、体力を伸ばすとともに、社会性を育むことが必要です。

【平成27年全国学力学習調査（質問紙調査・協働的な学びに関して）】



資料：指導課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 子どもも教師もともに 学び合う学校づくりを推進する (教職員の同僚性の構築、児童生徒の 多様性を尊重し、協働する力の育成)</p>	<p>①教職員の同僚性を高め学び合える集団を作るとともに、地域人材と共に学び合えるような学びの共同体づくりを目指します。</p> <p>②教職員への研修の充実のために、大学などの研究機関との連携を深めます。</p> <p>③保護者や地域へ学校の情報を発信し、相互理解を図ることで、子どもたちの育ちの姿を共有します。</p>
<p>(2) 「主体的・対話的に学ぶ力」 を育成する (新しい時代に必要となる資質・能力の 育成)</p>	<p>①保幼小中の積極的な連携により、幼児教育の内容充実や一貫性のある教育を推進します。</p> <p>②課題の発見と解決に向けた協働的な学びによる授業を推進し、認め合い、支え合いのある授業を通して一人一人の子どもの学力の向上を推進します。</p> <p>③基礎・基本の確実な習得と思考力・判断力・表現力の育成など、確かな学力を育む教育を推進します。</p> <p>④定期的な授業の見直し・改善により、生徒の資質・能力の向上を促進します。</p>
<p>(3) 「時代の変化に対応する力」 を育成する (グローバル社会に対応できる教育の 推進)</p>	<p>①小中学校への英語指導講師の派遣や、学校生活における英語を使う機会の提供などにより、国際理解と生きた英語力の向上を促進します。</p> <p>②キャリア教育や情報教育※、持続可能な開発のための教育※など、社会の変化に対応した教育内容の充実を推進します。</p> <p>③いばらきっ子郷土検定や牛久市郷土検定の開催などにより、茨城県および牛久市に対する愛着や誇りを持った人材を育成します。</p> <p>④中高生と乳幼児とのふれあい・交流機会の充実などにより、次代の親の育成を促進します。</p>
<p>(4) 「健康で安全な生活をおくる力」 を育成する (健康・安全教育の推進)</p>	<p>①学校などにおける食育の推進により、命の大切さを学ぶとともに、健康的な食習慣づくりを促進します。</p> <p>②学校体育や健康教育の充実により、児童生徒の健やかな体づくりを推進します。</p> <p>③学校などにおける安全教育の充実や実践により、登下校中や日常生活における交通事故の未然防止、安全の確保を図ります。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
小学校 6 年生と中学校 3 年生において、「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答した児童・生徒の割合	小学校 68.5% 中学校 68.2%	小学校 70.0% 中学校 70.0%
全国学力・学習状況調査の国平均以上の児童・生徒の割合	小中学校 63.4% (小学校 65.1%) (中学校 62.5%)	小中学校 60.0%

### [用語解説]

グローバル化	社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。
情報化	情報が諸資源と同等の価値を有し、それらを中心として機能する社会のことを情報化社会といい、そのような社会に変化していくことを情報化という。
情報教育	「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の 3 つをバランスよく身につけさせるための教育。
持続可能な開発のための教育	「Education for Sustainable Development (ESD)」の日本語訳。世界の環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。つまり、持続可能な社会づくりの担い手を育てる教育。



共に学び合う様子



イングリッシュタイム (奥野小)

### 第3節 教育環境

## 健やかな成長を助ける教育環境の整備

関連  
計画

総合計画前期基本計画、学校教育指導方針、子ども子育て支援事業計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 現状

- ◆核家族化や人と人とのつながりの希薄化などにより、以前は家庭や地域生活の中で自然に行なわれてきた教育的な営みが難しくなっています。
- ◆本市では人口や年齢構成に地域差が生じており、児童生徒が著しく減少した学校がある一方で、児童生徒の増加により教室が不足している学校もあります。
- ◆本市では、子どもの安全な学習環境を確保するために学校の耐震化をすすめており、平成29年度にはすべての学校施設の耐震化が完了します。
- ◆本市では、「うしく放課後カッパ塾」や「うしく土曜カッパ塾」において、地域の人々の協力を得ながら多様な学びのプログラムを提供しています。

### 課題

- 市民と学校が連携・協働することにより、地域の子どもと大人が学び合うことのできる環境をつくり、「地域が人を育て、人が地域をつくる」好循環を生み出していくことが必要です。
- 特色ある学校づくりや学校新設など、地域や学校ごとの課題に対応した教育環境の向上をすすめていくことが必要です。
- 時代の変化にともない学習環境に対するニーズが変化しており、今後は「教育の情報化※」と「情報教育※」に対応するためのICT※機器の充実が必要です。
- 様々な教育の場において地域の人材を積極的に活用し、教育の質を高めていく必要があります。

【市立小学校・中学校の児童・生徒数の推移】



資料：学校基本調査

## 〔小中学校の教育の情報化の状況（平成27年度－平成28年3月1日現在）〕

	国の目標	全国平均	茨城県平均	牛久市平均
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数(人/台)	3.6	6.2	6.2	12.1
普通教室の電子黒板の整備率(%)	100	21.9	15.6	5.2
普通教室の無線LAN整備率(%)	100	26.1	26.6	39.1

※「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」とは、平成27年5月1日現在の児童生徒数を「教育用コンピュータ総台数」で除したものである。

資料：文部科学省生涯学習政策局情報教育課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) <b>コミュニティスクールを推進する</b> (地域と連携した学校運営から地域創生)</p>	<p>①学校と地域が連携・協働し、「地域とともにある学校」「子どもと大人が学び合い育ち合う教育体制の構築」「学校を核とした地域づくり」を推進します。</p> <p>②地域と連携した特色ある学校づくりや地域とともに子どもの成長を支える「コミュニティスクール」を実現し、地域創生のための人材の育成と体制づくりに取り組みます。</p> <p>③奥野小学校や牛久第二中学校において小規模特認校制度を活用し、「地域とともにある学校」を目指します。</p>
<p>(2) <b>多種多様な経験や技能をもった人材の教育現場での活躍を推進する</b> (教育人材バンクの活用)</p>	<p>①学習指導や部活動指導などにおいて、優れた知識や技能を有する地域人材の活用により、小中学校の教育活動の充実を図ります。</p> <p>②人材バンクへ登録された地域人材の活用により、放課後や土曜日の学びの充実を図ります。</p>
<p>(3) <b>情報化社会に対応する教育環境を整備する</b> (教育の情報化)</p>	<p>①ICT教育を推進し、子どもたちの情報活用能力および情報モラルを育成するとともに、教育現場の情報化を推進します。</p> <p>②ICT教育のための環境整備として、電子黒板、デジタル教科書、タブレットなどの導入を推進します。</p>
<p>(4) <b>子どもが安心して学べる環境づくりを推進する</b> (教育施設等の整備推進)</p>	<p>①学校施設長寿命化計画を策定し、学校施設の長寿命化を推進します。</p> <p>②ひたち野地区に中学校を新設し、生徒数増加による教室数不足を解消します。</p> <p>③通学路における危険箇所の点検や地域との連携による見守りで通学時の安全を確保します。</p> <p>④児童・生徒への奨学金の給付や就学援助などの支援により、全ての子どもたちの教育を支えます。</p>

**(5)**  
**子どもの健やかな発達を  
 支援する**  
 (学校給食と学校保健の充実)

- ①地場産食材の活用による安全な給食の提供や、栄養士などによる食に関する指導の充実を図ります。
- ②児童生徒および職員の定期的な健康診断や、きめ細やかな健康管理指導の実施により、児童・生徒・職員の健康を確保します。

**(6)**  
**放課後や土曜日において  
 多様な学びや体験活動を  
 提供する**  
 (放課後や土曜日の活動の充実)

- ①「放課後児童クラブ」の着実な運営により、共働き家庭などの児童を含めたすべての児童の安全・安心な遊び場や生活の場を確保します。
- ②「うしく放課後カッパ塾」において学びの場を提供し、児童の基礎学力の向上や学習習慣の定着を促進します。
- ③「うしく土曜カッパ塾」において、体験活動や交流活動の多様なプログラムを提供し、生きる力を育成します。

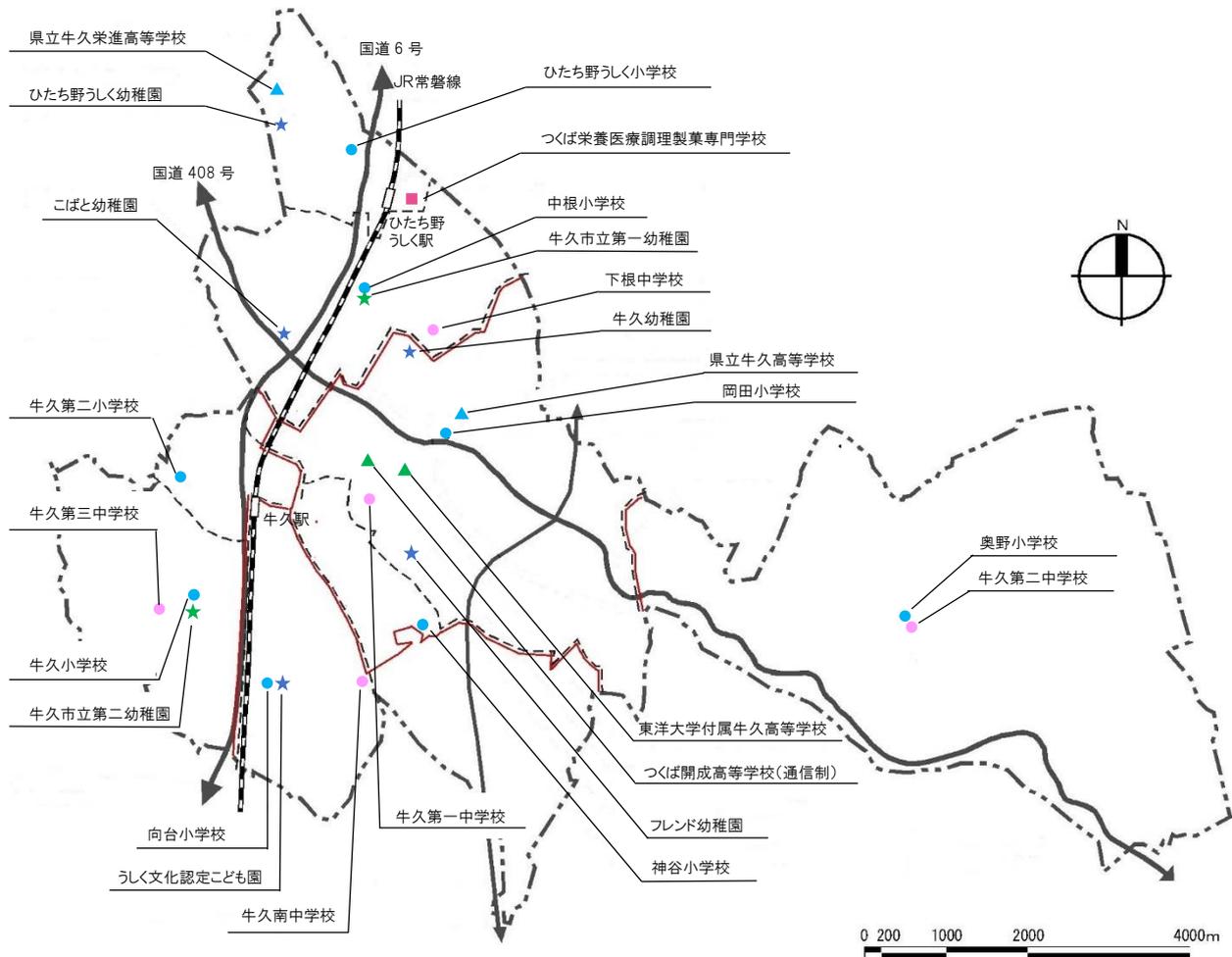
**目 標 指 標**

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
ICT 機器の整備 教育用 PC1 台あたり児童生徒数 電子黒板整備率	12.1 人/台 5.2%	3.6 人/台 100%
学校給食における地場産 (県内産) 食材使用の比率	59.9%	70.0%
学校の教育活動における地域人材の活用分野数	新規事業	250
土曜カッパ塾参加延人数	5,146 人/年	5,150 人/年
放課後カッパ塾参加延人数	13,215 人/年	15,500 人/年

[用語解説]

教育の情報化	「情報教育」「教科指導における ICT 活用」「校務の情報化」の 3 つから構成され、これらを通して教育の質の向上を目指すもの。
情報教育	「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の 3 つをバランスよく身につけさせるための教育。
I C T ( I T )	「information and communication technology (情報通信技術)」。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的に指している語。I T 「information technology (情報技術)」とほぼ同義。

[教育施設位置図]



凡例

- |   |            |       |      |
|---|------------|-------|------|
| ★ | 幼稚園(市立)    | ----- | 小学校区 |
| ★ | 幼稚園(私立)    | ----- | 中学校区 |
| ★ | 認定こども園(私立) | ----- |      |
| ● | 小学校        |       |      |
| ● | 中学校        |       |      |
| ▲ | 高等学校(県立)   |       |      |
| ▲ | 高等学校(私立)   |       |      |
| ■ | 専修学校       |       |      |

## 第4節 生涯学習

# 豊かな人生を創出する生涯学習の推進

関連  
計画

総合計画前期基本計画（H28年図書館要覧も参照）、子ども読書活動推進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 現状

- ◆国は、教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と、『生涯学習※の理念』を規定しています。
- ◆本市では、中央生涯学習センターや文化ホール、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター、かっぱの里生涯学習センター、エスカード生涯学習センター、中央図書館等を拠点とした、市主催の講座の開催や市民サークル活動の場の提供などにより、教養、趣味、スポーツなど、地域に根ざした多様な生涯学習活動を支援しています。
- ◆本市では、中央図書館、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター、市役所エスカード出張所、リフレ図書カウンターで貸出しサービスを実施しており、貸出点数は増加しています。小学生以下と高齢者への貸出が増加していますが、主に高校生から30歳代への貸出が減少しています。

### 課題

- より多くの市民の生涯学習への取り組みを促すためには、子育て世代向けの家庭教育に関する学習、サラリーマン向けのキャリア形成のための学習、高齢者向けのセカンドライフを充実させるための学習など、ライフステージやニーズに応じた学習プログラムを充実させることが必要です。
- 社会の多様化にともなって地域の課題も多様化・複雑化しています。市民の自主的で創造的な学習を支援することにより、地域課題を解決するための人材育成やネットワーク※形成が促進され、市民主体の地域づくりが期待されます。
- インターネットの普及によって大量な情報が簡単に入手できるようになりましたが、正確で体系的な図書館の書籍や資料の重要性は変わっていません。図書館は、多様化・高度化する市民のニーズに応じて蔵書の充実をすすめるとともに、書籍や資料、インターネットから得られる情報などから、市民が必要な情報を検索して活用できるよう、参考業務（レファレンスサービス）※を強化することが必要です。また、子ども、若者、高齢者、障がい者など、利用者にあわせたサービスを提供し、地域の知の拠点として市民の自主的な学習活動を促し、支えていくことが必要です。

[生涯学習施設の利用者数の推移]



資料：文化芸術課

[図書館年代別貸出点数および市民一人あたり貸出点数]



資料：中央図書館（市民一人あたり貸出点数は、貸出点数合計÷住民基本台帳年度末人口による）

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1)

**より多くの市民が生涯学習に  
取り組む機会をつくる**  
(多様な生涯学習機会の提供)

- ①多様な生涯学習プログラムの提供により、市民の幅広いニーズに対応していきます。
- ②本市の自然、文化、歴史、まちづくりなどの講座の提供により、市民の本市への親しみや関心を高めます。
- ③「親子ふれあい教室」や「牛久市花いっぱいコンクール」など、親子と地域の人々が交流し、学びあう機会づくりを促進します。

(2)

**市民の主体的な活動を促進し  
「知の循環型社会※」を形成する**  
(生涯学習活動の支援)

- ①生涯学習に取り組む市民団体や指導者の育成支援により、市民同士の学びあいや市外の住民との交流を促進します。
- ②「地域ふれあい講座」や「市民コーディネート講座」など、市民の自主的な学びの場づくりを支援します。

(3)

**施設の整備・充実により  
市民の生涯学習を支援する**  
(生涯学習施設の提供)

- ①生涯学習センターなどの既存施設の活用により、市民の生涯学習活動を積極的に支援します。

**(4)**  
**市民のだれもが利用し  
 満足できる図書館をつくる**  
**(図書館サービスの充実)**

- ① 多角的な資料の収集整理を強化し、市民の抱える問題や課題を解決するための相談支援業務に重点を置いた、利用者と情報をつなげる課題解決型の図書館を構築します。
- ② NPO※法人や市民ボランティアとの連携などにより、図書館における文化事業の充実を図ります。
- ③ 学校図書館ネットワークの充実などにより、子どもの読書活動を促進します。

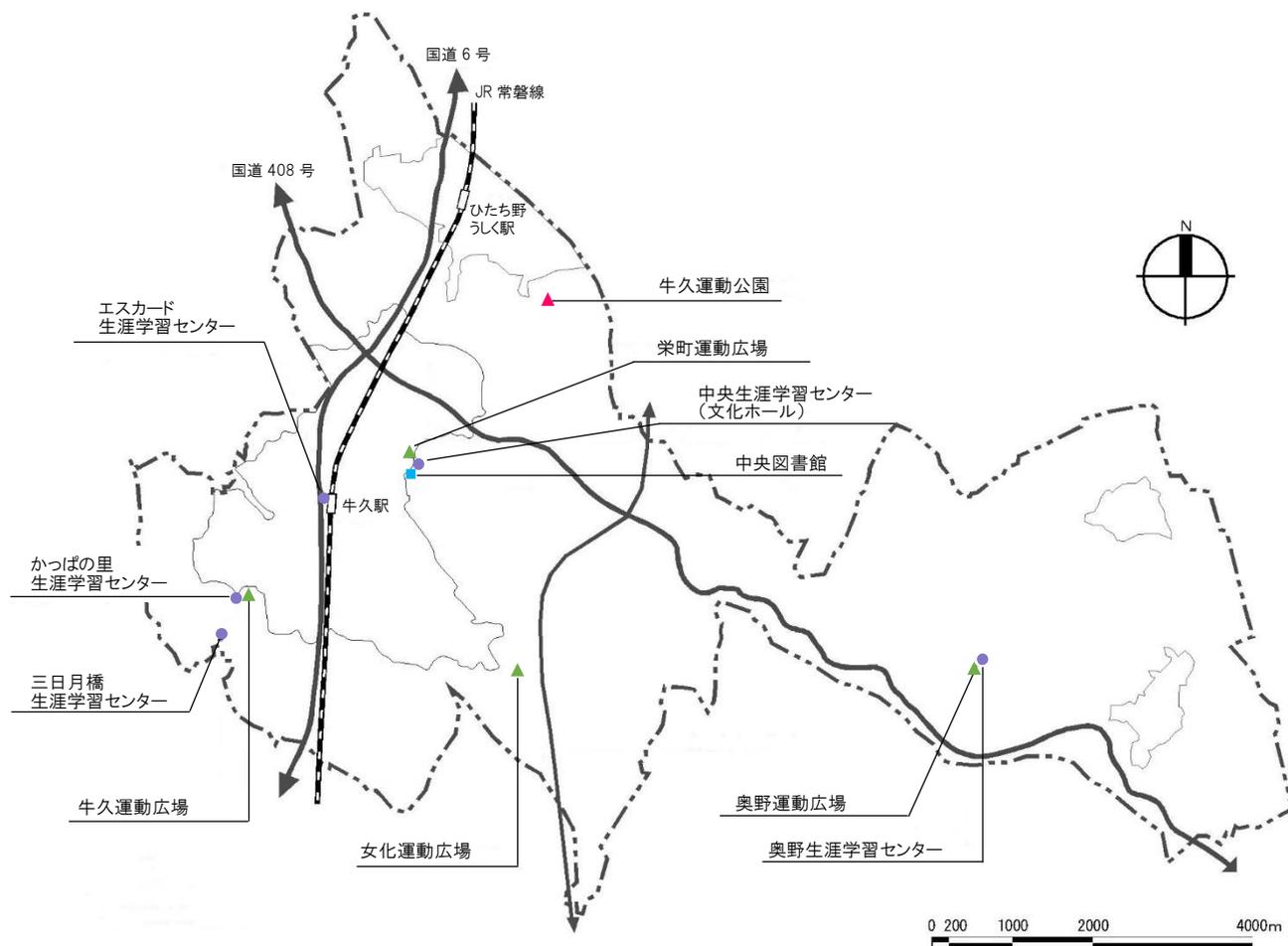
**目 標 指 標**

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
市民一人あたり図書館資料貸出点数	7.46 点/年	9.50 点/年
生涯学習センター延利用者数	344,757 人/年	350,000 人/年
生涯学習講座の開講率	88.7%	90.0%

[用語解説]

生涯学習	学習者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくこと。1990年(平成2)生涯学習振興法で法制化。
ネットワーク	網状のつながり。ハード面では、道路や通信基盤などのつながりの状態を指す。また、ソフト面では、人と人とのつながり、地域におけるコミュニティのつながりまたはつながりの状態を指す。
参考業務 (レファレンスサービス)	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。
知の循環型社会	市民の生涯学習活動等への参加と、その学習の支援、さらにその成果が適切に活かされ、社会全体の教育力が向上していく社会。
N P O	「Non-Profit-Organization (非営利団体)」。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。

[社会教育施設位置図]



- 凡例
- 生涯学習センター
  - 牛久運動公園
  - 運動広場
  - 中央図書館
  - 市街化区域

序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

## 第5節 文化・芸術

# 伝統・文化の継承と市民文化の創造

関連  
計画

総合計画前期基本計画、文化芸術振興基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 現状

- ◆文化芸術とは人間の創造力そのものであり、多様な生き方を受け入れる感性の源となり、自国や自分自身に対する肯定を促すものです。また、文化芸術は、教育、観光など様々な分野におけるまちづくりと深い親和性をもった地域資源です。
- ◆本市では、牛久市民文化祭などの市民が主体的に創造力を発揮する活動から、うしく現代美術展、うしく音楽家協会コンサートなどの地元アーティストによる活動まで、多種多様な文化芸術活動がすすめられています。
- ◆本市では、歴史・文化を伝える文化財資料の収集・保存、芸術資料の保管が行われており、数多くの資料を市民へ公開することで広く活用を図っています。
- ◆本市では平成28年度に文化芸術の振興に関する基本的な方針と文化芸術施策を包括した「牛久市文化芸術振興基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に文化政策を推進しています。

### 課題

- 今後さらに市民の文化芸術活動を活発化するために、市の文化資源を発信する広報の強化、文化芸術団体への多面的な支援などが必要です。
- 市民が地域に愛着を持ち、郷土愛を深める一助とするために、文化財、伝統文化などを今後さらに積極的に活用していく必要があります。

#### [指定文化財]

指定区分	種類	名称	数量	所在地	指定年
国	建造物	シャトーカミヤ旧醸造場施設	3棟	中央	平成20年
県	彫刻	阿弥陀如来坐像	1躯	願名寺	昭和33年
県	工芸品	太刀 銘 備前國長船住長光作	1口	牛久町	昭和36年
県	工芸品	太刀 銘 大和國当麻友(以下切)伝友清	1口	牛久町	昭和36年
県	彫刻	十一面観音菩薩坐像	1躯	観音寺	昭和60年
県	建造物	観音寺本堂と仁王門	1	観音寺	平成3年
市	工芸品	東林寺城跡五輪塔	2基	東林寺	昭和49年
市	工芸品	得月院五輪塔	1基	得月院	昭和58年
市	天然記念物	榎(カヤ)	1	得月院	昭和58年
市	史跡	牛久城大手門跡	1	城中町	昭和58年
市	史跡	女化道の道標	1柱	さくら台	昭和58年
市	史跡	大日塚及び大日如来石仏	各1	上太田町	昭和58年
市	史跡	大日塚及び大日如来石仏	各1	島田町	昭和58年
市	史跡	大日塚及び大日如来石仏	各1	桂町	昭和58年
市	史跡	中根一里塚	1	ひたち野西	昭和62年
市	工芸品	薬師寺宝塔	1	薬師寺	昭和62年
市	彫刻	木造薬師如来坐像	1躯	城中町	平成11年
市	史跡	成井一里塚	1対	城中町	平成13年
市	史跡	小坂城跡	1	小坂町	平成18年
市	工芸品	俳人石龍の墓碑	1基	正源寺	平成20年

指定区分	種類	名称	数量	所在地	指定年
市	工芸品	金剛界大日如来石仏(時念仏塔)	1基	鹿島神社(田宮山薬師寺内)	平成20年
市	彫刻	阿弥陀如来三尊像	3躯	浄妙寺	平成20年
市	彫刻	閻魔大王坐像と奪衣婆坐像	2躯	得月院	平成20年
市	考古資料	姥神遺跡出土宝珠硯	1面	牛久市教育委員会	平成22年
市	建造物	雲魚亭	1棟	城中町	平成22年
市	工芸品	青面金剛像	1躯	東猫穴町	平成22年
市	考古資料	ヤツノ上遺跡出土大洞A式期土偶及び土器群	1式	牛久市教育委員会	平成23年
市	絵画	阿弥陀来迎及び千手観音図	1幅	観音寺	平成23年
市	天然記念物	田宮山薬師寺参道並木	一	薬師寺	平成23年
市	絵画	紙本淡彩 老楊と荒村(小川芋銭筆)	1隻	牛久市教育委員会	平成24年
市	絵画	紙本淡彩 田家四季草画(小川芋銭筆)	1巻	牛久市教育委員会	平成24年
市	工芸品	河童の碑	1基	城中町	平成25年

資料：文化芸術課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

### (1)

#### 文化芸術のまちづくりに取り組む 市民を育てる

(文化芸術活動への参加促進、人材育成)

- ① 多種多様な講座や公演の開催などにより、市民の文化芸術活動への参加を促進します。
- ② 学校関連のアウトリーチ（体験・鑑賞などの文化芸術普及活動）の充実などにより、子どもの感性を育む取り組みを推進します。
- ③ 多様な発表の機会や日常的に文化芸術活動に触れる機会の提供などにより、次世代を担う芸術家や企画運営力のある人材を育成します。
- ④ 独創的な事業などを企画する団体の支援や、分野の異なる団体間の連携強化の促進などにより、地域独自の文化芸術活動を促進します。

### (2)

#### 伝統・文化を守り、学び、伝える

(文化遺産の保存と日本文化の伝承)

- ① 歴史的建造物や史跡、文化人の功績や遺産、民俗資料などの有形・無形の文化財を保護・整備します。
- ② 郷土の歴史や伝統文化を学ぶ機会の提供などにより、市民の郷土への理解を促進します。
- ③ 文化財や歴史的資料を広く公開することにより、市外の人々にもその価値を伝えていきます。
- ④ シャトーカミヤの日本遺産認定に取り組み、文化財の活用を推進します。

### (3)

#### 文化芸術コミュニティの形成を 促進する

(コーディネート機能と広報の強化)

- ① 市のコーディネート機能を強化することにより、文化芸術を媒介とした市民・企業・学校・団体間のネットワーク※づくりを推進します。
- ② 市内外への情報発信を強化することにより、文化芸術活動における多様な交流を促進します。

**(4)**  
**文化芸術活動が活発に行われる**  
**環境を醸成する**  
**(公共文化施設の活用、活動拠点の**  
**整備促進)**

- ①中央生涯学習センター、エスカード生涯学習センターなどにおける文化公演内容の充実により、観客動員の増加と市民の文化水準向上を促進します。
- ②既存施設の活用促進、多用途な文化芸術施設の整備により、市内全域で活動しやすい環境づくりを推進します。

**目 標 指 標**

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
市民文化祭参加人数	4,360 人	4,390 人
文化財を活用したイベントの開催数	8 回/年	11 回/年
文化公演の集客率	79.8%	81.0%
牛久市文化協会の加盟団体数	76 団体	85 団体

[用語解説]

ネットワーク	網状のつながり。ここでは、人と人とのつながり、地域におけるコミュニティのつながりまたはつながりの状態を指す。
--------	--



牛久郷土かるた大会



シャトーカミヤでのプロジェクションマッピング

## 第6節 生涯スポーツの推進による市民の健康づくり

### 生涯スポーツ

関連  
計画

総合計画前期基本計画、スポーツ振興基本計画、スポーツ施設整備基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

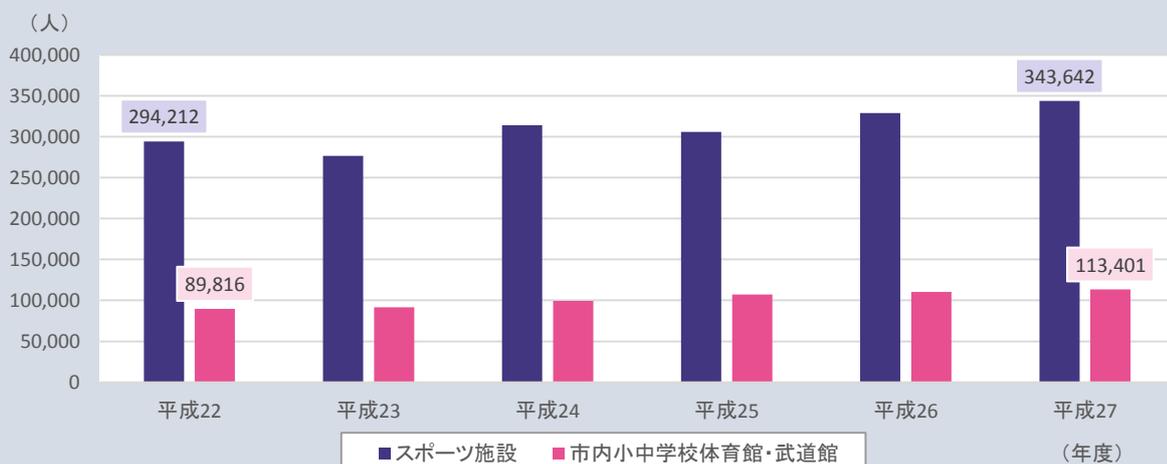
### 現状

- ◆スポーツは、市民が生涯にわたって心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。
- ◆本市では、生涯スポーツ社会の実現を目指してスポーツ施設の整備や市民スポーツ振興に取り組んでおり、スポーツ施設の利用者数は年々増加傾向にあります。
- ◆体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ※など、市民主体のスポーツ組織が活発な活動を行っています。
- ◆平成27年度には、牛久運動公園野球場の改装が完了し、硬式野球公式戦の誘致が可能となりました。
- ◆平成31年には国民体育大会が茨城県で開催されますが、本市は、空手道と軟式野球の会場となっていて、市民のスポーツへの関心がより高まることが期待されます。

### 課題

- より多くの市民のスポーツ活動への取り組みを促すためには、市民のニーズにあわせたスポーツプログラムの提供や施設の整備、手軽に参加できるスポーツイベントの開催などが必要です。
- 市民のスポーツ活動をより充実したものにするためには、一流スポーツ選手から指導を受ける機会の提供や、地域の指導者の育成などが必要です。
- スポーツへの関心を高めるためには、プロ野球公式戦の誘致など、質の高いスポーツを「見る」機会を提供することも必要です。
- 国民体育大会の開催に向けて、武道施設の整備や運動公園体育館の改修などが必要です。

【体育施設延利用者数の推移】



資料：スポーツ推進課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 生涯スポーツに取り組む意識を醸成する (スポーツ活動の啓発)</p>	<p>①市民のスポーツ活動の状況やニーズなどを調査し、それに応じた地域のスポーツ情報を提供します。</p> <p>②手軽に参加できるスポーツイベントを開催し、生涯スポーツに取り組むきっかけを作ります。</p> <p>③市内でスポーツを観戦する機会を提供し、市民のスポーツに対する関心を高めます。</p>
<p>(2) 市民の特性やニーズに対応したスポーツプログラムを充実する (多様なスポーツプログラムの提供)</p>	<p>①ニュースポーツ※やファミリースポーツなど、子どもや高齢者、障がい者等が参加できるスポーツの普及・振興を推進します。</p> <p>②一流スポーツ選手によるトップスポーツ教室の実施など、より高い技術の獲得を目指す市民のニーズに対応します。</p> <p>③牛久シティマラソン、うしくっばドッジボール全国大会など、広域から人が集まるイベントを支援し、スポーツによるまちのにぎわいづくりをすすめます。</p>
<p>(3) 市民主体のスポーツ活動の質の向上を促進する (スポーツ組織の育成・充実)</p>	<p>①体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの運営支援などにより、市民主体のスポーツ組織を育成します。</p> <p>②スポーツ組織における指導者やスポーツ推進委員、ボランティアの育成などにより、スポーツ組織等による充実した活動を支援します。</p>
<p>(4) より多くの市民がスポーツを楽しめる施設を整備する (スポーツ施設の整備推進)</p>	<p>①市内スポーツ施設の計画的な改修・整備、学校体育施設の活用、新たな運動施設の整備を推進します。</p> <p>②健康増進や生涯スポーツの促進、地域コミュニティ活動や災害時の防災拠点としての活用など、多目的利用に配慮した施設整備を推進します。</p> <p>③平成31年に茨城県で開催される国民体育大会に向けて、武道施設の新設と既存スポーツ施設の改修整備を推進します。</p> <p>④ジョギング・ウォーキングコースの整備や高齢者向けの健康器具の設置などにより、子どもから高齢者までが気軽に運動できる環境をつくります。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
スポーツ施設延利用者数	343,642 人/年	424,430 人/年
市内小中学校体育館・武道館延利用者数	113,401 人/年	141,477 人/年
3 地区スポーツ交流会事業参加者数	13,558 人/年	14,284 人/年

### 【用語解説】

総合型地域スポーツクラブ	日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げて、1995 年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の 1 つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブをいう。
ニュースポーツ	グラウンド・ゴルフ、インディアカなど、近年、我が国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、①力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しみを追及する、②体力、技術、性別、年齢に左右されず、だれとでもできる、③ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能であるなどの特徴を持っている。市町村で開発したもの、海外から紹介されたものなどを含めると 100 種を超えるニュースポーツがあるとされている。



牛久シティマラソン



市民体育祭

## 第7節 次代を担う青少年の健全育成

### 青少年育成

関連  
計画

総合計画前期基本計画、子ども・子育て支援事業計画

### 現状

- ◆夫婦共働きや離婚などが原因で、家庭内でのふれあいや教育の時間の確保が難しくなったことにより、周囲の環境や社会生活になじめなくなる青少年が増加しています。
- ◆スマートフォンやインターネットの普及により、子どもが有害な情報入手しやすくなっていることや、子どもの交友関係や行動が見えにくくなっていることから、子どもを非行や犯罪から守ることが難しくなっています。
- ◆青少年育成牛久市民会議は、関係機関と連携した親子のふれあいや文化・スポーツ活動、野外活動等の機会の提供などにより、青少年の健全育成をすすめています。
- ◆牛久市青少年相談員連絡会は、定期的な巡回パトロールや店舗への普及啓発活動などにより、青少年の健全育成、非行防止に取り組んでいます。

### 課題

- 子どもは地域にとってかけがえのない大切な財産です。地域の人材や資源を活かした活動を展開するなど、社会全体で子どもを守り育てる取り組みの強化が必要です。
- 教育の原点である家庭教育は、子どもの「生きる力」を身につけていくための基礎となる重要なものであり、地域や学校とのつながりの中で家庭教育が行われるよう、家庭教育を学ぶ機会の提供や、地域による家庭教育の支援が必要です。

#### [青少年の健全育成のために活躍する市民（団体）]

牛久市青少年相談員連絡会	市内巡回パトロール、街頭パトロール、祭事時のパトロール 非行防止キャンペーン、薬物乱用防止の啓発活動 青少年の健全育成に協力する店の登録活動 「牛久市茨城県青少年の健全育成に関する条例に関する立入調査実施要綱」に基づく立入検査
青少年育成牛久市民会議	地域コミュニティづくりのための「あいさつ・声かけ運動」の啓発 危険個所等の社会環境の実態調査 鯉まつり、親子ふれあい教室、ふれあい映画鑑賞会、ふれあいキャンプの実施
民生委員児童委員・主任児童委員	地域の身近な相談者として、問題解決のために必要な相談窓口への橋渡し 特に主任児童委員は児童専門の相談窓口として児童の見守り等に対応
人権擁護委員	小学校児童に対する人権教育 中学校生徒に対する人権作文依頼 小中学校との連携による児童の健全育成支援
牛久市保護司会	犯罪経験や非行のある少年の改善更生を助けるための保護観察や生活環境の調整 青少年の健全育成活動、犯罪予防運動（街頭キャンペーンなど）

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1)

**子どもたちの生きる力を  
社会全体で育む**  
(地域の教育力向上)

- ①青少年育成牛久市民会議の活動支援などにより、地域社会と青少年との結びつきを強化します。
- ②青少年相談員の活動支援などにより、非行防止を促進します。
- ③家庭、学校、地域との連携により、地域人材や資源を活用した教育活動や見守り活動を推進します。

(2)

**親も子も共に育つ  
環境づくりを支援する**  
(家庭の教育力向上)

- ①教育機関と家庭相談員、民生委員児童委員、主任児童委員との連携などにより、家庭教育において学校や地域とのつながりが持てるよう支援します。
- ②子どもの成長段階にあった親の学びの場を提供することにより、家庭の教育力向上を図るとともに子どもの健やかな成長を支援します。

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
青少年育成牛久市民会議主催のイベント参加人数	1,354 人/年	1,500 人/年
家庭教育学級の総学級生数に対する延べ参加者数の割合	56.0%	58.0%
「青少年の健全育成に協力するお店」の登録件数	104 件	118 件



青少年相談員街頭活動

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



# 第3章 人と人との交流でつくるまち 【市民交流】

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

**第3章**

第4章

第5章

第6章

第7章



# 施策体系

## 第3章 【市民交流】

人と人との交流でつくるまち

### 節

第1節【市民参加】  
手をつなぎ協力しながら進める  
市民参加のまちづくり

第2節【地域コミュニティ活動】  
多種多様なコミュニティ活動の充実を支援

第3節【住民自治】  
たまり場づくりの推進

第4節【男女共同参画】  
男性も女性も自分らしく活躍できる社会

第5節【国際交流】  
海外と地域における異文化交流の推進

## 施策の展開方向

(1) 牛久のまちづくりへの市民参加を促進する（協働のまちづくりへの意識醸成）

(2) 市民の声を積極的に取り入れたまちづくりを推進する（市民意見の反映）

(3) 新たなまちづくりの担い手を発掘し、育成する（まちづくりの担い手支援）

(1) 市民・団体が活動しやすい環境を提供する（市民や団体の主体的な活動支援）

(2) 地域における多様な人々の交流を促進する（市民交流の活性化）

(1) 市民による地域課題の解決を支援する（地域の課題解決支援）

(2) 地区ごとの市民活動の活性化を支援する（行政区・自治会活動支援）

(3) 市民が相互にふれあう「たまり場」の運営を支援する（たまり場の運営支援）

(1) 性別にかかわらず活躍できる社会づくりを推進する（男女共同参画の推進）

(2) 仕事と家庭のバランスが取れた生活環境づくりを促進する（ワーク・ライフ・バランスの促進）

(3) 男女間の暴力やハラスメントのない社会づくりを促進する（暴力・ハラスメント対策及び被害者支援）

(1) 市民の異文化との交流を活性化する（異文化交流の支援）

(2) 地域の外国人が暮らしやすい環境を整える（多文化共生の推進）

# 第1節 市民参加

## 手をつなぎ協力しながら進める

## 市民参加のまちづくり

関連  
計画

総合計画前期基本計画

### 現状

- ◆地域の抱える課題や市民のニーズの多様化により、行政サービスやまちづくりは、これまでのような画一的な仕組みや事業での対応が困難になっています。そうした中で、市民の生活の質をより高めていくためには、地域の特性や市民の経験や能力を活かした「市民が主役」の行政運営が求められています。
- ◆本市では、少子高齢社会にあってもまちの活力を維持し、心が通う、元気なまち、「笑顔のまち牛久」をつくるために、市民との対話による、市民の視点に立った自治体経営を基本理念として、「市民との協働によるまちづくり」を推進しています。

### 課題

- 市民の行政運営への参加を促進するためには、より多くの市民が市政を知り、一人一人が自分と周囲の人々のために何ができるかを考えることが必要です。
- 行政が市民のニーズにあった施策や事業を展開していくためには、積極的かつ能動的に市民の声を把握し続けることが必要です。
- 協働のまちづくりを次代につないでいくためには、新しい担い手を見出し、育てていくことが必要です。

【出前講座の実施状況の推移】



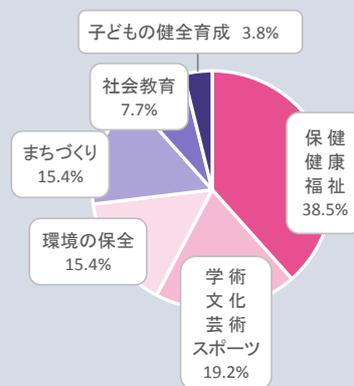
資料：市民活動課

【市内の特定非営利活動法人（NPO※法人）の状況】

・NPO 法人の数の推移 ・NPO 法人の活動分野ごとの数と割合



資料：市民活動課



資料：市民活動課

平成28年4月1日現在

各年4月1日

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 牛久のまちづくりへの市民参加を促進する (協働のまちづくりへの意識醸成)</p>	<p>① 広報紙、市ホームページやFMうしくうれしく放送（コミュニティFM）および出前講座などにより、市政に関する積極的な情報発信を行います。</p> <p>② 市民のまちづくり活動に対する各種表彰制度の活用などにより、市民の参加・参画意識のさらなる向上を促進します。</p> <p>③ 選挙に関わる制度の周知や啓発活動の実施などにより、市民の選挙への理解を促進します。</p> <p>④ 模擬議会などにより、小中学生期からの市政への関心を高めま</p>
<p>(2) 市民の声を積極的に取り入れたまちづくりを推進する (市民意見の反映)</p>	<p>① タウンミーティングや行政区役員との意見交換会、毎年の市民満足度調査などにより、市民ニーズを積極的に把握し、市政へ反映します。</p> <p>② 総合相談室の運用により、市民から寄せられた意見に対して迅速に対応します。</p>
<p>(3) 新たなまちづくりの担い手を発掘し、育成する (まちづくりの担い手支援)</p>	<p>① 新たなまちづくりの担い手を発掘し、ソーシャルビジネス※やコミュニティビジネス※への展開を支援します。</p> <p>② 全国各地で展開されているまちづくりに関するコミュニティ活動などの情報を積極的に収集・発信します。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
出前講座の年間実施件数	51 件/年	80 件/年

### [用語解説]

NPO	「Non-Profit-Organization（非営利団体）」。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。
ソーシャルビジネス	少子化高齢化、育児・教育問題、引きこもり・ニート支援、障がい者支援、環境保護、貧困問題、地域コミュニティ再開発など、解決されなければならない社会的課題をビジネスの手法で解決していく活動。
コミュニティビジネス	地域コミュニティ等におけるニーズや課題に対応するための事業。主に地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することで、対象となるコミュニティを活性化し、雇用や人の生き甲斐（居場所）などをつくりだすことが主な目的や役割となる場合が多い。また、コミュニティビジネスの活動によって、行政コストが削減されることも期待されている。

## 第2節

### 地域コミュニティ活動

# 多種多様なコミュニティ活動の充実を支援

関連  
計画

総合計画前期基本計画、男女共同参画推進基本計画

## 現状

- ◆少子高齢化、核家族化、共働きの増加などの影響により、地縁的な結びつきが失われるだけでなく、家族や親子のきずなが薄まり個々人が孤立した状態で生きる社会（無縁社会）の進行がみられ、これまで以上に人のつながりが重視されるようになっていきます。
- ◆そうした中、本市では、NPO※法人等の市民活動団体や市民ボランティアによる地域活動が活発に行なわれています。行政としては、広報紙、インターネット、コミュニティ FM による情報発信や、交流の場の提供などにより、こうした市民活動を支援しています。
- ◆しかし、担い手の高齢化により参加者が減少するなど、活動に支障をきたす例もみられています。

## 課題

- 市民活動がより充実し、高まっていくためには、市民団体同士の情報交換や協力関係の構築などが必要であり、行政は、ネットワーク※形成のためのコーディネート機能を高める必要があります。
- 地域コミュニティを維持、活性化していくためには、子ども、若者、高齢者など、各世代がそれぞれの役割を担っていく必要があります。そしてそのためには、お互いの顔が見える関係、助け合える関係を築いていく必要があります。

[ボランティア活動の状況]



資料：社会福祉協議会

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民・団体が活動しやすい 環境を提供する (市民や団体の主体的な活動支援)</p>	<p>①様々な媒体による市民活動団体やボランティア団体への情報提供や、市民活動ネットワークの強化を促進します。</p> <p>②市民活動団体やボランティア団体の活動などに関する情報を、市民に伝達する仕組みの充実を図ります。</p> <p>③市民活動団体などの活動中の事故による傷害や第三者に対して与えた損害について、賠償責任を負った場合にこれを補償する制度である、市民活動災害補償制度の利用を促進します。</p>
<p>(2) 地域における多様な人々の 交流を促進する (市民交流の活性化)</p>	<p>①世代間交流を促進するきっかけづくりの一環として、イベントなどの企画・実施を推進します。</p> <p>②コミュニティ活動等の拠点として、既存の公共施設や教育施設などの活用を促進します。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
市民活動・ボランティア登録者数 ※登録者数は、団体所属者と個人登録者の合計	6,995 人	7,200 人

### [用語解説]

N P O	「Non-Profit-Organization（非営利団体）」。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。
ネットワーク	網状のつながり。ハード面では、道路や通信基盤などのつながりの状態を指す。また、ソフト面では、人と人とのつながり、地域におけるコミュニティのつながりまたはつながりの状態を指す。

# 第3節 たまり場づくりの推進

## 住民自治

関連  
計画

総合計画前期基本計画、地域福祉計画/地域福祉活動計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 現状

- ◆かつて、向こう三軒両隣といった、地域での物の貸し借りや助け合いなどの「お互い様」の関係がありましたが、現在、このような地域の支え合いが希薄化しています。
- ◆災害などの緊急時において地域での助け合いが重要であることは、東日本大震災においても大きな教訓の一つになっています。
- ◆市民が地域において親睦交流を深められる環境を整備するために、本市は行政区ごとの集会所等の建設や修理等の工事に対する補助や、「たまり場※」の運営補助などを行っています。
- ◆また、小学校区ごとの地区社会福祉協議会※の運営を支援し、地域課題の解決や地域交流の促進をすすめています。

### 課題

- 地域の課題の解決にあたっては、地域の市民が主体となって取り組むことが重要であり、行政はその活動が実るよう、十分にバックアップしていく必要があります。また、地域活動に対してどのような支援を行なっているのかといった情報を適切に提供していく必要があります。
- 子どもや高齢者、障がい者の見守りや防犯・防災などは、身近な人々で協力しあって取り組むことが効果的であり、地域による主体的な活動をより活発化していく必要があります。

【行政区加入率の推移】



資料：市民活動課

【たまり場補助金交付行政区数と利用者数の推移】



資料：市民活動課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民による地域課題の解決を支援する (地域の課題解決支援)</p>	<p>①地区社会福祉協議会※を支援し、地域住民主体の福祉活動を推進します。(1章1節(2)⑤の再掲) ②行政区や自治会などと市が協働し、地域の困りごとを解決します。</p>
<p>(2) 地区ごとの市民活動の活性化を支援する (行政区・自治会活動支援)</p>	<p>①行政区や自治会などの活動に必要な情報を適切に提供します。 ②行政区や自治会などの活動主体間の情報交換等による地域活動の高度化を支援します。 ③地域の実情にあわせてたきめ細やかな補助を実施します。</p>
<p>(3) 市民が相互にふれあう「たまり場」の運営を支援する (たまり場の運営支援)</p>	<p>①行政区の運営や地域の拠点となる集会場の新設や修理などにより、地域活動拠点となる「たまり場」づくりを支援します。 ②地域の集会所をたまり場として常時開放する行政区を支援し、地域での交流を促進します。</p>

## 目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
行政区加入率	73.9%	74%以上
たまり場補助金交付行政区数	24行政区	29行政区
たまり場利用者数	140,383人/年	142,500人/年

### 【用語解説】

たまり場	地域住民、特定の仲間などがいつも寄り集まる一定の場所。本市では、地域コミュニティの活性化に貢献している集会所や区民会館を「たまり場」と呼ぶ。
地区社会福祉協議会 (略称：地区社協)	一人の不幸も見逃さない地域づくりを目指して、多様化する生活課題や福祉課題を解決するため、住民同士が助け合い、力をあわせて地域福祉活動をすすめる新たな支え合いの活動基盤。各地区社協の範囲はおおむね小学校区であり、地域住民の主体的な参加と協力により、まちづくりの推進役として、地域の特徴にあった地域福祉活動をすすめている。



地区社会福祉協議会

## 第4節

# 男性も女性も自分らしく活躍できる社会

### 男女共同参画

関連計画	総合計画前期基本計画、男女共同参画推進基本計画、子ども・子育て支援事業計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略
------	---

## 現状

- ◆女性も男性もすべての市民が、お互いを尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会（男女共同参画社会）の実現は、少子高齢化がすすむ中で、地域の多様性と活力を維持し、高めていくために非常に重要なことであり、地域全体で取り組むべきことです。
- ◆本市では、市民活動課に「男女共同参画推進室」を設置しており、「牛久市男女共同参画推進基本計画および実施計画（第2次）」を策定し、その計画に基づいた取り組みをすすめています。
- ◆本市では、ワーク・ライフ・バランスを推進しており、毎年行っている市民満足度調査において、「家庭生活や仕事と地域活動との両立がしやすい環境であると思いますか」という質問をしていますが、「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答した市民の割合は39.2%（平成27年度）となっています。
- ◆本市では、課題解決や政策検討などへの女性の参画を推進していますが、市の審議会等における女性の割合は、23.7%（平成27年度）となっています。

## 課題

- 家庭や学校、地域、民間企業や行政機関等において、性別による固定的な役割分担の見直しや、女性のリーダー的な地位への積極登用などにより、性別にかかわらず活躍できる社会づくりをすすめていく必要があります。
- やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すワーク・ライフ・バランスの考え方にに基づき、一人一人が自分らしく生活できる環境づくりをすすめていく必要があります。
- 男女間の暴力やハラスメント※、特に女性に対する暴力やハラスメントは、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性に比べてさらに従属的な状況に追い込むなど、男女共同参画社会の実現を阻むものです。これらからの被害を無くすためには、関係機関や民間団体との連携による支援体制の充実が必要です。

### 【市の審議会等における女性委員の割合】



資料：市民活動課

### 【男女共同参画にかかわる市民満足度調査結果の推移】



資料：秘書課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 性別にかかわらず活躍できる 社会づくりを推進する (男女共同参画の推進)</p>	<p>①職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同に関する啓発活動を推進します。</p> <p>②市政をはじめ、民間企業や各団体などにおける方針決定過程への女性の参画を促進します。</p> <p>③地域活動などにおける女性リーダーの育成や、市における女性管理職への登用を促進します。</p>
<p>(2) 仕事と家庭のバランスが取れた 生活環境づくりを促進する (ワーク・ライフ・バランスの推進)</p>	<p>①妊産婦が安心して働ける職場環境づくりを促進します。</p> <p>②子育てや介護などのために離職した女性の就業を支援します。</p> <p>③だれもが育児休業や介護休業などを取得しやすい環境づくりを促進します。</p> <p>④保育需要にあわせて施設を整備し、受入体制の充実を図るとともに、保育士不足解消のため処遇改善に努めます。(1章2節(2)①の再掲)</p>
<p>(3) 男女間の暴力やハラスメントの ない社会づくりを促進する (暴力・ハラスメント対策および被害者 支援)</p>	<p>①ドメスティック・バイオレンス※、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーク行、性犯罪など、男女間のあらゆる暴力に関する相談・カウンセリング体制の充実を図ります。</p> <p>②民間団体との連携などにより、男女間の暴力の被害者に対する支援策のさらなる充実を図ります。</p>

## 目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
審議会等における女性委員の割合	23.7%	27.0%
家庭生活や仕事と地域活動との両立がしやすい環境であると答えた市民の割合	39.2%	47.0%
男は仕事、女は家庭という考え方に同感しないと答えた市民の割合	69.7%	77.0%

### 【用語解説】

ハラスメント	他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど。
ドメスティック・バイオレンス	同居関係にある配偶者や内縁関係にある男女間で起こる家庭内暴力のこと。婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

## 第5節 国際交流

# 海外と地域における異文化交流の推進

関連  
計画

総合計画前期基本計画、男女共同参画推進基本計画、地域福祉計画/地域福祉活動計画

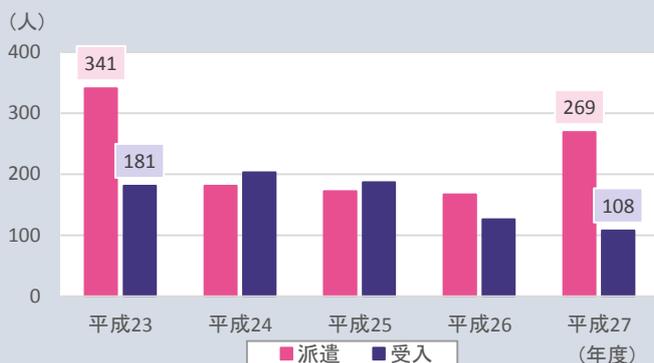
### 現状

- ◆本市では、昭和60年にカナダ・ホワイトホース市、平成2年にオーストラリア・オレンジ市と姉妹都市、平成25年にイタリア・グレーヴェ・イン・キアンティ市と友好都市の提携を行い、人的、物的交流を通して、相互理解を深めています。
- ◆市内の外国人住民数は減少傾向ですが、様々な国の住民がおり、多様な文化交流が可能な環境となっています。
- ◆本市では、在住外国人の意思疎通手段を確立するため、ボランティアによる日本語講座が開かれています。また、世界家庭料理の会の開催などにより、異文化理解をすすめています。

### 課題

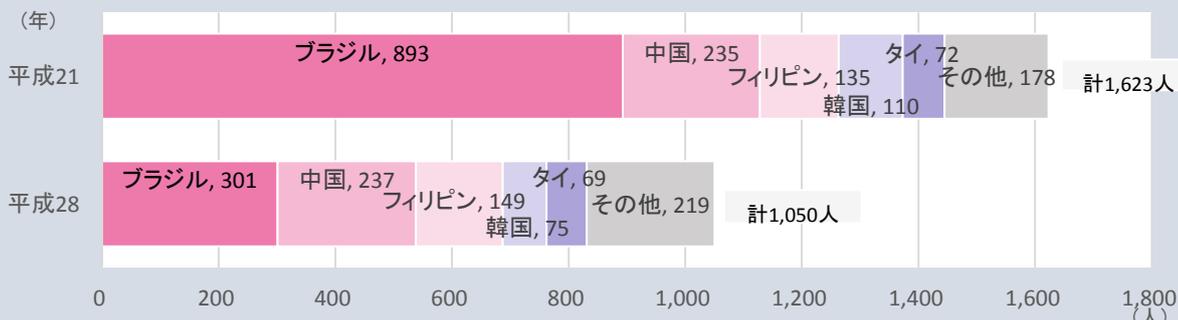
- グローバル化の進展に対応する人材の育成や、国際理解によって同時に促進される自国や地域への理解、郷土愛の醸成といった観点から、多くの市民の参加による国際交流や啓発活動をすすめていくことが必要です。
- 人の国際移動が活発になる中、外国人を含めたすべての市民が活躍できるような社会づくりが必要になっており、外国人が市民の一員として安心して暮らせるよう、行政サービスやボランティア活動などを充実させていく必要があります。

[姉妹都市・友好都市との交流状況（派遣人数、受入人数）]



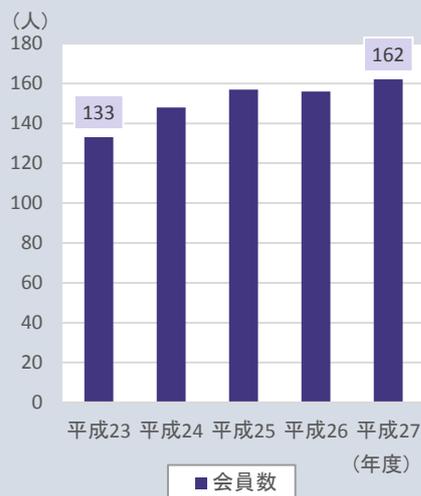
資料：市民活動課

[平成21年と平成28年の外国人住民数上位5と総人数]



資料：総合窓口課

[牛久市国際交流協会の会員数]



資料：牛久市国際交流協会

[ボランティアによる日本語教室開催回数と学習者数]



資料：牛久市国際交流協会

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

### (1)

**市民の異文化との交流を  
活性化する**  
(異文化交流の支援)

- ①姉妹都市・友好都市への市民団の派遣や受け入れなどを推進します。
- ②姉妹都市・友好都市のイベントなどへ継続的に参加し、各都市との良好な関係の維持・向上を推進します。

### (2)

**地域の外国人が暮らしやすい  
環境を整える**  
(多文化共生の推進)

- ①ボランティアによる日本語教室の開催などにより、地域の外国人の意思疎通手段の確立を支援します。
- ②外国語のホームページやパンフレットなどを通じて、地域の外国人へ行政・生活情報を的確に伝達します。
- ③外国語通訳者による窓口での手続き援助や、日本で生活する上での相談体制を構築します。
- ④世界家庭料理の会など地域の外国人と市民との交流機会の創出により、異文化理解を促進します。

## 目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
牛久からホワイトホース市への青少年派遣事業応募者数 ※事業実施1回当たりの応募者数	21人	30人
牛久市国際交流協会の会員数	162人	210人
ボランティアによる日本語教室開催回数	30回/年	30回/年
学習者数	93人/年	125人/年



# 第4章 安全・快適な 生活空間のあるまち 【生活基盤】

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

**第4章**

第5章

第6章

第7章



# 施策体系

## 第4章 【生活基盤】

安全・快適な生活空間のあるまち

### 節

第1節【道路交通・公共交通網】  
地域公共交通の活性化と都市交通網の整備

第2節【生活基盤】  
快適な日常生活を支えるための  
生活基盤の整備

第3節【土地利用・景観形成】  
適切な土地利用の推進と牛久らしい景観づくり

第4節【地域情報化】  
生活を便利にする地域情報化の推進

第5節【衛生環境】  
生活にやすらぎを与える  
さわやかな衛生環境の確保

第6節【消防・防災】  
消防・防災対策の推進

第7節【交通安全】  
交通死亡事故ゼロを目指した交通安全の推進

## 施策の展開方向

- (1) 便利で快適な移動を支える道路交通網を整備する（主要道路・幹線道路の整備）
- (2) 市民の足を支える公共交通の利用環境を整備する（市内公共交通の利便性向上）
- (3) 交通弱者の移動手段の確保・充実を推進する（福祉有償運送サービスの整備）
- (4) 近隣市町村へ移動しやすい交通ネットワークを構築する（広域間交通ネットワークの構築）
- (5) 駅利用者の利便性を向上する（JR常磐線利用環境の向上）
- (6) 市民の快適な自転車利用を促進する（自転車利用環境の整備）

- (1) 安全で快適に利用できる道路環境を整備する（計画的な道路環境整備）
- (2) 市内どこでも安心して水道が利用できる環境を整備する（水道水の安定供給）
- (3) 自然環境保全と防災拠点機能を併せ持った公園を整備する（公園・緑地の計画的整備）
- (4) 集中豪雨などによる浸水被害への対策を推進する（雨水排水施設の整備推進）
- (5) 分かりやすい町名地番を実現する（町界町名地番の整理）

- (1) 地域の個性を活かした土地利用を推進する（適切な都市計画の運用）
- (2) 美しい街並みづくりを推進する（景観形成）

- (1) ICTの活用による市民サービスの利便性向上を推進する（行政サービスにおけるICT活用）
- (2) 市民が利用しやすい窓口づくりを推進する（窓口サービスの利便性向上）

- (1) 快適な生活環境の保全を推進する（都市生活型公害等への対策）
- (2) 動物と市民がともに暮らせる環境づくりを推進する（動物愛護・適正飼育）
- (3) 周辺環境に配慮した墓地や埋火葬の適正な管理を推進する（墓地や埋火葬の適正管理）
- (4) 生活環境を良好に保つための空家対策を推進する（空家の実態把握と対策の推進）

- (1) 日常生活における防災への意識向上を促進する（防災に関する啓発）
- (2) 災害時等に迅速に対応できる体制づくりを推進する（防災・救急体制の強化）
- (3) 災害に強い地域づくりに向けた基盤整備を推進する（防災施設・設備の整備）
- (4) 広域連携による防災体制の整備を推進する（防災分野での広域連携）

- (1) 交通事故の発生を防ぐ施設整備を推進する（交通安全施設の整備）
- (2) 交通安全に対する意識やマナーの向上を促進する（交通ルール等の普及啓発）
- (3) 交通事故当事者の経済的・精神的な負担を軽減する（交通事故当事者への支援充実）

## 第1節

道路交通・  
公共交通網

# 地域公共交通の活性化と都市交通網の整備

関連  
計画

総合計画前期基本計画、都市計画マスタープラン、地域公共交通網形成計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

## 現状

- ◆本市の位置は、東京都や千葉県に近い茨城県南部にあり、つくば市や土浦市など、県内でも経済・人口規模の大きな自治体に隣接しています。交通網をみると、鉄道はJR常磐線、自動車専用道路は首都圏中央連絡自動車道と常磐自動車道、国道は6号線・408号線が整備されています。この位置と交通網が市民の生活利便性を高めており、人口減少社会においても本市に人口が流入し、人口増加が続いている大きな要因となっています。
- ◆モータリゼーション※の進展に伴い、市民の移動手段が自家用車中心になったことから、路線バスの縮小や交通渋滞の発生などが問題となっており、また、高齢化の進展により交通弱者が増加しています。そうした中、本市では、コミュニティバス※「かっぱ号」の運行や民間の移送サービスへの支援により、公共交通の拡充や、交通弱者の移動手段の確保に取り組んでいます。

## 課題

- 本市への人口流入の継続と、市民の生活利便性の向上が実現されるよう、今後も道路交通網、公共交通網の整備・拡充をすすめていくことが必要であり、そのためには市民のニーズや移動の実態をふまえた取り組みが必要となります。また、そうした取り組みをすすめるためには、市内交通の充実だけでなく、JRやバス会社、移送サービス業者、近隣市町村などと連携していくことが重要です。
- 健康や環境といった面からも、自動車から公共交通や自転車、徒歩への移動手段のシフトが重視されるようになっており、鉄道および駅を中心とした公共交通体系の整備や、自動車・自転車・歩行者の共存しやすい道路の整備が必要となっています。
- 人口減少社会や少子高齢社会において都市の持続可能性を高めるためには、都市の様々な機能を集約したコンパクトシティ※の形成が有効とされています。本市でも、中心市街地に都市機能を集約し、地域生活圏と連携を図ることとしており、公共交通や道路網はそのようなまちづくりの軸となるものです。そのため、現在の市民ニーズや移動の実態に対応しつつ、長期的なビジョンに沿った公共交通、道路網の整備をすすめていく必要があります。

[かっぱ号利用者数の推移]



資料：政策企画課

[JR 牛久駅、ひたち野うしく駅の  
1日平均乗車客数の推移]

資料：東日本旅客鉄道株式会社

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

### (1)

#### 便利で快適な移動を支える 道路交通網を整備する (主要道路・幹線道路の整備)

- ①国道 6 号牛久土浦バイパスの整備要請や国道 6 号と交差する交差点の改良などにより、国道 6 号の渋滞緩和を図ります。
- ②城中・田宮線（市道 23 号線）などの道路整備により、市内の交通の分散化を促進します。
- ③茨城県や沿線自治体と連携し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の暫定 2 車線の 4 車線化について整備要望活動を継続的に実施します。
- ④近隣市町村との連携により、市域を超えた広域的な移動の利便性向上と地域経済の活性化に資する道路交通網を整備します。

### (2)

#### 市民の足を支える公共交通の 利用環境を整備する (市内公共交通の利便性向上)

- ①超高齢社会や環境問題などに配慮した公共交通体系の構築を推進します。
- ②コミュニティバスかっぱ号の運航路線や便数・運行時間の定期的な見直しなどにより、コミュニティバスかっぱ号を利用する機会を増やします。
- ③利用者の利便性向上の視点から交通系 IC カードの導入を推進します。
- ④高齢者などに配慮した公共交通機関のバリアフリー※化を推進します。

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

<p>(3) 交通弱者の移手段の 確保・充実を推進する (福祉有償運送サービスの整備)</p>	<p>①公共交通空白地有償運送（旧過疎地有償運送）などの民間サービスを支援し、交通空白地域における高齢者等交通弱者の移動をサポートします。</p>
<p>(4) 近隣市町村へ移動しやすい 交通ネットワークを構築する (広域間交通ネットワークの構築)</p>	<p>①コミュニティバスや民間団体等の移送サービスの近隣市町村への相互乗り入れ、相互利用などを推進します。 ②牛久駅発路線バスのつくばエクスプレス乗車駅等への便数増加などの要望を継続し、広域移動手段の拡充を促進します。 ③民間バス会社、県、近隣市町村と連携し、稲敷エリア広域バスの実証運行に取り組みます。</p>
<p>(5) 駅利用者の利便性を向上する (JR常磐線利用環境の向上)</p>	<p>①JR常磐線の輸送力強化に関する要望により、JRのより一層の利便性向上を促進します。 ②多くの特急および中距離電車の東京駅・品川駅乗り入れや、東海道線の相互乗り入れ要望により、東京方面への通勤・通学者などの利便性向上を促進します。 ③駅周辺駐車場の整備などにより、自家用車や自転車からの乗り換え利便性向上を図ります。</p>
<p>(6) 市民の快適な 自転車利用を促進する (自転車利用環境の整備)</p>	<p>①自転車道の整備やコミュニティ・レンタサイクルシステム※の構築などにより、市民が安全で手軽に自転車を利用できる環境を整備します。 ②駅前の放置自転車対策の強化や自転車利用者のマナー向上を促進し、自転車と歩行者が安全に共存できる環境を整備します。</p>

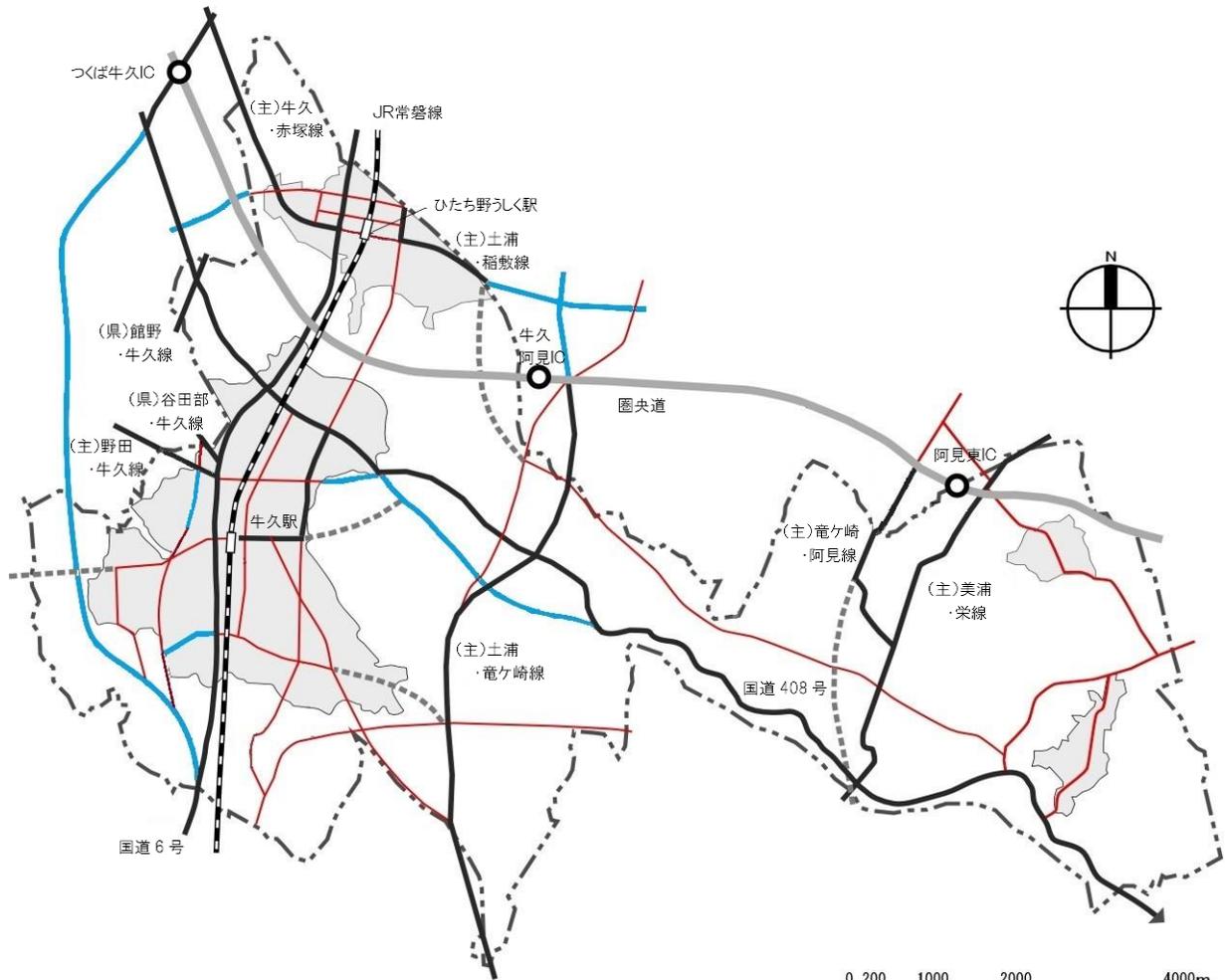
## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
都市計画道路の整備率	71.5%	73.2%
コミュニティバスかつば号乗客数	291,247 人/年	310,000 人/年
公共交通空白地有償運送利用者数	1,586 人/年	1,950 人/年

### [用語解説]

モータリゼーション	自動車輸送機関としてだけでなく、市民生活の中に入り込んできている文化的・社会的状態。
コミュニティバス	地域共同体、もしくは、自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバス。
コンパクトシティ	住宅、店舗、工場などに利用される土地の郊外への拡大を抑制しつつ、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策。
バリアフリー	障がい者や高齢者の日常生活の妨げとなる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。
コミュニティ・レンタサイクルシステム	レンタルサイクル（自転車）の一種で、ある地域に複数の自転車貸出拠点（サイクルポート）を設置し、どのサイクルポートでも自転車の貸出・返却ができるようなシステムとしたもの。

[市内の道路網と計画および構想道路の状況]



凡例

-  自動車専用道路
-  国道 主要地方道 一般県道
-  市内幹線
-  計画道路
-  構想道路
-  市街化区域

序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
<b>第4章</b>
第5章
第6章
第7章

## 第2節 生活基盤

# 快適な日常生活を支えるための

# 生活基盤の整備

関連  
計画

総合計画前期基本計画、都市計画マスタープラン

### 現状

- ◆本市は、位置・交通といった地理的優位性などを背景として、出産・子育て世代を中心とした転入が続いたことによって、ベッドタウンとして発展してきました。昭和40年代から、牛久駅周辺や郊外に次々と宅地が造成され住宅建築がすすみ、平成10年のひたち野うしく駅開業以降は当駅を中心とした開発がすすんでいます。
- ◆造成に伴って整備された道路や上下水道、雨水排水等の都市施設は、造成した時期における一般的な規格やルールに基づいて作られています。そのため、早い段階に造成された地域では、現在の交通量に対して幅員が狭い道路や歩道のない危険な道路、雨水の排水能力不足により集中豪雨時に浸水被害が発生しやすい地区があります。

### 課題

- 比較的早い時期に造成された住宅地等の生活道路や上下水道、雨水排水施設などにおいて、日常生活の安全・安心を確保するための整備をすすめていく必要があります。
- 平時は市民の憩いの場であり、災害等の緊急時には避難場所となる公園や緑地において、地域の利用にあわせた整備や、市民主体による保全と活用をすすめていくことが必要です。

#### [市道の整備状況]

年	路線数	道路実延長※(m)	舗装済延長(m)	舗装率(%)	改良済延長※(m)	改良率(%)
平成23	3,078	761,022	516,792	67.9	433,833	57.0
平成24	3,098	763,238	519,726	68.1	437,526	57.3
平成25	3,135	767,967	526,064	68.5	444,149	57.8
平成26	3,145	768,967	527,862	68.6	447,350	58.2
平成27	3,154	769,769	528,908	68.7	448,623	58.3
平成28	3,167	771,424	530,843	68.8	451,075	58.5

各年3月31日現在

資料：道路維持課

#### [準用河川※の整備状況]

名称	河川区分	水系	実延長(m)	指定区間(m)	改修済延長(m)	改修率(%)
刈谷川	準用河川	利根川水系	1,750	1,750	200	11.4
柏田川	準用河川	利根川水系	2,843	1,500	1,500	100.0
結束川	準用河川	利根川水系	2,000	1,900	470	24.7
太田川	準用河川	利根川水系	2,150	1,700	0	0.0
根古屋川	準用河川	利根川水系	1,850	1,500	1,100	73.3
遠山川	準用河川	利根川水系	1,950	1,500	0	0.0

平成29年1月10日現在

資料：茨城県・下水道課

[公園設置状況]

区分		設置数	面積(m <sup>2</sup> )
都市公園	運動公園	1	150,243.00
	街区公園※	20	75,844.01
	近隣公園※	2	82,628.58
	計	23	308,715.59
その他公園・広場等	緑地	104	185,150.40
	一般公園	118	169,514.25
	計	222	354,664.65

平成28年3月31日現在

資料：都市計画課

[公園里親制度により活動している行政区（自治会）]

竹の台、小坂団地、東みどり野、上柏田、第2つつじが丘、むつみ、つつじが丘、向台、栄町、奥原、かわはら台、下根ヶ丘、松ヶ丘、柏田台、ひたち野東、ひたち野、女化西、神谷  
計18行政区(自治会)

平成27年度末

資料：都市計画課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1)

**安全で快適に利用できる道路環境を整備する**  
(計画的な道路環境整備)

- ①幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備により、緊急車両の通行確保や防災性の向上を図ります。
- ②生活道路や市道の凹凸の早期発見・修繕など、各道路の適正な維持管理をすすめます。
- ③通学路や危険箇所の歩道などの整備により、安全な歩行空間を確保します。
- ④主要幹線道路の整備などにより、地域間の交通や市内交通の円滑化を促進します。
- ⑤通学路や公共施設周辺などを中心とした道路環境のバリアフリー※化を推進します。

(2)

**市内どこでも安心して水道が利用できる環境を整備する**  
(水道水の安定供給)

- ①茨城県南水道企業団に上水道の市全域への給水要請を行うことにより、水道水の安定供給を推進します。
- ②水道水を大切にするとする広報活動や、小規模水道等の管理および地下水の安全利用などに関する啓発活動を継続的に実施します。
- ③地下水水質の汚染が明らかになった地点周辺で必要に応じ、県と協力し住民への周知および地下水の汚染状況の調査を実施します。

(3)

**自然環境保全と防災拠点機能を併せ持った公園を整備する**  
(公園・緑地の計画的整備)

- ①市街地における緑地や都市公園の計画的な配置により、地域の防災避難場所の確保や市民の憩いの場の充実を図ります。
- ②公園の里親活動※への支援などを推進し、市民参加による公園・緑地・街路樹の維持管理を促進します。

**(4)**  
**集中豪雨などによる**  
**浸水被害への対策を推進する**  
**(雨水排水施設の整備推進)**

- ①雨水管や都市下水路※の整備を推進し、集中豪雨などによる浸水被害防止を図ります。
- ②調整池機能を持った緑地広場などの整備により、浸水被害の改善と下流施設への負担軽減を推進します。
- ③根古屋川や結束川などの準用河川における改修・整備を推進します。

**(5)**  
**分かりやすい町名地番を**  
**実現する**  
**(町界町名地番の整理)**

- ①市内の町名や地番等の見直しにより、分かりやすい町名・地番を実現します。

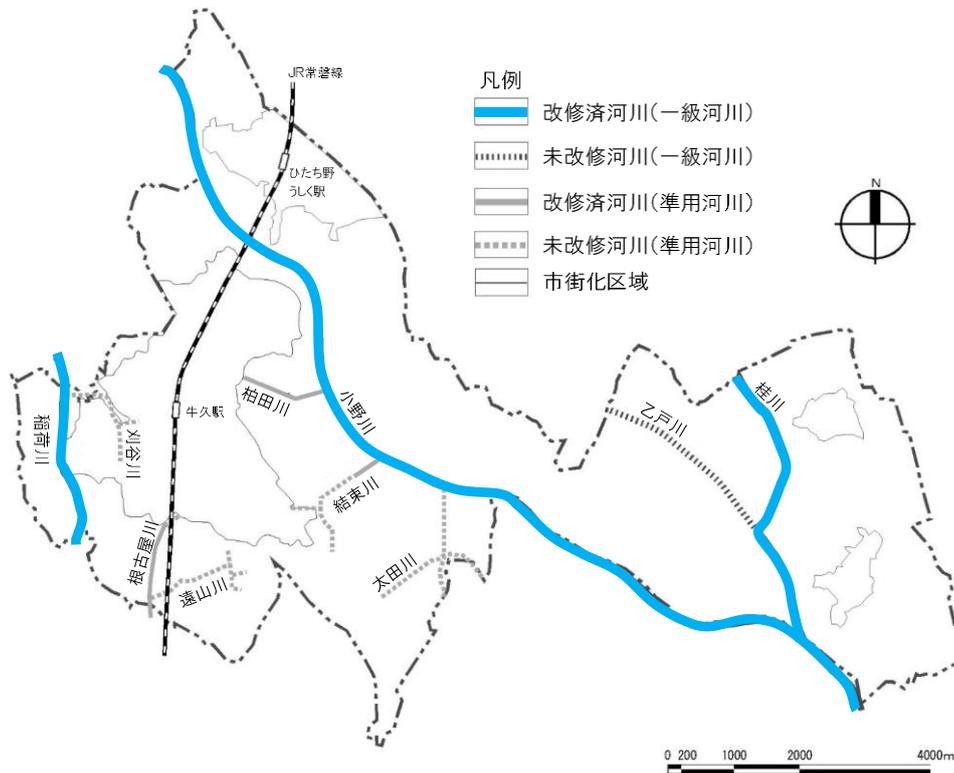
**目 標 指 標**

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
公園里親加入行政区数	18 行政区	20 行政区
床下浸水被害件数	0 件/年	0 件/年
市道の改良率	58.5%	60.0%

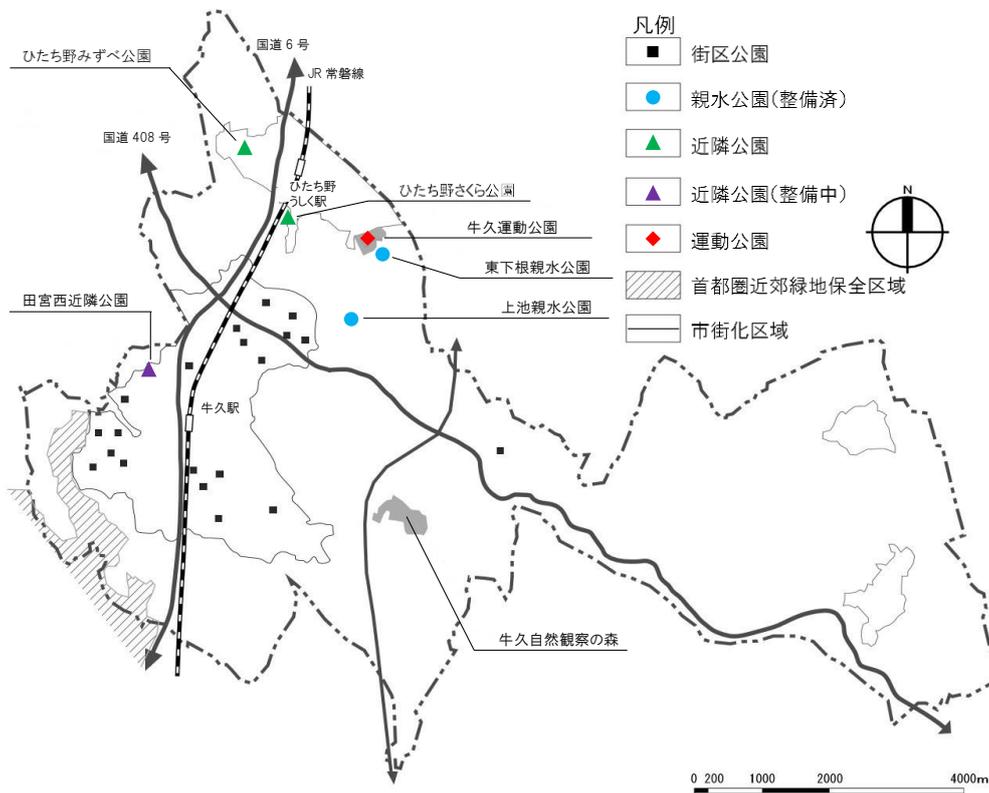
[用語解説]

道路実延長	高速自動車国道を除く道路の総延長から重用延長、未供用延長および渡船延長を除いた延長をいう。 ・重用延長：上級の路線に重複している区間の延長。 ・未供用延長：路線の認定の告示がなされているが、まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長。 ・渡船延長：海上、河川、湖沼部分で渡船施設があり、道路法の規定に基づき供用開始されている区間の延長。
改良済延長	狭あい道路の拡幅などを主にした道路整備事業で、その実施済みの長さを指す。
準用河川	国や県が管理する一級河川および二級河川の法河川と同様に河川法を準用することによって、末端河川の管理の強化を図るために指定された河川で、市町村長が指定して管理を行なうもの。
街区公園	都市計画区域内で整備される最も身近な公園で、1ヶ所当たり面積 0.25ha を標準として配置する公園。
近隣公園	およそ 500m 以内の近隣の住民を対象として、休養・散策に供する公園。
バリアフリー	障がい者や高齢者の日常生活の妨げとなる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。
公園の里親活動	市が管理する各行政区内の公園等を里子にみため、市民が里親となって里子である公園を育てる活動。
都市下水路	地方公共団体が都市下水路事業として雨水を排水するための幹線管渠やポンプ場を整備するもの。基本的な施設は公共下水道と同様。

[河川整備状況図]



[公園整備状況図]



序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
<b>第4章</b>
第5章
第6章
第7章

### 第3節

土地利用・  
景観形成

## 適切な土地利用の推進と

## 牛久らしい景観づくり

関連  
計画

総合計画前期基本計画、都市計画マスタープラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略、(仮)空家等対策計画

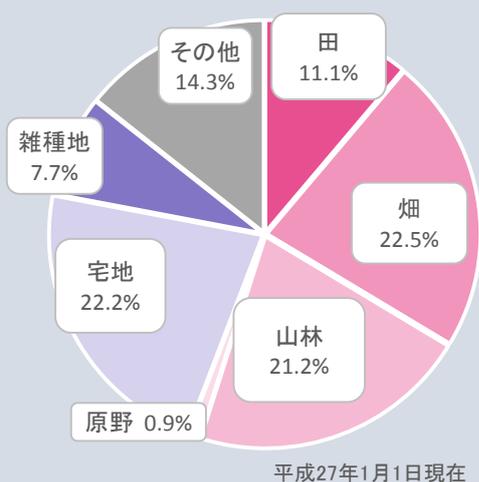
### 現状

- ◆本市は、牛久駅とひたち野うしく駅周辺に市街地が形成され、東部地域や南部地域には豊かな自然環境が残されています。昭和30年の宅地面積は224haでしたが、平成27年の宅地面積は1,309haと6倍近くまで増加して市域の22%を占めていますが、農地が約34%、山林が約21%を占め、原野などを加えると、市域の約55%は自然的土地利用となっています。
- ◆昭和41年に首都圏近郊整備地帯※の適用を受け、同年都市計画区域※の決定を行い、昭和43年には用途地域※の指定、昭和45年には市街化区域※と市街化調整区域※の決定を行いました。以降、総合計画や都市計画マスタープランなどに基づいて、計画的に市街地の整備をすすめてきました。
- ◆平成17年に景観法※が施行され、本市は平成19年4月に景観行政団体※となり、平成22年には牛久市景観計画を策定するとともに、牛久市景観まちづくり条例を施行しました。本市は、本計画および条例に基づき、市民、事業者、行政が一体となって良好な景観形成に取り組んでいます。

### 課題

- ひたち野うしく駅周辺の新市街地では現在も開発がすすんでおり、子育て世代の流入が続いています。一方で、昭和40年代に開発された牛久駅周辺の市街地等では少子高齢化がすすんでおり、高齢単身世帯や空家の増加などが問題になっています。こうした地域においては、生活利便性の確保と世代循環の形成のため、都市機能の集約や中心市街地の活性化を目指した土地利用をすすめていく必要があります。
- 市街地を中心とした都市の街並み、農村・里山・水辺環境等の自然、それらが調和した空間など、本市ならではの個性的で魅力的な景観づくりをすすめていくことが必要です。

[地目別土地利用状況]



資料：税務課

[建築確認申請件数の推移]



[景観形成計画抜粋]

	市内全域(重点地区除く)	重点地区									
		牛久沼周辺	遠山		結束	シャトー周辺	牛久駅周辺				
位置	歩行者への圧迫感を軽減するよう配慮	眺望、景観資源に配慮 道路境界線から1m以上後退			景観資源に配慮	壁面を揃える					
形態意匠	高さは、圧迫感を生じないように配慮	10m以下			17m以下	—					
色彩	外壁、屋根、屋上設備等の外観の色彩(ベースカラー)は、以下の範囲とする。ただし、アクセントカラーとして慎重に用いる場合は、この限りではない。										
	色層	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
	明度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	彩度	4以下	6以下	4以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下
(日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による)											
材料	周辺地域の景観との調和に配慮	自然素材風			母屋は瓦に類するもの	シャトーカミヤの景観と調和	—				
外構・植栽	植栽は、高・中・低木の適切な配置に努め、緑化に配慮する。また、既存の樹木の活用に配慮	牛久沼に面して建築物が直接見えないよう高木を植栽	谷津田に面して		屋敷林の保全に配慮	植栽は、高・中・低木の適切な配置に努め、緑化に配慮する。また、既存の樹木の活用に配慮	—				
その他	自動販売機等の設置は、建築物や周辺地域の景観との調和に配慮	ゴミ集積所、その他の設置物等の配置は、建築物や周辺地域の景観との調和に配慮			自動販売機は、落ち着いた色彩	建築物のライトアップ等に配慮	—				

※詳細は牛久市景観形成計画第3章  
資料：施設整備課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1)

地域の個性を活かした  
土地利用を推進する  
(適切な都市計画の運用)

- ①都市計画基礎調査※に基づき、用途地域などの継続的な見直し・管理を行います。
- ②地区計画制度※の活用や開発行為、建築行為への適切な指導などにより、地域住民の意向や地区の個性等を活かしたまちづくりを推進します。
- ③まちづくりのルールや制度の周知・啓発、市民主体のまちづくり活動への支援などにより質の高い住環境の形成を促進します。
- ④牛久駅周辺への立体駐車場などの整備により、中心市街地への人の流れの増加とにぎわいづくりを促進します。
- ⑤牛久駅周辺の土地の高度利用を図り、住宅地等の整備などを促進します。

(2)

美しい街並みづくりを推進する  
(景観形成)

- ①牛久市景観計画に基づく建築物や開発行為などへの指導・誘導、違反屋外広告物に対する適正指導により、調和のとれた街並みの形成を促進します。
- ②景観形成に関する啓発や広報等による情報提供などを積極的に実施し、市民主体の景観形成を促進します。
- ③「空家バンク制度」を活用した空家・空店舗等の所有者と賃貸・購入希望者のマッチングや入居支援などにより、空家の増加による景観悪化の改善を図ります。(1章6節(2)⑤の再掲)

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

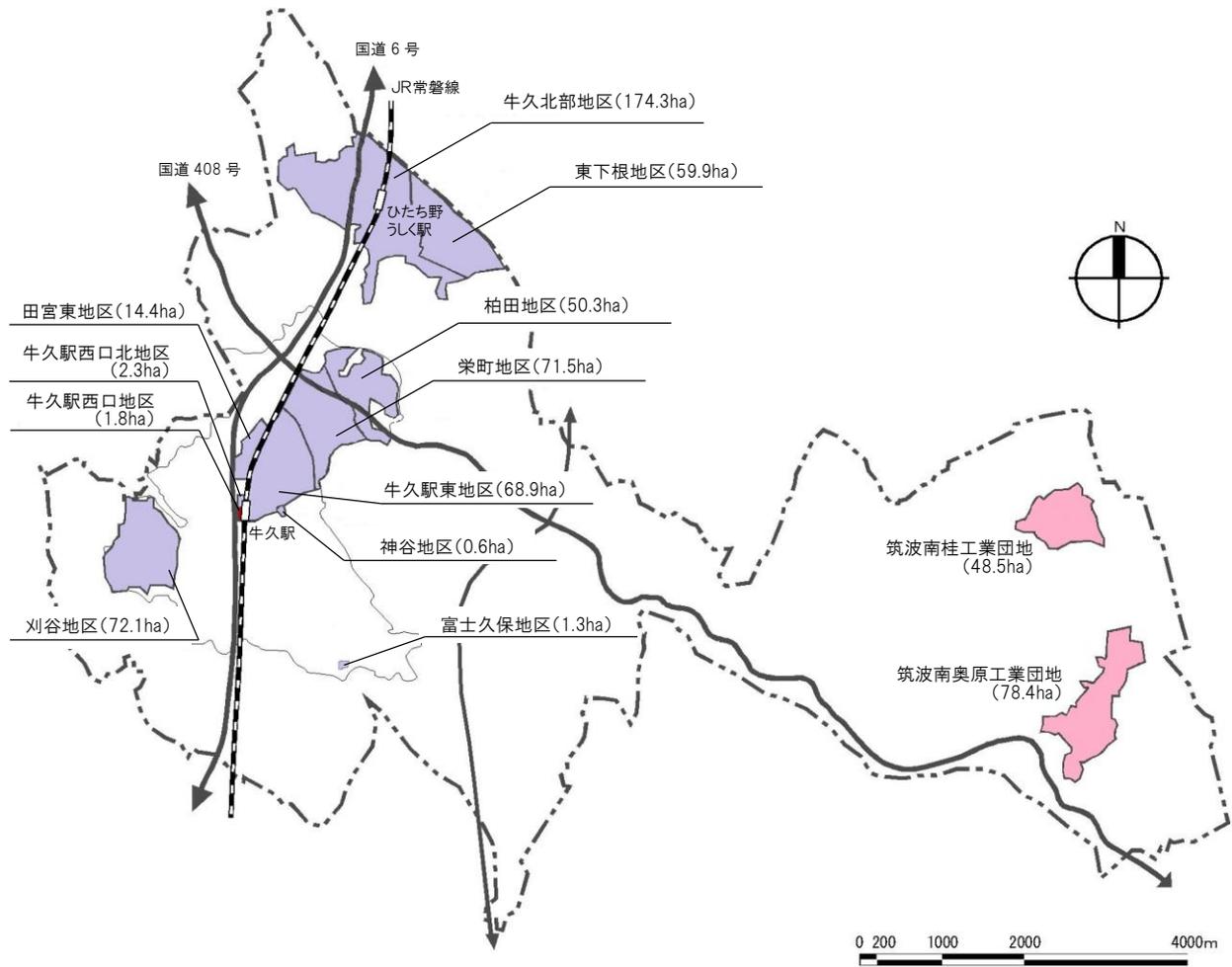
## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
建築確認申請件数	585 件/年	500 件以上/年
違反屋外広告物の苦情・通報件数	10 件/年	0 件/年

### [用語解説]

首都圏近郊整備地帯	既成市街地の近郊で、無秩序な市街地化を防止するため、計画的な市街地として整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域
都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発しおよび保全する必要がある区域として指定されたもの。無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、「市街化区域」および「市街化調整区域」に区分（線引き）する。さらに市街化を誘導する市街化区域等については、用途地域をはじめとする地域地区等を定める。
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。
市街化区域	都市計画において、既に市街地を形成している区域および概ね 10 年以内に計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
景観法	都市・農山漁村等における良好な景観を国民共通の資産と認め、その整備と保全を図る法律。
景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。
都市計画基礎調査	都市計画法で定められた定期調査で、地方自治体が、おおむね 5 年ごとに行うこととされるもの。都市化の動向に応じた都市計画の見直しを図るために行われる。人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他の事項に関する現況、および将来の見通しについての調査。
地区計画制度	住民の合意に基づき、地域にふさわしい街づくりのルールを都市計画法によって定める制度。

[市街地開発事業実施状況図]



凡例

- 土地区画整理事業(完了)
- 工業団地造成事業(完了)
- 市街地再開発事業(完了)
- 市街化区域

序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

## 第4節 地域情報化

# 生活を便利にする地域情報化の推進

関連  
計画

総合計画前期基本計画

### 現 状

- ◆現在、ブロードバンド※環境の整備、スマートフォンやタブレットの普及により、だれでも、いつでも、どこにいても、インターネットから多様な情報入手したり、サービスを購入したりできるようになりました。
- ◆行政においても、住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバー制度の導入などにより、インターネットにより提供可能な行政サービスが増加しています。
- ◆本市では、インターネットによる情報伝達手段として、市ホームページやかつぱメール（牛久市メールマガジン）の拡充や、うしくれしく放送（コミュニティFM）のサイマル放送※導入、公共施設での公衆無線LAN※の提供などをすすめています。
- ◆また、いばらき電子申請・届出サービスやいばらき公共施設予約システムの活用により、市民の利便性向上を図っています。

### 課 題

- インターネットは、平時だけでなく災害時などにおいても重要な情報伝達手段であり、行政サービスの拡充だけでなく、災害・事故等に強い情報基盤の構築が必要となっています。
- 情報を管理・運用する技術の高度化がすすんでおり、行政手続きの効率化や省力化によるコスト削減や情報セキュリティの強化を図っていくことが必要です。
- インターネットの活用をすすめると同時に、ワンストップサービス※体制や休日のサービス提供の継続的な改善により、市民のより利用しやすい窓口づくりをすすめていく必要があります。

#### [インターネットサービスの活用状況]

	平成27年度
かつぱメール登録数(アドレス)	17,685
牛久市ホームページ(トップページ)アクセス数(件)	360,611
いばらき電子申請・届出サービスで可能な手続数(件)	43
いばらき電子申請・届出サービスの利用件数(件)	9

資料：情報政策課

#### [市内の公共施設で提供している公衆無線LAN(Wi-Fi)サービス]

施設名	住所	提供サービス
牛久市役所本庁舎2階	牛久市中央3丁目15番地1	FREESPOT
牛久市役所本庁舎2階	牛久市中央3丁目15番地1	ギガらくWi-Fi
牛久運動公園体育館	牛久市下根町1400番地	FREESPOT
エスカード出張所	牛久町280番地	FREESPOT
牛久自然観察の森ネイチャーセンター	牛久市結束町489番地1	Japan Connected-free Wi-Fi
総合福祉センター	牛久市女化町859番地3	Japan Connected-free Wi-Fi
牛久駅東口広場	牛久市中央5丁目14番地21	Japan Connected-free Wi-Fi
リフレプラザ	牛久市ひたち野東1丁目33番地6	ギガらくWi-Fi

平成29年1月現在

資料：情報政策課

## [休日窓口の証明発行利用率の推移]

	(単位:%)						
年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
利用率	7.5	7.3	8.5	7.6	7.5	7.6	7.3

資料：総合窓口課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1)  
ICT※の活用による  
市民サービスの利便性向上を  
推進する  
(行政サービスにおけるICT活用)

- ① ICT技術の活用により、公衆無線LANによるインターネットを利用できる環境を作るとともに、市ホームページおよびかつぱメール（牛久市メールマガジン）の充実や、いばらき電子申請・届出サービスの利便性向上を推進します。
- ② 茨城県や近隣市町村と連携し、ICT技術を活用した手数料収受や証明書交付などのサービス提供を検討し導入します。
- ③ マイナンバーカードの活用による市民の利便性向上を検討します。

(2)  
市民が利用しやすい  
窓口づくりを推進する  
(窓口サービスの利便性向上)

- ① ICT技術の活用により、行政手続きの効率化を推進します。
- ② 総合窓口によるワンストップサービス体制の継続的な改善を実施します。
- ③ 出張所等における証明書交付などにより、地域住民の利便性向上を推進します。

## 目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
かつぱメール（牛久市メールマガジン）登録数	17,685 アドレス	24,000 アドレス
市ホームページアクセス数	360,611 件/年	620,000 件/年
休日窓口の証明書発行利用率	7.3%	10.0%

[用語解説]

ブロードバンド	電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量な通信回線や通信環境。
サイマル放送	1つの放送局が同じ時間帯に同じ番組を、異なるチャンネル（周波数）、放送方式、放送媒体で放送すること。うしくれしく放送はFMとインターネットで放送している。
公衆無線LAN	無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービス。
ワンストップサービス	一度の手続きで、必要なことすべてを完了できるように設計されたサービス。
ICT（IT）	ICT「information and communication technology（情報通信技術）」。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的に指している語。「information technology（情報技術）」とほぼ同義。

## 第5節 衛生環境

# 生活にやすらぎを与える

## さわやかな衛生環境の確保

関連  
計画

総合計画前期基本計画、環境基本計画、(仮)空家等対策計画

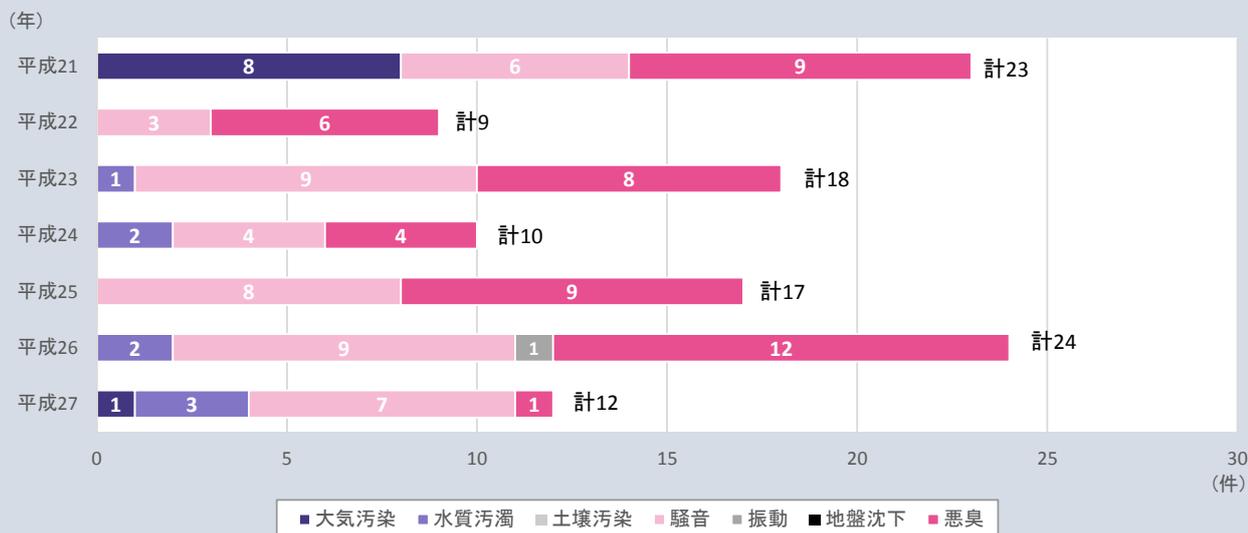
### 現状

- ◆市民生活の多様化や生活利便性の追求などにより、市民の生活環境が変化した結果、自動車の騒音や排気ガスによる大気汚染、廃棄物の不法投棄等、日常生活から発生する都市生活型公害の割合が高まっています。
- ◆家庭では、犬や猫だけでなく様々なペットが飼われるようになり、また飼い続けることが困難になって捨ててしまう人も多く、野良犬や野良猫の害だけでなく、外来種等の遺棄は生態系の破壊にもつながりかねません。
- ◆市内に空家が増加しています。放置された空家は、捨てられた動物の居場所、害虫の発生源、不法投棄の場所になるなど、地域の衛生環境を損ねる原因にもなりかねません。

### 課題

- 公害防止に関する啓発活動や定期的なモニタリングなどにより、公害を未然に防止するとともに、発見した場合は早期改善に取り組むことが必要です。
- ペットの遺棄は犯罪であることを周知するとともに、動物の飼い主としてのマナー等の啓発をすすめることで、市民と動物が共生できる社会づくりをすすめる必要があります。
- だれにも管理されない空家が発生しないよう、実態把握や相談体制の整備をすすめるとともに、空家を放置している所有者や相続人に対しては強い姿勢で改善を求めていくことが必要です。
- 周辺の環境に配慮した墓地や埋火葬が行われるよう、うしくあみ斎場の安定運営や墓地台帳の適正管理をすすめていく必要があります。

【公害苦情種類別受理件数の推移】



資料：環境政策課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) <b>快適な生活環境の 保全を推進する</b> (都市生活型公害等への対策)</p>	<p>① PM2.5による大気汚染や自動車騒音、振動、交通量等について、定期的なモニタリングなどを実施し正確な情報を収集します。</p> <p>②事業所などにおける公害に関する啓発活動の実施により、公害の未然防止を図ります。</p> <p>③国や県、警察等との連携強化などにより、公害の発生源に対する適切な対応を推進します。</p> <p>④あき地の雑草除去を指導し、適正な管理を推進します。</p>
<p>(2) <b>動物と市民がともに暮らせる 環境づくりを推進する</b> (動物愛護・適正飼育)</p>	<p>①畜犬の登録や狂犬病の予防接種など、ペットに関する飼育のルールの周知を図ります。</p> <p>②ペットの飼い主に対する飼育マナー向上などの啓発活動を実施し、動物と市民が共生できる環境をつくります。</p>
<p>(3) <b>周辺環境に配慮した墓地や 埋火葬の適正な管理を推進する</b> (墓地や埋火葬の適正管理)</p>	<p>①墓地に関する情報を適正に管理します。</p> <p>②うしくあみ斎場の安定的な稼働を支援します。</p>
<p>(4) <b>生活環境を良好に保つための 空家対策を推進する</b> (空家の実態把握と対策の推進)</p>	<p>①空家の実態を把握し、その発生の抑制および予防策を検討し推進します。</p> <p>②相談窓口等を設置し、管理不全によって生ずる諸問題の解消や円滑な相談などを支援します。</p> <p>③管理不全空家対策に強制力を持たせるための必要な措置を講じます。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
公害苦情件数 <small>※典型 7 公害(大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染)といわれる公害の苦情件数</small>	12 件/年	20 件/年
空家バンクによる住宅あっせん成立件数	新規事業	15 物件 (累計)

序論

基本構想

基本計画

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

## 第6節 消防・防災対策の推進

### 消防・防災

関連  
計画

総合計画前期基本計画、都市計画マスタープラン、地域防災計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

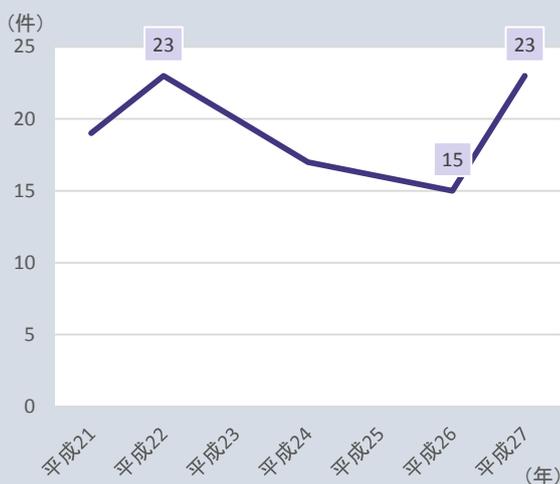
### 現状

- ◆本市の消防・防災については、常備消防として牛久消防署と牛久消防署東部出張所が設置されています。非常備消防の消防団は 28 個の分団で構成されており、常備消防とともに地域の消防・防災体制の中で重要な役割を担っています。また、消防団員が手薄となる平日昼間の火災に対応するため、平成 28 年 4 月に「機能別団員」を創設し、市職員 21 名による牛久市役所消防隊が発足しました。
- ◆火災の発生件数は、平成 22 年の 23 件から毎年減少し、平成 26 年には 15 件になりましたが、直近の平成 27 年では増加に転じ、23 件になりました。
- ◆救急の出動件数は、人口の増加や高齢化にともなって増加傾向にあり、特に急病による出動が増加しており、平成 21 年は 1,554 件でしたが、平成 27 年は 2,294 件となりました。
- ◆平成 23 年の東日本大震災では、地震による被害はもとより、原発事故による放射能の影響を受けるなど、想定外の事象が大きな混乱を招きました。

### 課題

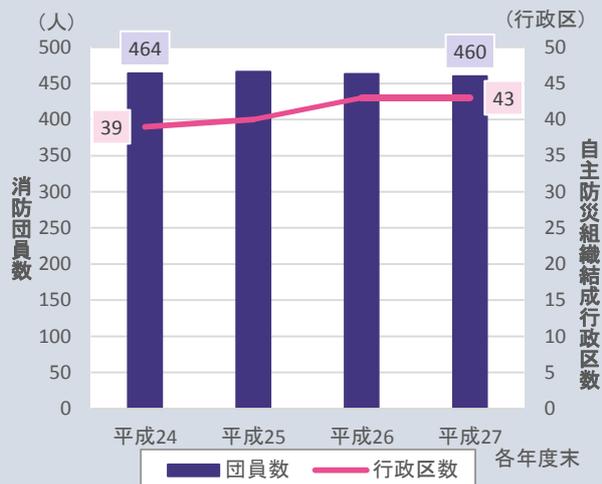
- 都市化の進展や生活様式の多様化による火災の状況の多様化に対する対応、発生の確率が高いとされている首都直下型地震への対応などにおいては、市民と行政の協働による「災害に強いまちづくり」をすすめていく必要があります。
- 救命率を向上させるため、A E D<sup>※</sup>を市内の公共施設やコンビニエンスストア等に設置していますが、救急救命訓練などとおして、A E Dによる救命スキルの向上を図っていく必要があります。

[火災件数の推移]



資料：稲敷消防年報

[消防団員数と自主防災組織を結成する行政区数の推移]



資料：交通防災課

## [救急出動件数の推移]



資料：稲敷消防年報

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

## (1)

## 日常生活における防災への意識向上を促進する

(防災に関する啓発)

- ① 広報紙やパンフレット、コミュニティFM、インターネットなどを活用した防災情報の発信により、市民一人一人の防災意識の向上を促進します。
- ② 防災の専門家を活用した防災や危機管理に関する助言や意見交換会、講演などを実施し、官民の防災意識や災害への備えの強化を促進します。

## (2)

## 災害時等に迅速に対応できる体制づくりを推進する

(防災・救急体制の強化)

- ① 自主防災組織の結成や活動への支援などにより、地域の安全は地域で守るという意識の醸成や地域主体の防災体制の育成・強化を促進します。
- ② 消防署、消防団、警察署、自主防災組織、行政区や行政機関などの関係団体・機関の連携により、地域防災力の強化を推進します。
- ③ 防災行政無線やFMうしろくろく放送（コミュニティFM）やかつぱメール（牛久市メールマガジン）などの活用により、災害発生時に迅速かつ的確な情報を発信します。

**(3)**  
**災害に強い地域づくりに向けた**  
**基盤整備を推進する**  
**(防災施設・設備の整備)**

- ①耐震化に関する市民意識の啓発および、耐震化へ寄与する事業を実施します。
- ②地域コミュニティ単位に配慮し、災害時に救援や救護の拠点となる公共施設、避難所などの耐震化や機能の充実を推進します。
- ③消火栓や防火水槽の適切な場所への新設・維持管理、防災資機材や備蓄品の購入・管理により、災害時における被害軽減を図ります。

**(4)**  
**広域連携による防災体制の**  
**整備を推進する**  
**(防災分野での広域連携)**

- ①稲敷広域消防への運営参加により、常備消防の消防力・防災力の一層の強化を推進します。
- ②茨城県広域避難計画に基づき、避難元市町村や関係団体などと協議・調整し、広域避難者の受入・支援体制の構築を図ります。

**目 標 指 標**

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
自主防災組織の結成数	43 組織	45 組織
消防団員数	460 人	490 人

[用語解説]

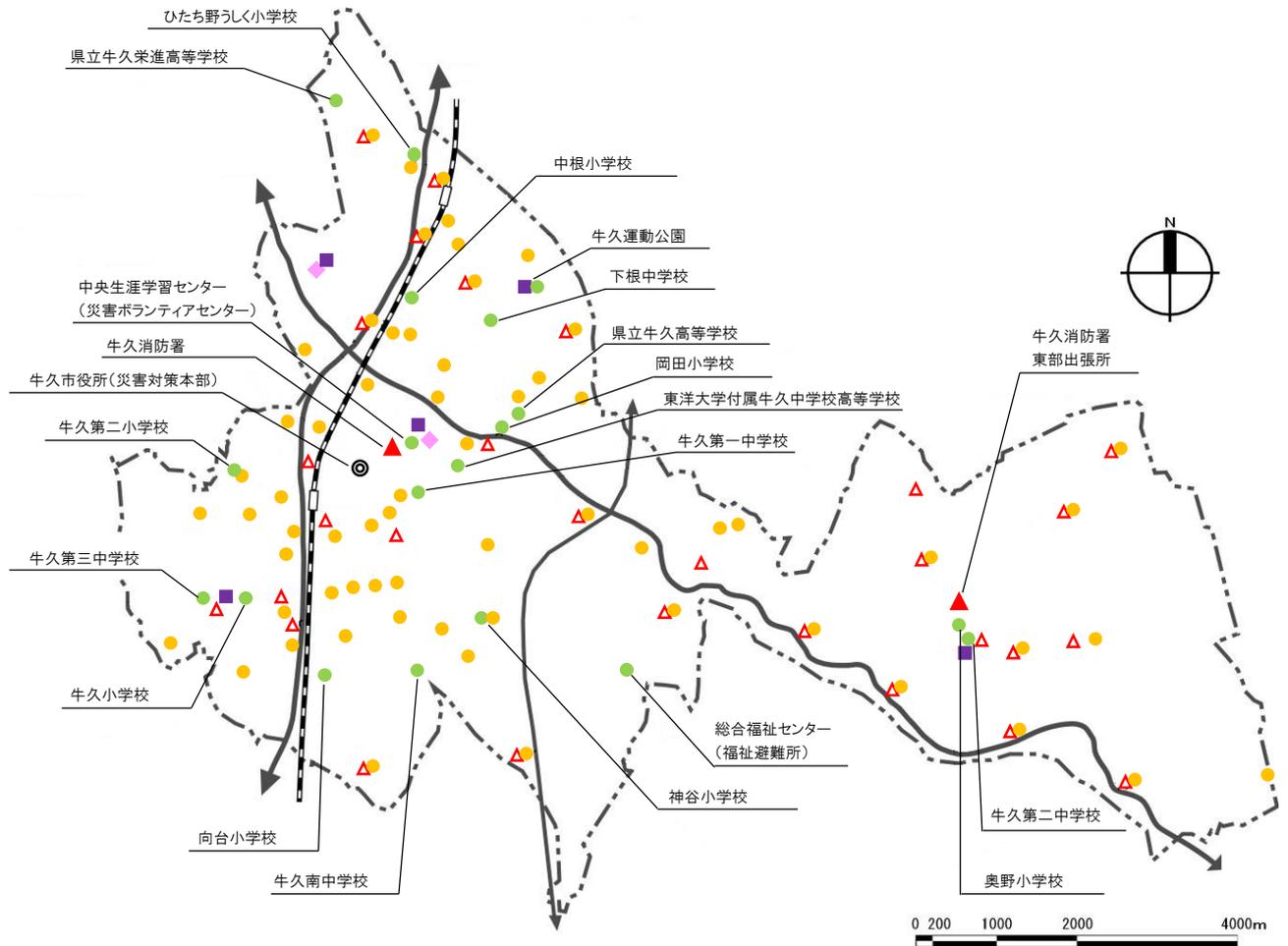
A E D

「Automated External Defibrillator」。電気ショックを与えて心臓の働きを取り戻すための救命機器。



消防ポンプ操法競技大会

[防災関連施設・避難場所位置図]



凡例

-  消防署、出張所
-  消防分団
-  第一次避難場所(指定緊急避難場所)
-  第二次避難場所(指定避難所)
-  ヘリポート所在地
-  拠点医療施設
-  市役所

## 第7節 交通安全

# 交通死亡事故ゼロを目指した交通安全の推進

関連  
計画

総合計画前期基本計画

### 現状

- ◆本市の交通事故（人身事故）発生件数は平成23年以降減少傾向にありますが、平成27年においても1日平均1件以上の事故が発生している状況です。また、高齢者が交通事故の被害者または加害者になるケースが増加しています。
- ◆本市では、幹線道路への歩道設置や各種交通安全施設の設置、子どもや高齢者対象の交通安全教室や高齢者の免許返納へのコミュニティバス※回数券の交付などの交通安全対策をすすめています。

### 課題

- 交通事故は、被害者であっても加害者であっても、命を落としてしまうことや、重大な後遺症が残る大ケガをしてしまうことなどにより、本人や家族にとってもとりかえしのつかない事態を招くことが多いものです。そのため、交通事故ゼロを目指して、市民、警察、行政が一体となって交通安全に取り組んでいく必要があります。
- 子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者の安全を守る視点や、徒歩、自転車、自動車それぞれの安全確保と危険回避の視点などによる道路環境の整備が必要です。
- 万が一交通事故にあってしまった場合の精神的な負担や経済的負担を軽減するための相談体制の充実や共済制度の普及をすすめていく必要があります。

[市内の交通事故(人身事故)発生件数の推移]



資料：交通白書、常住人口調査

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 交通事故の発生を防ぐ 施設整備を推進する (交通安全施設の整備)</p>	<p>① 関係機関との連携強化などにより、老朽化施設の更新、危険な交差点の改良、カーブミラーや交差点マークの設置等、交通危険箇所における交通安全施設の整備をすすめます。</p>
<p>(2) 交通安全に対する意識や マナーの向上を促進する (交通ルール等の普及啓発)</p>	<p>① 市内各保育園、幼稚園、学校、シニアクラブなどで警察や関係団体との連携による交通安全教室等を開催し、市民の交通安全意識や交通マナー向上を促進します。</p>
<p>(3) 交通事故当事者の経済的・ 精神的な負担を軽減する (交通事故当事者への支援充実)</p>	<p>① 県民交通災害共済の制度周知と加入促進などにより、交通事故当事者の経済的な負担軽減を促進します。 ② 交通事故に関する相談窓口の充実などにより、交通事故当事者の精神的な負担軽減対策を図ります。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
交通事故（人身事故）発生件数	376 件/年	338 件/年
高齢者向け交通安全教室の開催回数	57 回/年	60 回/年

### 【用語解説】

コミュニティバス	地域共同体、もしくは、自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバス。
----------	---------------------------------------



# 第 5 章

## いきいき・魅力あふれるまち

### 【産業】

序論

基本構想

基本計画

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章



# 施策体系

## 第5章 【産業】

いきいき・魅力あふれるまち

### 節

第1節【都市機能と産業基盤】  
都市機能の向上と産業基盤の充実

第2節【農業】  
職業として魅力とやりがいのある農業の振興

第3節【商工観光】  
個性と魅力あふれる商業の育成と  
地域経済を支える工業・観光の振興

第4節【労働・雇用環境】  
安定した労働環境の確保

第5節【消費生活】  
消費生活の向上

第6節【中心市街地】  
中心市街地の活性化

## 施策の展開方向

(1) 若者が魅力を感じるまちづくりを推進する（世代循環促進のための基盤づくり）

(2) 市民の暮らしやすさを高める「しごと」を増やす（都市機能向上に資する事業の支援）

(3) まちの将来に必要な企業（産業）を誘致する（企業誘致の推進）

(1) 未来につながる営農環境を整える（農業生産環境の整備）

(2) 地域を支える農業者を育成・支援する（農業経営の支援）

(3) 次代の農業を担う若者を確保・育成する（新規就農者の支援）

(4) 地域の農産物の市内消費を促進する（地産地消の促進）

(5) 地域の農産物で市外のお金を獲得する（地産外商の促進）

(6) 農村地域の魅力で多様な交流を促進する（農村交流の促進）

(1) 市内の商工業を活性化する（商工業の経営支援）

(2) 多様な連携による観光まちづくりを推進する（観光振興体制の整備）

(3) 地域の観光資源を磨き上げ活用する（観光資源の整備・活用）

(4) 観光客に訪れてもらう仕組みをつくる（観光ルート形成、回遊促進）

(5) 市の魅力を知ってもらう機会を増やす（イベント等による集客促進）

(1) 市内で安心して働ける環境を整える（労働環境の向上）

(2) 市内の雇用機会を拡大し、就業を促進する（雇用拡大と就業促進）

(3) 職業能力向上により市民の就業機会を増やす（職業訓練等による就業促進）

(1) 市民の健全な消費活動を促進する（消費者意識の普及啓発）

(2) 消費者被害の回避と解決促進を支援する（消費者の保護）

(1) 牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり（牛久駅周辺の活性化）

(2) ひたち野うしく駅周辺における未来を見据えたまちづくり（ひたち野うしく駅周辺の活性化）

# 第1節

## 都市機能と産業基盤

# 都市機能の向上と産業基盤の充実

関連計画	総合計画前期基本計画、都市計画マスタープラン、行財政改革大綱、まち・ひと・しごと創生総合戦略、(仮)空家等対策計画
------	---

### 現状

- ◆市内の主要幹線沿いには大手スーパーなどのロードサイド店が立ち並び、本市全体としては買物などの生活利便性の高い地域といえます。
- ◆一方で、牛久駅周辺の中心市街地では、撤退や廃業による商業店舗の閉鎖などによる空洞化がみられ、まちのにぎわいが失われつつあります。
- ◆長年ベッドタウンとして成長してきた本市では、市外から収入を得ている市民が多く、それぞれの暮らしとまちを支えています。
- ◆一方で、進学等で転出した若者が戻ってこないことや、女性の就業率が茨城県全体よりも低い水準にあることなど、市内の雇用不足が原因と考えられる状況がみられます。

### 課題

- 本市の公共施設は中心市街地に比較的集中していますが、商業施設も含めた生活利便施設をコンパクトに集約することで、インフラの整備や維持のコストを抑えながら都市機能を高めるとともに、まちのにぎわいを取り戻し、若者が魅力を感じて住みたくなるまちをつくり、世代循環を促していく必要があります。
- ベッドタウンである本市の産業は、生活関連、教育・学習支援、医療・福祉などのサービス業の割合が茨城県平均よりも高いという特徴がありますが、今後も市民の暮らしを高める産業の誘致や起業支援などをすすめるとともに、若者や女性の雇用創出や、多様な働き方に対応できる環境づくりが必要です。

[男女別・年齢別就業率(平成22年)]



資料：国勢調査

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) <b>若者が魅力を感じるまちづくりを推進する</b> (世代循環促進のための基盤づくり)</p>	<p>①市民、企業、牛久市商工会、他行政機関等との協働により、市街地の景観整備やにぎわいづくりを推進します。</p> <p>②駅周辺地区への商業店舗や福祉サービス施設、公共施設などの集積により、市民の生活利便性向上を図ります。</p> <p>③牛久市商工会との連携により、店舗の共存化、専門店化を促進、大型店と共存できる環境を整備し、市街地における商業機能の維持・向上を促進します。</p> <p>④「空家バンク制度」を活用した空家・空店舗等の所有者と賃貸・購入希望者のマッチングや入居支援などにより、まちの活気づくりや市内への移住定住を促進します。(1章6節(2)⑤の再掲)</p>
<p>(2) <b>市民の暮らしやすさを高める「しごと」を増やす</b> (都市機能向上に資する事業の支援)</p>	<p>①牛久市商工会と連携し、地域ニーズにあった商業やサービス業に取り組む、あるいは取り組もうとしている事業者を支援します。</p> <p>②産婦人科・小児科の拡充や、病児保育サービスの開業など、出産・子育て環境の向上につながる事業を支援します。</p> <p>③買物弱者向けサービスなど、地域の課題解決につながる事業を支援します。</p>
<p>(3) <b>まちの将来に必要な企業(産業)を誘致する</b> (企業誘致の推進)</p>	<p>①市内経済や雇用、まちづくりの観点などから、まちの将来に必要な企業(産業)を検討し、誘致活動を推進します。</p> <p>②牛久市の立地特性や独自の優遇制度などをPRし、市内全域を対象とした優良企業の誘致を推進します。</p>

## 目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
空家・空店舗を活用した店舗・事業所の開業件数	新規事業	1件
移動店舗ふれあい便箇所数	51箇所	66箇所

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 第2節 農業

# 職業として魅力とやりがいのある農業の振興

関連  
計画

総合計画前期基本計画、農業基本構想、都市計画マスタープラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略、環境基本計画

### 現状

- ◆農業は、全国的に従事者の減少や後継者不足、遊休農地の増加などが問題となっており、本市においても同様の状況がみられます。
- ◆これらは、都市化の進展にともなって農業収入が相対的に低下したことや、農産物の輸入自由化等による需要減少や価格低下等による収入減少などにより、職業としての農業の魅力が低下したことが大きく影響しています。
- ◆一方で、都会では新規就農や週末農業、テレワーク※との兼業などに関心をもつ若者やアクティブシニア※が増加し、それぞれのライフスタイルにあった田舎を探し、移住や二地域居住をはじめるといった流れがみられます。
- ◆また、環境保全や食の安全安心に対する国民の意識変化や、外国人の日本の農産物に対する評価の高まりによる需要や販路の拡大、体験型観光※の人気の高まりなど、事業拡大の機会は増加しています。

### 課題

- 農業従事者の減少や遊休農地の増加をビジネスチャンスととらえ、農地集約による大規模化・効率化による生産性向上を支援する必要があります。
- 水稻、野菜、花卉、畜産など多様な本市の農業を活かし、環境保全型農業※、循環型農業※による農産品の高付加価値化を支援する必要があります。
- 市民・移住者を問わず意欲の高い農業者を積極的に支援し、本市の農業の担い手を育てていく必要があります。
- 農産物の市内消費や市外への販売、加工販売や外食産業との連携による高付加価値化を支援する必要があります。
- 東京圏からアクセスしやすい立地を活かし、体験型観光の誘致や貸し農園などによる農村交流を促進する必要があります。

【農家人口の推移】



【経営耕地面積の推移】



資料：茨城県農業基本調査  
(H10年で調査終了)、農林業センサス

資料：茨城県農業基本調査  
(H10年で調査終了)、農林業センサス

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) <b>未来につながる営農環境を整える</b> (農業生産環境の整備)</p>	<p>①かんがい施設の整備、機械化体系の確立、農道および圃場等の条件整備などにより、生産性の高い作物への転換を促進します。</p> <p>②市農業委員会、農地利用集積円滑化団体※が核となり、農地中間管理事業※の活用などによる農地の流動化と効果的な利用集積を促進します。</p> <p>③農協との連携による農地貸借と農作業受託の一体的促進により、意欲的な農業者の経営規模拡大を支援します。</p> <p>④経営耕地面積の拡大を志向する農家と集約的経営を展開する農家との、農地貸借や労働力提供における協力関係構築を支援します。</p> <p>⑤水稻農家、畜産農家、野菜農家、果樹農家、花卉農家等の連携強化により、地域が一体となった環境保全型農業を促進します。</p> <p>⑥農業資材の廃棄や農薬使用について、すべての農業者がルールを順守するよう周知徹底し、循環型農業を促進します。</p> <p>⑦NPO※法人や民間企業との協働により、谷津田の保全再生事業を推進します。(6章6節(2)④に再掲)</p>
<p>(2) <b>地域を支える農業者を育成・支援する</b> (農業経営の支援)</p>	<p>①認定農業者や今後認定を受けようとする農業者などを重点的に支援し、農業の効率化・安定化による生産拡大と所得の向上を促進します。</p> <p>②特定農業法人および特定農業団体制度の普及啓発などにより、農業の組織化、法人化を促進します。</p> <p>③市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者の積極的な参加・協力を促進します。</p> <p>④施設園芸農家や露地野菜農家の作型・品種の改善や加工部門の導入による高付加価値化を支援します。</p> <p>⑤借入金の利子補給や農業用資材の購入費用補助などの経費支出削減支援により、設備投資や経営規模拡大を促進します。</p>
<p>(3) <b>次代の農業を担う若者を確保・育成する</b> (新規就農者の支援)</p>	<p>①農業後継者やIターン者等の就農希望者に対する農地の紹介や技術指導など、就農から定着までのきめ細かな支援により、地域の中心的な経営体への育成を図ります。</p> <p>②新規就農者に対して農業次世代人材投資資金を交付することにより、就農初期の生計の安定を図り定着を促進します。</p> <p>③Iターンなどによる新規就農希望者に対する空家の紹介により、市内への移住定住を促進します。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

**(4)**  
**地域の農産物の**  
**市内消費を促進する**  
**(地産地消※の促進)**

- ① 学校等給食使用や農産物販売所等での直売などにより、地元農産物の市内での消費拡大を促進します。
- ② 地元産の菜種油の廃食用油をバイオディーゼル燃料※に加工して公用車の燃料に使用するなど、エネルギーの地産地消も推進します。

**(5)**  
**地域の農産物で**  
**市外のお金を獲得する**  
**(地産外商※の促進)**

- ① 特産品を活かしたメニューや土産品を開発し積極的にPRすることにより、市外での販売拡大や観光客による市内消費の拡大を促進します。
- ② ふるさと納税（ふるさと牛久応援寄付）の返礼品として牛久市の品質の高い特産品を贈呈することで、牛久市の農産物の認知度向上を図ります。

**(6)**  
**農村地域の魅力で**  
**多様な交流を促進する**  
**(農村交流の促進)**

- ① 首都圏立地の強みを活かし、観光農園や貸し農園としての農地活用を促進します。
- ② 元気農園の活用などにより農業者以外の市民にも農業に関わる機会をつくり、地元農業に対する理解と農村交流を促進します。
- ③ 農業体験や農家民泊など、地域資源を活かした体験型観光メニューの開発および実施を支援します。

**目 標 指 標**

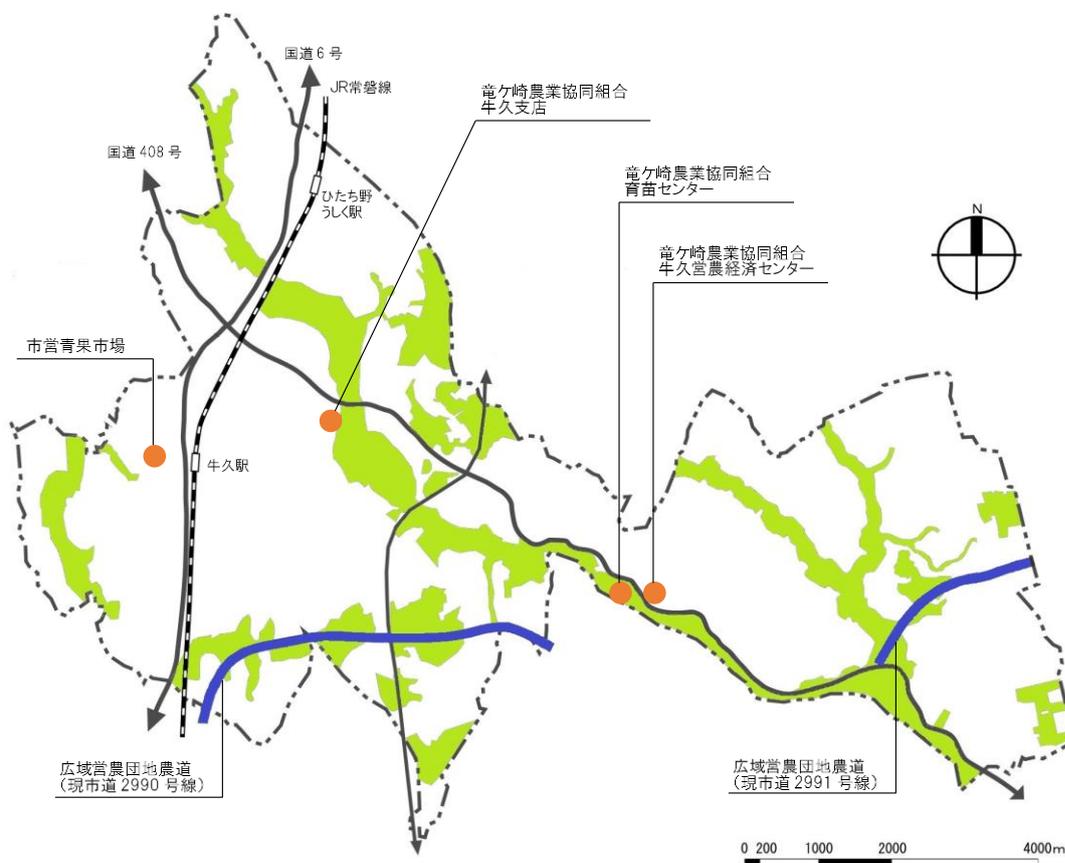
指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
市営青果市場取扱の学校給食納入量	107 t /年	107 t /年
認定農業者数	83 人	90 人
新規就農者数	1 人/年	1 人/年

[用語解説]

テレワーク	情報通信技術(ICT=Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられる。
アクティブシニア	自分なりの価値観をもち、定年退職後にも、趣味やさまざまな活動に意欲的な、元気なシニア層。
体験型観光	従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験や交流の要素を取り入れた旅行の形態、ニューツーリズム。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光等が挙げられる。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
循環型農業	米や野菜などの農産物を収穫した後のわらや収穫くずが家畜のえさとなり、その家畜のふんから堆肥が作られ、その堆肥で農産物が育つ。このように、有機資源を循環させながら農産物を生産する営みで、地力を維持し、持続性が高い農業。

農地利用集積円滑化団体	農地利用集積円滑化事業を行う主体で、農地利用集積円滑化団体になることができるのは、市町村、市町村公社、農協、土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等。農地利用集積円滑化事業とは、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成 21 年 12 月に施行された改正農地法により創設された 3 事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業、研修等事業）。
農地中間管理事業	農業をやめる方や、経営規模を縮小したい方の農地を一括して借り、農地中間管理機構がまとめた上で、担い手（地域の意欲ある農業者等）に貸し、地域の農業を将来共に安定的に発展させることを目的とした事業。農地中間管理機構は、平成 26 年 4 月から「茨城県農林振興公社」が茨城県知事から指定を受けている。
N P O	「Non-Profit-Organization（非営利団体）」。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。
地産地消	その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。
バイオディーゼル燃料	植物油脂や動物油脂などの再生可能な資源からつくられる軽油代替燃料であり、その主な特徴は、カーボンニュートラル、生分解性、再生可能なバイオマス燃料であること、軽油との混合によりディーゼルエンジンの排ガス規制値をクリアできることなどが挙げられる（Bio-diesel Fuel : BDF）。
地産外商	農産物や特産品を、生産者や関係団体と一緒に、県内外に積極的に売り込む取り組み。「地産外商」は、「地産地消」の上に成り立つものであり、地域で愛されるもの、誇れるものを外に発信し売り込む、地域ブランドを創出することなど。

### 〔農振農用地区域と農業関連施設位置図〕



凡例

- 農振農用地区域
- 市営青果市場・竜ヶ崎農業協同組合
- 広域営農団地農道

### 第3節 商工観光

## 個性と魅力あふれる商業の育成と 地域経済を支える工業・観光の振興

関連計画	総合計画前期基本計画、都市計画マスタープラン、牛久駅西側地域整備計画、行財政改革大綱、まち・ひと・しごと創生総合戦略、(仮)観光振興事業計画
------	--

### 現状

- ◆本市の近年の全産業の動向をみると、企業数は減少する一方で、事業所数および従業員数は増加しています。これは、市内の中小事業者が廃業などで減少する一方で、市外資本の事業者等が市内に事業所を開設し、雇用を増やしていることが要因と考えられます。
- ◆市内では、経済環境の変化や経営者の高齢化等により経営の継続を断念する事業者も多く、牛久市商工会や地域金融機関が中心となって経営基盤の強化や事業承継支援などに取り組んでいます。
- ◆本市の観光の状況をみると、東日本大震災により被害をうけたシャトーカミヤへの観光入込客数の減少などにより全体的に減少しましたが、近年は増加傾向に転じ、直近では震災前の水準以上に増加しています。
- ◆シャトーカミヤ、牛久大仏、ポケットファームどきどきが主要スポットとして観光客を集めています。
- ◆市内の農業団体や商工業団体等が主体的に取り組むイベントが年々活発化しており、牛久市観光協会が共催やプロモーション活動によってバックアップしています。

### 課題

- 市外資本の参入による市内雇用の確保は重要なことですが、市内経済の活性化や市民ニーズに対するきめ細かなサービスの提供といった観点からは、市内事業者の支援の一層の強化が必要です。
- 観光客の増加は、市内消費の拡大による経済効果や市外の人々との交流による市民の郷土愛醸成など、地域に様々な効果をもたらすものです。そして、これらの効果がより多く発揮されるためには、観光スポット、農業者、商工業者、市民、行政といった多様な主体が連携・協働していく必要があります。

【企業数・事業所数・従業員数の推移（民営事業所）】



資料：経済センサス（RESASから作成）

【観光入込客数の推移】



資料：商工観光課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) <b>市内の商工業を活性化する</b> (商工業の経営支援)</p>	<p>①牛久市商工会の取り組む経営改善普及事業などの協働により、市内中小企業の経営基盤強化を促進します。</p> <p>②牛久市商工会や金融機関と連携した各種融資制度や助成金の活用支援などにより、市内投資拡大による生産拡大、雇用増加を図ります。</p> <p>③うしかっぱ祭り、うしくW a i ワイまつり等イベントの開催や牛久市商工会主催事業の支援、プレミアム付き商品券（ハートフルクーポン券）の発行などにより、市内商工業の活発化を促進します。</p>
<p>(2) <b>多様な連携による観光まちづくりを推進する</b> (観光振興体制の整備)</p>	<p>①市民と民間企業、行政の連携による、観光を軸としたまちづくりを推進します。</p> <p>②観光資源を活かした同業種・異業種の連携を支援し、市内経済の活性化を図ります。</p> <p>③効果的なP R展開でまちに人を呼び込み、市内外の人々の交流を促進します。</p>
<p>(3) <b>地域の観光資源を磨き上げ活用する</b> (観光資源の整備・活用)</p>	<p>①国指定文化財であるシャトーカミヤ旧醸造場施設の他、県や市指定の文化財、小川芋銭等の文化人の遺産などを観光資源として活用します。</p> <p>②牛久城跡や牛久陣屋跡、小坂城跡などの歴史・文化資源を景勝ポイントとして活用します。</p> <p>③里山や牛久沼周辺の自然資源、史跡などを有機的に結び付けた散策路を整備し、河川や遊歩道と連携した水と緑のネットワークを形成します。</p> <p>④サイクリングロードの整備により、自転車による観光スポットの周遊や、スポーツサイクリストの交流増加を促進します。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

**(4)**  
**観光客に訪れてもらう**  
**仕組みをつくる**  
**(観光ルート形成、回遊促進)**

- ①わかりやすい案内板の整備や情報通信基盤の整備、案内所や休憩所の整備などにより、観光客が安心して滞在できる環境をつくれます。
- ②市内の観光資源をつなぐ観光ルート形成や交通手段の確保により、観光客の市内回遊を促進します。
- ③近隣市町村の観光資源と連携した観光ルートの形成や交通手段の確保により、相乗効果による観光客数増加を図ります。
- ④空港との良好なアクセスや充実した道路交通網を活かし、県内外と連携した観光ルート形成により、外国人観光客などの増加を図ります。
- ⑤旅行代理店の観光プランへの組み込みを要請し、県外や外国からの観光客の誘致促進を図ります。

**(5)**  
**市の魅力を知ってもらう**  
**機会を増やす**  
**(イベント等による集客促進)**

- ①うしくっば祭り、うしくWa i ワイまつり、うしく鯉まつり、うしく菊まつりなど、イベントの内容充実や広報活動を支援し、集客増加を促進します。
- ②市内の文化遺産やワイン等の特産品を活用するイベントなどを、市民や民間企業との協働により企画・開催していくことで、市の新たな魅力を創出し発信していきます。
- ③フィルムコミッション※の推進により、市の魅力を知りロケ地などに訪れる観光客の増加を促進します。

**目標指標**

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
ハートフルクーポン券取扱件数	258 店	258 店
中小企業融資制度の利用数	180 件/年	180 件/年
観光客の入込客数 (シャトーカミヤ、牛久大仏)	764,339 人/年	975,508 人/年

[用語解説]

フィルムコミッション	映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関。地方公共団体（都道府県・市町村）か、観光協会の一部署が事務局を担当していることが多い。
------------	--



うしくWa i ワイまつり



うしくピザフェスタ (牛久市商工会青年部主催)

序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

## 第4節 安定した労働環境の確保

### 労働・雇用環境

関連計画	総合計画前期基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、高齢者福祉計画/介護保険事業計画、障がい者プラン/障がい福祉計画
------	---

### 現状

- ◆本市は、長年東京圏のベッドタウンとして人口の流入が続いてきましたが、近年の市内常住者の従業地の推移をみると、他県で従業する市民が減少する一方、県内他市町村で従業する市民が増加しており、東京圏のベッドタウンから近隣市町村のベッドタウンに変化していることがわかります。
- ◆価値観やライフスタイルの変化により、仕事よりも家庭や地域生活を重視し、職住近接を希望する市民が増加した場合、市内の雇用不足により人口減少に転じることも懸念されます。
- ◆本市では、独自の職業紹介事業やハローワークとの連携による求職・求人のマッチングに取り組んでいますが、男女共同参画社会や長寿社会の進展に伴い、今後はさらに就労希望者の増加が見込まれます。
- ◆本市は、ベッドタウンという性質上、サービス産業の割合が高いという特徴があります。一般に労働集約型産業であるサービス業は従業員一人当たりの生産性が低く、支払われる賃金も低い傾向があります。

### 課題

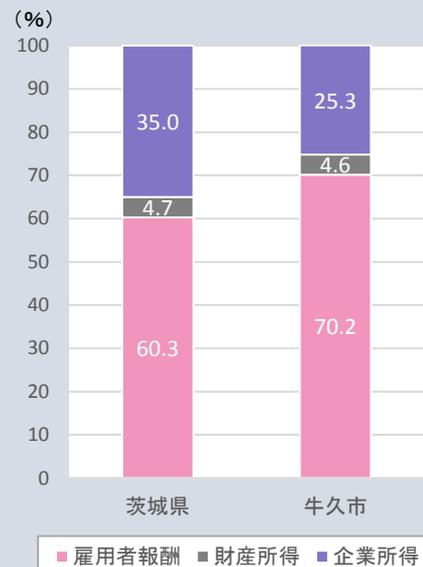
- サービス産業等の中小事業者の労働生産性の向上や福利厚生、退職金制度の充実などにより、労働環境の向上を図っていく必要があります。
- 市民が求める分野の産業の育成や誘致をすすめるとともに、企業が求める知識や技術をもった市民の育成をすすめることで、市内の雇用機会拡大と就業を実現していくことが必要です。

[本市常住者の従業地の推移]



資料：国勢調査

[市町村民所得の内訳（平成25年度）]



資料：茨城県「市町村民経済計算」

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市内で安心して働ける 環境を整える (労働環境の向上)</p>	<p>①労働条件の改善や労働福祉向上のための啓発活動の充実を図ります。</p> <p>②中小企業退職金共済への加入促進などにより、市内企業の雇用条件の改善、向上を図ります。</p>
<p>(2) 市内の雇用機会を拡大し、 就業を促進する (雇用拡大と就業促進)</p>	<p>①きめ細かな求人の開拓を行い、効率的かつ集中的な求人と求職のマッチングを促進します。</p> <p>②多様な産業の誘致により、雇用機会の確保、拡大を促進します。</p> <p>③ハローワーク等関係機関との連携により、女性の雇用安定や高齢者、障がい者の就業機会の拡大を促進します。</p> <p>④新規雇用を行う事業者に対する助成により、企業立地や事業規模拡大、新規事業展開、新規開業などに伴う新規雇用を促進します。</p>
<p>(3) 職業能力向上により 市民の就業機会を増やす (職業訓練等による就業促進)</p>	<p>①市内企業が求める技能等を市民が修得するための職業訓練などの受講を支援することにより、市内企業への就業を促進します。</p> <p>②ひとり親の高等職業訓練などの受講を支援することにより、市内企業への就業と家庭の経済的安定を促進します。</p> <p>③在宅勤務※に対応可能な技術取得の支援などにより、仕事と子育ての両立を促進します。(1章2節(3)③の再掲)</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
中小企業退職金制度の加入人数	93 人	100 人
ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金支給	6 人/年	8 人/年

### [用語解説]

在宅勤務	事業主と雇用関係にある労働者が情報通信機器を活用して、労働時間の全部又は一部について、自宅で業務に従事する勤務形態で、テレワークの一種。テレワークは、情報通信技術(ICT=Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられる。
------	---

## 第5節 消費生活の向上

### 消費生活

関連計画 総合計画前期基本計画

#### 現状

- ◆全国的に消費者を取り巻く環境は厳しく、パソコン・スマートフォン等の普及によるインターネットを通じたトラブルや、高齢者を狙った巧妙な手口の悪質商法など、一層複雑化・多様化した消費者トラブルが発生しています。特に、アクティブシニア<sup>※</sup>層のインターネット利用増加により、この層のインターネット通販でのトラブルが増加しています。
- ◆国はこのような現状に対し、消費生活センターの設置・拡充、相談員の養成・レベルアップなどの地方公共団体の取り組みを支援しています。
- ◆本市では、この支援を受けて相談体制の強化を図りました。また、出前講座を実施し、特に被害の多い高齢者を中心に啓発を行うほか、学生や若者へ向けた啓発活動にも取り組んでいます。

#### 課題

- 次々と発生する新たな悪質な手口の周知などにより、トラブルに巻き込まれない「賢い消費者」を育成し、市民の消費者被害を防止することが重要です。
- 消費生活センターの機能の周知を図り、消費者被害発生時の迅速かつ適切な処理をすすめていくことが必要です。

#### [全国の60歳以上の販売購入形態別の消費者トラブル上位(2015年度)]

年代 順位	60歳代	70歳代	80歳代
1	通信販売	店舗購入	訪問販売
2	店舗購入	通信販売	電話勧誘販売
3	電話勧誘販売	電話勧誘販売	店舗購入
4	訪問販売	訪問販売	通信販売
5	訪問購入	訪問購入	訪問購入

※PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)登録分  
資料:独立行政法人国民生活センター

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民の健全な消費活動を促進する (消費者意識の普及啓発)</p>	<p>①消費生活講座や座談会などにおいて消費者意識を啓発し、健全な消費活動を促進します。</p> <p>②地域において健全な消費生活の普及啓発の担い手となる消費者リーダーを育成します。</p> <p>③消費者教育の推進により、自主的かつ合理的に選択できる消費活動を行える消費者を育成します。</p>
<p>(2) 消費者被害の回避と解決促進を支援する (消費者の保護)</p>	<p>①消費者問題に関する知識の普及により、市民の消費に関わるトラブルの未然防止を図ります。</p> <p>②消費相談体制の充実・強化により、消費者被害が発生した場合の迅速かつ適切な処理を促進します。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
消費生活に関する出前講座の実施回数	8 回/年	12 回/年
消費生活に関する出前講座の参加人数	448 人/年	569 人/年

[用語解説]

アクティブシニア

自分なりの価値観をもち、定年退職後にも、趣味や様々な活動に意欲的な、元気なシニア層。

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 第6節 中心市街地の活性化

### 中心市街地

関連  
計画

総合計画前期基本計画、都市計画マスタープラン、牛久駅西側地域整備計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 現状

- ◆本市では、牛久駅とひたち野うしく駅を取り巻くように市街地が形成されています。
- ◆牛久駅東口は、明治 29 年に牛久駅が開業した後、ブドウの栽培のために広く開墾された地域であり、牛久駅西口は、かつて城や宿場町のあった歴史のある地域です。これらの地域は、昭和 41 年に首都圏近郊整備地帯※に指定されたことにより、ベッドタウンとして市街地開発がすすめられ、本市の発展に大きく貢献してきました。しかし、開発当初からおよそ 50 年が経過し、空家・空店舗・空き地の増加や若者離れなどにより、まちのにぎわいの低下がみられます。
- ◆平成 29 年 2 月にエスカードビルから大手スーパーが撤退したことにより、牛久駅周辺の空洞化がさらにすすんでいます。
- ◆ひたち野うしく駅周辺は、平成 10 年に駅が開業し、人人ニュータウンの整備によって急速に発展している地域であり、現在も戸建住宅やマンションの建設、商業施設の開業が続き、本市への出産・子育て世代を中心とした人口の流入に大きく貢献しています。

### 課題

- 現在の人口の流入がひたち野うしく駅周辺に偏っているとはいえ、人口規模は牛久駅周辺のほうが大きく、また常磐線の乗車客数はひたち野うしく駅より牛久駅のほうが 2 倍程度多いなど、牛久駅周辺の本市の拠点としての重要性は高く、これまでに築き上げてきた人のネットワーク※や官民の資産ストックを活用して、次の世代につながるまちづくりをすすめていく必要があります。
- ひたち野うしく駅周辺については、今後も出産・子育て世代の流入を促すため、公共公益機能、業務・商業・文化などの都市機能の向上を図るとともに、数十年後に現在の牛久駅周辺と同様の問題が発生しないよう、地域コミュニティの活性化や住みやすいまちづくりをすすめていくことが必要です。

[JR 牛久駅、ひたち野うしく駅の 1 日平均乗車客数の推移]



資料：東日本旅客鉄道株式会社

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 牛久駅周辺における にぎわいのあるまちづくり (牛久駅周辺の活性化)</p>	<p>①牛久駅から市役所に至る一帯において、シャトーカミヤを中心とした市民も観光客も楽しめるまちづくりをすすめます。</p> <p>②けやき通り等の歩道整備や沿道の商業活性化など、市民と行政の連携による魅力的なメインストリートづくりを推進します。</p> <p>③牛久駅周辺への商店・飲食店等の誘致や開業の支援により、市民の交流や観光消費を促進します。</p> <p>④地元商店会などの自発的なイベント開催の支援により、市民主体のまちのにぎわいづくりを促進します。</p> <p>⑤牛久駅周辺の中核的な施設であるエスカードビルの今後の機能について検討し、対応します。</p> <p>⑥市街地の高い利便性について、市の魅力として周知を促進します。</p>
<p>(2) ひたち野うしく駅周辺における 未来を見据えたまちづくり (ひたち野うしく駅周辺の活性化)</p>	<p>①ひたち野うしく駅周辺への小売店や企業の誘致により、住まいの近くで買物やしごとのできる環境づくりを促進します。</p> <p>②リフレプラザを活用した公共公益機能の充実などにより、ひたち野うしく駅周辺における地域住民の生活利便性向上や交流促進を図ります。</p> <p>③筑波研究学園都市の研究開発機関などとの連携により、ひたち野うしく駅周辺への業務・商業・文化等の機能の導入を促進します。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
空家・空店舗を活用した店舗・事業所の開業件数 (再掲)	新規事業	1 件
駅周辺地域における民間イベント開催支援件数	4 回/年	9 回/年

### [用語解説]

首都圏近郊整備地帯	首都圏整備法に基づくもので、既成市街地の近郊の無秩序な市街地化を防止するため、計画的な市街地として整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域
ネットワーク	網状のつながり。ハード面では、道路や通信基盤などのつながりの状態を指す。また、ソフト面では、人と人とのつながり、地域におけるコミュニティのつながりまたはつながりの状態を指す。

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



# 第 6 章

## 自然と暮らしが共生する 人にやさしいまち 【自然環境】

序論

基本構想

基本計画

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

**第 6 章**

第 7 章



# 施策体系

## 第6章

【自然環境】

自然と暮らしが共生する人にやさしいまち

### 節

第1節【環境保全】  
地球環境に配慮した地域づくり

第2節【廃棄物処理・資源化】  
ごみの減量・資源化と適切な処理

第3節【緑化】  
自然環境の保護とみどりの創出

第4節【水質改善】  
水質汚濁の防止と水辺環境の保全

第5節【不法投棄、放射能汚染】  
自然と調和する生活環境づくり

第6節【生物多様性】  
生物多様性の確保と  
地域資源である里山の保全

## 施策の展開方向

(1) 市民や事業者の環境に配慮した活動を促進する (環境に関する普及啓発)

(2) 良好な自然環境を未来につなぐ (計画的な環境保全の取り組み)

(3) 地域循環型社会・低炭素社会の構築を推進する (バイオマスタウン構想・地域エネルギービジョンの推進)

(1) ごみに関する市民意識の向上を促進する (ごみ処理に関する情報発信)

(2) ごみの少ない環境づくりを推進する (ごみの発生抑制・再利用の促進)

(3) 適切なごみ処理体制の確立を推進する (ごみ処理体制の確立)

(1) 緑を守り自然にやさしいまちづくりを推進する (緑化の推進)

(1) 市民や事業者の水質に対する関心を高める (水質改善に関する普及啓発)

(2) きれいな水辺環境を創出する (水質改善対策の推進)

(3) 生活排水の適正な処理を推進する (下水施設の整備促進)

(1) 美しい地域づくりを推進する (環境美化・不法投棄対策の推進)

(2) 放射能に対する不安がなく、安心して過ごせる地域づくりを推進する (放射能対策の推進)

(1) 自然や生き物を大切にすることを高める (自然環境と生物多様性に関する啓発)

(2) 自然や生き物と市民が共生する地域づくりを推進する (自然環境、生物多様性の保全)

# 第1節 環境保全

## 地球環境に配慮した地域づくり

関連  
計画

総合計画前期基本計画、環境基本計画、バイオスタウン構想、地域エネルギービジョン

### 現状

- ◆現在、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性※の損失などの地球規模の環境問題が深刻化し、持続可能な社会※の実現に向けて世界的な協力関係が築かれようとしています。
- ◆東日本大震災の被害や影響を契機に、自然の持つ圧倒的な力に対する人間の力の限界を感じ、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方や、自然とのかかわり方を見つめ直す機運が高まっています。
- ◆本市は、平成20年3月に茨城県で最初のバイオスタウン※として構想を公表し、地域循環型社会※の構築による地球温暖化防止に積極的に取り組んだ結果が評価され、平成25年6月にはバイオマス産業都市※に認定されました。
- ◆現在も、廃食用油のバイオディーゼル燃料※（BDF）化や剪定枝等の木質バイオマス※燃料化など、市民との協働による資源循環、低炭素化※に取り組んでいます。

### 課題

- 地球規模の環境改善には、すべての人が環境に配慮した取り組みをすすめ、大小の効果を積み上げていくことが必要です。
- 市民、事業者、行政が、「低炭素」、「循環」、「自然共生※」といった持続可能な社会の実現に必要な知識を学び、個々ができることや、協力しあってできることを考え、積極的に実践していくことが必要です。

[廃食用油のバイオディーゼル化状況の推移]



資料：環境政策課

[木質バイオマスの利活用状況の推移]



資料：廃棄物対策課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民や事業者の環境に 配慮した活動を促進する (環境に関する普及啓発)</p>	<p>①市民や事業者に対する省エネルギーや再生可能エネルギー※などに関する情報発信を推進します。 ②環境に関する活動成果の発表の場を提供し、発表者の更なる意欲の向上や、新たな活動をはじめ市民の増加を促進します。 ③庁内において環境に配慮した取り組みを率先して実行します。</p>
<p>(2) 良好な自然環境を未来につなぐ (計画的な環境保全の取り組み)</p>	<p>①牛久市環境基本計画をはじめとする環境を守り育てるための施策を推進します。 ②環境に配慮した施設などに関する指針を定め適正に運用します。</p>
<p>(3) 地域循環型社会・低炭素社会の 構築を推進する (バイオスタウン構想・地域エネルギー ビジョンの推進)</p>	<p>①牛久市バイオスタウン構想の展開により、本市における地域循環型社会の構築と地球温暖化防止を推進します。 ②再生可能エネルギーの導入や本市全体の省エネルギー化の推進などにより、低炭素社会の実現を目指します。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
「地球環境に配慮した行動をしている」と答えた市民の割合	70.0%	80.0%
廃食用油によるバイオディーゼル燃料 (BDF) 製造量	62,800 ℓ /年	136,000 ℓ /年

### [用語解説]

生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。
持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境が地球的規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。
バイオスタウン	域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域。
循環型社会	これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システムが循環型社会。いいかえれば、資源の循環利用をすすめ、環境への負荷を最少にして自然に戻す社会、将来世代のため、資源や地球環境を大切にする社会のこと。

バイオマス産業都市	地域に存在するバイオマスを原料に、収集・運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりを目指す地域。平成 25 年度から、関係 7 府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で選定。
バイオディーゼル燃料	植物油脂や動物油脂などの再生可能な資源からつくられる軽油代替燃料であり、その主な特徴は、カーボンニュートラル、生分解性、再生可能なバイオマス燃料であること、軽油との混合によりディーゼルエンジンの排ガス規制値をクリアできることなどが挙げられる（Bio-diesel Fuel : BDF）。
木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼ぶ。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。
低炭素化（低炭素社会）	地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底すること。また、そういった社会システムを低炭素社会という。低炭素社会では、すべての人がCO <sub>2</sub> を減らすための行動や選択をとり、政府は税制のグリーン化など仕組みづくりを行う。
自然共生（社会）	生物多様性が適切に保たれ自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。



B D F 走行車両



ペレットストーブ

## 第2節

廃棄物処理・

資源化

# ごみの減量・資源化と適切な処理

関連  
計画

総合計画前期基本計画、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、環境基本計画

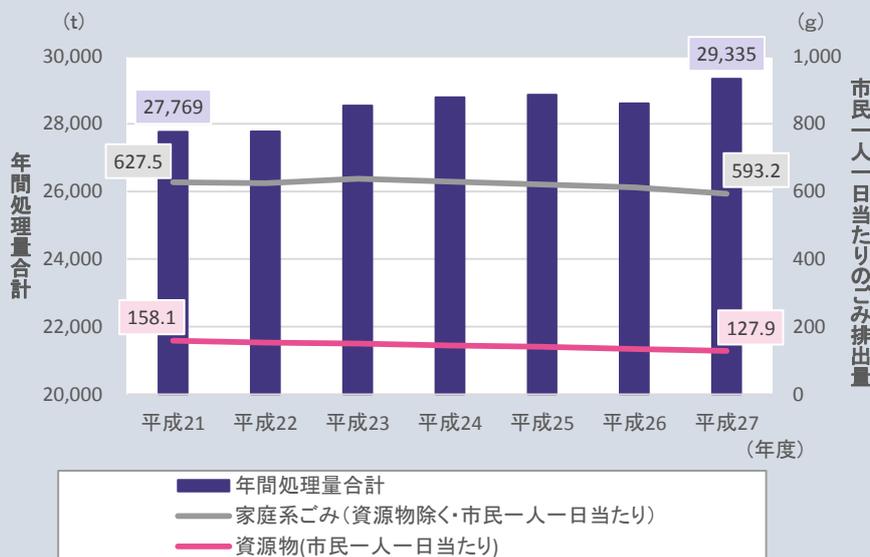
## 現状

- ◆大量生産・大量消費・大量消費型の現代社会は、経済活動にかかわる温室効果ガス※の排出による地球温暖化、天然資源の枯渇、資源採取による自然破壊など、地球規模の環境問題をひき起こしています。
- ◆そのため国は、平成12年に「循環型社会※形成推進基本法」を制定し、社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みにより、新たに採取する天然資源をできるだけ少なくし、環境への負荷をできるだけ少なくする社会である循環型社会の形成に向けた取り組みを推進しています。
- ◆ごみの減量・資源化に関しては、3R運動（「発生抑制（Reduce=リデュース）」、「再利用(Reuse=リユース）」、「再資源化(Recycle=リサイクル)」）が各地で展開されていますが、近年では、「不要なものをもらわない・買わない(Refuse=リフューズ)」を加えた4R運動、さらに「修理して使う(Repair=リペア)」を加えた5R運動も行われています。

## 課題

- 本市では、人口の増加などにより一般廃棄物の量は数年前より増加していますが、市民一人あたりのごみ排出量は減少傾向となっています。しかし、まだ大量の資源物がごみとして捨てられており、引き続きごみの減量、分別、再資源化についての意識啓発や、市民、事業者、行政の協働による再資源化をすすめていく必要があります。
- 廃棄物を長期安定的に処理、再資源化していくための体制・施設を整備していく必要があります。

【一般廃棄物の年間処理量と市民一人一日あたりのごみ排出量の推移】



※集団回収は除く

資料：廃棄物対策課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) ごみに関する 市民意識の向上を促進する (ごみ処理に関する情報発信)</p>	<p>① 広報紙やホームページなどを活用し、市民や事業者に対するごみの資源化に関する積極的な情報提供を推進します。</p> <p>② 小・中学校および教育委員会等と連携し、工場見学などの環境教育を推進します。</p> <p>③ 小・中学生や一般家庭を対象としたごみの減量化や資源化などのアイデア・ポスターの募集・公表により、ごみに関する市民の意識向上を促進します。</p>
<p>(2) ごみの少ない 環境づくりを推進する (ごみの発生抑制・再利用の促進)</p>	<p>① ごみの排出抑制を促進していくため、様々な施策を検討していきます。</p> <p>② 市民・事業者・行政の日常的な連携により、ごみの減量や資源化を推進し、循環型社会を目指します。</p> <p>③ 市公共施設におけるごみ排出量の削減や、環境負荷の少ない製品の購入、普及を推進します。</p> <p>④ 生ごみ処理器を購入した世帯への補助や子供会・行政区のリサイクル事業への補助など、ごみの発生抑制や再資源化に関する取り組みへの支援を充実し、市民の取り組みのさらなる普及、拡大を促進します。</p>
<p>(3) 適切なごみ処理体制の確立を 推進する (ごみ処理体制の確立)</p>	<p>① ごみの収集方法やごみ集積所の場所などの見直しを適宜実施し、収集業務の安全性・効率性等の向上を促進します。</p> <p>② 周辺自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を構築し、大規模災害時における、がれきなどの廃棄物の適正処理を図ります。</p> <p>③ 本市は焼却灰の最終処分場を有しないため、今後も複数の受け入れ先を確保するよう検討していきます。</p> <p>④ 牛久クリーンセンターの定期的な点検や整備と、環境負荷の抑制や低減が可能となる技術を用いた延命化対策などを実施します。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
ごみの排出量 (市民 1 人 1 日当たり)	593.2 g/人日	牛久市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画に定める目標値とする
ごみの資源化量 (市民 1 人 1 日当たり)	127.9 g/人日	牛久市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画に定める目標値とする

[用語解説]

温室効果ガス	<p>地球の大気には二酸化炭素などの温室効果ガスと呼ばれる気体がわずかに含まれている。これらの気体は赤外線を吸収し、再び放出する性質がある。この性質のため、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻ってくる。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖める。これを温室効果と呼ぶ。大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなる。</p> <p>人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあり、地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きいのは二酸化炭素である。</p>
循環型社会	<p>これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システムが循環型社会。いいかえれば、資源の循環利用をすすめ、環境への負荷を最少にして自然に戻す社会、将来世代のため、資源や地球環境を大切にす社会のこと。</p>



子ども会の資源物回収

## 第3節 緑化

# 自然環境の保護とみどりの創出

関連  
計画

総合計画前期基本計画、環境基本計画

### 現状

- ◆本市は、昭和40年代以降、ベッドタウンとして急速な都市化がすすみましたが、計画的な開発により市街地には公園や街路樹などの緑があり、また、市街地の周辺には斜面緑地や平地林、農地などがあり、これらの自然環境は、市民の生活にうるおいと安らぎを与えています。
- ◆本市では、「牛久市みどりと自然のまちづくり条例」や「牛久市景観まちづくり条例」などにに基づき、緑地の保全や景観づくりに取り組んでいます。

### 課題

- 日常生活において自然をより身近に感じられるよう、市街地における緑の保全や緑化を市民協働ですすめていくことが必要です。

#### [緑地・農地の保全・指定状況の推移]

区分	平成27年度末	
	カ所等	面積(ha)
近郊緑地保全区域の指定	1カ所	115.0
生産緑地地区の指定	40カ所	8.9
農振農用地の指定	25カ所	895.0
みどりの保全区の指定	2カ所	18.7
市民の森の指定	2カ所	1.9
市民の木(巨木、歴史的関わりをもつ樹木)指定	38本	—
牛久自然観察の森	1カ所	21.1
公益地の植栽の維持管理	街路	96路線
	公園・緑地	245カ所
面積合計		1,126.9

資料：都市計画課、農業政策課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 緑を守り自然にやさしい まちづくりを推進する (緑化の推進)

- ①みどりの保全区などの設定により、自然環境における生態系の保護と生息空間の保全を図ります。
- ②生垣の設置や壁面緑化により、市街地における「みどり」の確保を推進します。
- ③市民による公園や緑地の維持管理や再整備を促進します。
- ④自然環境保全活動を行なう市民と土地所有者の円滑なコミュニケーションを支援し、適正な緑地の維持を促進します。

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
緑地・農地の保全・指定の面積	1,127ha	1,131ha



自然観察の森でセグウェイ体験

## 第4節 水質改善

# 水質汚濁の防止と水辺環境の保全

関連  
計画

総合計画前期基本計画、循環型社会形成推進地域計画、環境基本計画

### 現状

- ◆牛久市には、数多くの河川が市内を流れており、これらの河川は上水や農業用水、水産などにより流域の人々の生活を支えている霞ヶ浦と牛久沼に流れ込んでいます。
- ◆霞ヶ浦と牛久沼は、富栄養化※による水質汚濁が問題となっている湖沼であり、生活排水や工場・事業場排水、農業排水などに含まれる窒素やリンが河川に流れ込み、湖沼に蓄積することが要因の一つになっています。
- ◆流域の市町村等で構成する霞ヶ浦問題協議会や牛久沼流域水質浄化対策協議会、家庭排水浄化推進協議会などが組織され、水質の浄化に取り組んできた結果、河川および湖沼の浄化はすすんでいます。ただし、まだ十分とはいえない状況です。

### 課題

→水は多様な生き物の命をささえています。また、水辺環境は人々の生活にうおいを与えてくれるものです。これらを将来につないでいけるよう、水に対する関心を高め、水質改善に関する取り組みを強化し継続していくことが必要です。

[牛久市内の河川の生物化学的酸素要求量 (BOD) ※75%値の経年変化／牛久市調査]



資料：環境政策課

[牛久市内の河川が流入する湖沼の化学的酸素要求量 (COD) ※75%値の経年変化／茨城県調査]



資料：環境政策課

[下水道の整備状況の推移]



資料：下水道課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民や事業者の水質に対する関心を高める (水質改善に関する普及啓発)</p>	<p>①小野川散策や牛久沼でのうなぎの放流・自然観察会などを実施し、市民が水質改善について考えるきっかけづくりを推進します。</p> <p>②生活排水対策の重要性や必要性について、定期的な広報活動により市民への周知を推進します。</p>
<p>(2) きれいな水辺環境を創出する (水質改善対策の推進)</p>	<p>①市内を流れる河川について、定期的なモニタリング調査を実施します。</p> <p>②流域の市町村などで構成する霞ヶ浦問題協議会や牛久沼流域水質浄化対策協議会の取り組みを推進します。</p> <p>③家庭や事業所からの廃食用油の回収や、県と協力した事業所排水に対する監視・指導などにより、水質の汚濁防止や改善を促進します。</p>
<p>(3) 生活排水の適正な処理を推進する (下水施設の整備促進)</p>	<p>①下水道未整備地域における高度処理型合併処理浄化槽の整備を推進し、生活排水の水質浄化や衛生環境の向上などを促進します。</p> <p>②老朽化した管渠施設等の計画的な補修や改修などを実施します。</p> <p>③下水道の適正な使用料金の設定と公平な賦課徴収を実施します。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
小野川、稲荷川の BOD に係る 環境基準および根古屋川の 水質目標を達成する	小野川（大井橋） 1.9mg/ l 小野川（島田橋） 1.6mg/ l 稲荷川（刈谷橋） 1.4mg/ l 根古屋川（下町坂下橋） 1.4mg/ l	小野川 2.0 mg/ l 稲荷川 3.0 mg/ l 根古屋川 3.0 mg/ l 以下を維持する
下水道普及率	87.2%	87.2%
一般家庭からの廃食用油の回収量	9,544 l /年	13,000 l /年

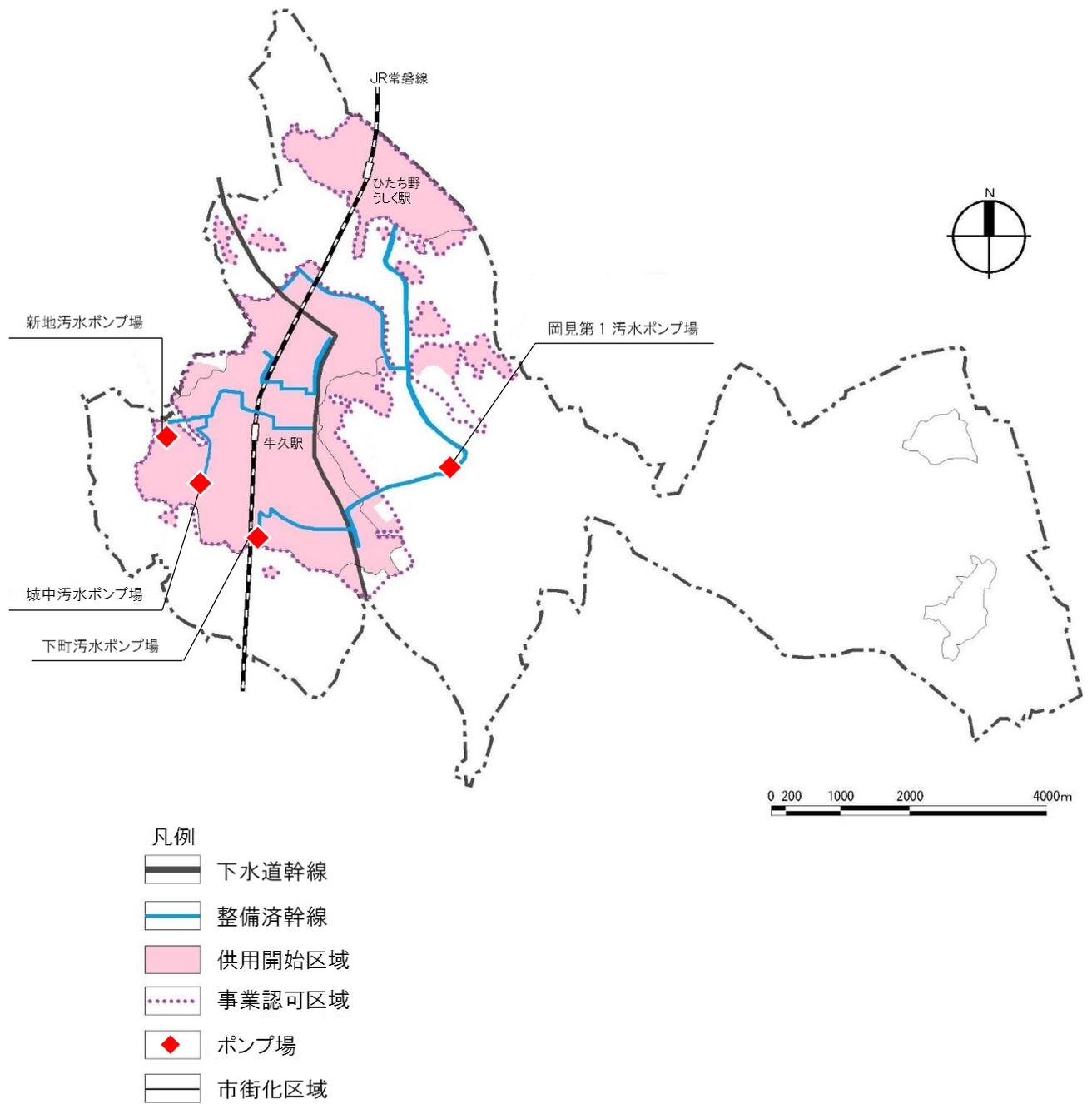
### [用語解説]

富栄養化	海・湖沼・河川などの水域が、貧栄養状態から富栄養状態へと移行する現象のこと。本来は、池や湖がある環境条件下での生物群集の非周期的な変化、いわゆる遷移によって、水中の肥料分（リンや窒素など）の栄養塩類濃度が低くプランクトンや魚類が比較的少なく生物生産活動が活発ではない貧栄養水域から、栄養塩類濃度が高く生物生産活動が極めて活発な富栄養水域へ、その湖沼型を変化させてゆく非人為的な過程を指す言葉であったが、近年では、人間活動の影響による水中肥料分の濃度上昇を意味する場合に多く使われるようになっている。この富栄養化の要因としては、下水・農牧業・工業排水など多岐にわたると考えられている。 人為的な富栄養化は生態系における生物の構成を変化させ、一般的には生物の多様性を減少させる方向に作用する。極端な場合には、赤潮や青潮などの現象を二次的に引き起こすため、富栄養化は公害や環境問題として広く認識されるようになっている。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	「Biochemical Oxygen Demand」。河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと、単位は一般的に mg/l で表わし、この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。
化学的酸素要求量 (COD)	「Chemical Oxygen Demand」。水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、過マンガン酸カリウムなど酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。この値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる傾向がある。単位は、ppm または mg/l が用いられる。



うなぎの放流

[公共下水道整備状況図]



序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
<b>第6章</b>
第7章

## 第5節 自然と調和する生活環境づくり

### 不法投棄、放射能汚染

関連  
計画

総合計画前期基本計画、環境基本計画、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

### 現状

- ◆本市には、水辺環境、里山といった豊かな自然環境がありますが、そこに建築廃材や家電製品、車などが埋められたり、捨てられたりするケースが後を絶ちません。
- ◆不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染などの環境問題につながるだけでなく、原状回復のための経済的な損失や、周辺で暮らす人々の生活環境の悪化にもつながるものです。
- ◆平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた福島第一原子力発電所から飛散した放射性物質により、本市も汚染されました。平成23年度から小中学校、保育園、幼稚園、公園の除染作業をすすめ、平成25年度からは住宅地の除染作業をすすめ、平成26年度に完了しました。現在、追加被ばく線量は目標とする年間1ミリシーベルト以下を維持しています。

### 課題

- 不法投棄は、法律違反であり、犯人を見つけることも大切ですが、その後の対応などを考えれば、未然に防止することが重要です。市民協働による環境美化やパトロールなどにより、不法投棄が起こりにくい環境づくりが必要です。
- 放射能に対する市民の不安を取り除くため、各種調査を継続し、公表していく必要があります。

[不法投棄発生状況と収集処理経費の推移]



資料：廃棄物対策課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 美しい地域づくりを推進する (環境美化・不法投棄対策の推進)</p>	<p>①関係団体と連携した環境美化キャンペーンや不法投棄防止看板等の設置などの啓発活動を実施し、不法投棄やごみの散乱の発生防止を推進します。</p> <p>②環境パトロールの強化や、市内全域を対象とした環境美化活動の継続的な実施により、不法投棄やごみ散乱の早期発見を推進します。</p> <p>③市内の企業や各種団体、警察などとの連携を強化し、不法投棄に関する情報網の構築や不法投棄への対応強化を推進します。</p>
<p>(2) 放射能に対する不安がなく、安心して過ごせる地域づくりを推進する (放射能対策の推進)</p>	<p>①放射能に関する情報を積極的に収集し、市民へ分かりやすく情報を発信します。</p> <p>②食品測定などにより、生産者や消費者へ情報を提供します。</p> <p>③内部被ばく検査などの健康調査を実施し、日常生活における放射能に対する不安軽減に努めます。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
不法投棄件数	149 件/年	200 件/年

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 第6節 生物多様性

# 生物多様性の確保と

# 地域資源である里山の保全

関連  
計画

総合計画前期基本計画、環境基本計画、都市計画マスタープラン

## 現状

- ◆地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが誕生しました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。
- ◆人類の活動が地球環境や生態系に多くの影響を与えており、生きものたちの絶滅のスピードは、自然の速度の約1,000倍になっているといわれています。
- ◆本市には、多くの平地林や斜面林などの里山や水辺環境、農地があり、多様な生きものが生息していますが、近年雑木林や谷津田※の中には、管理が放棄されているものが目立っています。

## 課題

- 加速度的に失われ続ける生物多様性の保全について、地球規模で考え、取り組んでいくことが必要ですが、市内の自然も地球の一部であり、これを守ることは地球を守ることに繋がります。そのため、身近なところで出来ることから取り組んでいくことが大切です。
- 里山や農地は、人が自然と調和した暮らしの中で適切に利用することで、多くの生きものが生息していける環境を維持することができます。先人が守りつないできた貴重な資源を後世に残していけるよう、適切な管理を継続することが必要です。

[自然観察の森の入園者数と行事回数の推移]



資料：都市計画課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 自然や生き物を大切にす 意識を高める (自然環境と生物多様性に関する 啓発)</p>	<p>①「自然観察の森※」を利用した自然環境学習および自然体験学 習支援、市民参加型の自然環境調査などの実施により、自然に ふれあう機会を提供します。</p> <p>②里山や河川とふれあうことができるモデル地区の選定や、散策路の 整備などを推進します。</p>
<p>(2) 自然や生き物と市民が共生する 地域づくりを推進する (自然環境、生物多様性の保全)</p>	<p>①市内の自然環境や、貴重な生態系、種の多様性についての調査 を実施し、市の自然環境に関する実態把握を推進します。</p> <p>②市内の平地林や里山林等の保全を推進し、生活環境や自然景 観などの公益的機能の維持・向上を図ります。</p> <p>③市民・事業者・行政などが、生物多様性の保全についての問題を 共有する環境を整備します。</p> <p>④NPO※法人や民間企業との協働により、谷津田の保全再生事 業をさらに推進します。(5章2節(1)⑦の再掲)</p> <p>⑤市内における「緑の少年団」やボランティアの活動を支援します。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
ボランティア活動が行われている平地林の箇所数	4 箇所	4 箇所
フクロウが繁殖活動を行なっている箇所数	4 箇所	4 箇所
自然観察の森の年間入園者数	45,873 人/年	50,000 人/年

### [用語解説]

谷津田	関東地方の台地と平野の境目に多く見られる田で、小さな谷間につくられた細長い田のこと。谷津とは谷にある湿地を意味し、主に関東地方の武蔵野台地と関東平野の境目に多く見られる小規模な谷にある。湿田そのものが失われつつあり、湿田に依存した生物に絶滅危惧種が多数いることや、谷間のために田が小さく不定形で機械化されにくく、多くの生物が残されていることなどを背景として、生態系や里山の生物の保全が近年注目されている。
自然観察の森	身近な自然の喪失がすすむ大都市やその周辺部において、野鳥や昆虫をはじめ身近な自然とふれあえる場所を整備し、自然観察などを通じた自然保護教育推進の拠点とすることを目的として整備されたもので、全国に 10 カ所ある。
NPO	「Non-Profit-Organization（非営利団体）」。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。



# 第 7 章

## みんなの創意工夫で 持続するまち 【行政運営】

序論

基本構想

基本計画

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章



# 施策体系

## 第7章 【行政運営】

みんなの創意工夫で持続するまち

### 節

第1節【行政の信頼性】  
行政活動における公平性・透明性の確保

第2節【情報の共有】  
市民・行政相互の情報の共有化

第3節【行政組織、財政運営】  
行政システムの改善による  
効率的な行財政運営

第4節【広域行政】  
広域行政の推進による市民サービスの向上

第5節【情報発信】  
市民に分かりやすい情報の発信

## 施策の展開方向

(1) 法令等を遵守した行政運営を継続する (適正な監査・検査の実施)

(2) 税の公平性を確保する (市税の公平な賦課徴収)

(3) 正確な公金管理を推進する (正確な公金管理)

(4) 市民へ開かれた行政活動を推進する (行政活動の公開)

(1) 市民との積極的な情報交流を推進する (市民との情報交流)

(2) 市民に開かれた議会づくりを促進する (議会活動の公開)

(3) 情報の適正な管理・共有化を推進する (情報の適正管理)

(1) 行政サービスの質を高める「人材」づくりを推進する (市職員の人材確保・育成)

(2) 多様化する課題やニーズに柔軟に対応する組織づくり (組織体制の整備)

(3) 充実した行政サービスの提供と安定した財政運営を両立する (適切な行財政運営の推進)

(4) 公有財産の適正な維持管理と運用を推進する (公有財産の適正管理)

(1) 市民のニーズに応える広域行政を推進する (効果的な広域行政の推進)

(1) より多くの人への情報発信を推進する (市政情報の発信強化)

(2) 時勢の変化に合わせた統計情報を収集し公表する (統計情報の収集・公表)

# 第1節 行政の信頼性

## 行政活動における公平性・透明性の確保

関連  
計画

総合計画前期基本計画、行財政改革大綱

### 現状

- ◆近年、地域の課題が多様化、複雑化する一方で、少子高齢化による税収の減少や社会保障関係経費の増加などにより財政制約が強まっており、まちづくりやコミュニティ強化などの取り組みにおいて、市民と行政の「協働」や「協創」がより重要になっています。
- ◆「協働」や「協創」を実現していくために、まずは行政の信頼性を高めることが重要であり、法令等を遵守することはもちろん、公平性・透明性の高い行政活動が求められています。

### 課題

- 市民団体や民間企業等との協働に取り組む際、入札や契約行為、監査、検査を適切に行い、公平性や経済合理性などを確保していく必要があります。
- 審議会、協議会などの審議内容の公表をより充実させるとともに、予算の編成過程や各事業の計画、執行、成果までの「見える化」を図り、行政活動の透明性を高める必要があります。
- 税の徴収と行政サービスの提供について、市民の納得性を高めていく必要があります。

[市税収納率]



資料：収納課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p><b>(1)</b> 法令等を遵守した 行政運営を継続する (適正な監査・検査の実施)</p>	<p>①「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等に基づき競争性・透明性の向上、品質の確保、不正行為の排除などを推進します。</p> <p>②事業の経済性・効率性・有効性等の視点を踏まえ、業務改善に向けた実効性ある監査、検査などを推進します。</p> <p>③決算などが地方会計基準に準拠して作成され、予算の執行または事業の経営が適正に効果的で効率的かつ経済的に行われているか審査します。</p> <p>④市の例規の審査や例規情報の公表、政策法務に必要な環境の整備を推進します。</p>
<p><b>(2)</b> 税の公平性を確保する (市税の公平な賦課徴収)</p>	<p>①課税客体的確な把握による公平な賦課徴収を実施します。</p> <p>②税滞納者に対する納税相談など、市民がより納付しやすい環境の整備を推進します。</p> <p>③積極的な滞納整理により現年度および過年度滞納額の徴収率を向上させ、滞納増を防ぎ、滞納額の減少を図ります。</p>
<p><b>(3)</b> 正確な公金管理を推進する (正確な公金管理)</p>	<p>①安全性、流動性、収益性の確保を基本にした適正な公金の管理を推進します。</p>
<p><b>(4)</b> 市民へ開かれた行政活動を推進する (行政活動の公開)</p>	<p>①議会や行政計画等の策定時における傍聴制度の活用を促進することにより、政策形成過程などにおける透明性を確保します。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
市税の収納率 (現年度)	98.6%	99.1%
市税の収納率 (過年度)	23.3%	25.0%

## 第2節 市民・行政相互の情報の共有化

### 情報の共有

関連計画 総合計画前期基本計画、行財政改革大綱

### 現状

- ◆市民との「協働」「協創」によるまちづくりをすすめるためには、市民は行政から十分な情報を受けとることができ、また行政は市民から十分な意見や情報を聞くことができ、さらに活発な意見交換ができる機会づくりが求められています。
- ◆本市では、議会中継の配信やタウンミーティングの実施などによる行政情報の提供や意見交換、行政計画の策定における市民参加、アンケート調査の実施などによる市民意見の収集に取り組んでいます。
- ◆また、情報共有を円滑にするため、公文書の集中管理と公表制度の充実に取り組んでいます。

### 課題

- 市民ニーズや地域課題の変化に適時適切に把握し対応できるよう、さらに市民との情報交流の場をつくっていくことが必要です。
- 利便性の向上した情報伝達手段を活用し、市民への情報提供や市民からの情報収集、情報共有をすすめていくことが必要です。

#### [タウンミーティング（旧市政懇談会）開催回数の推移]

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
開催回数(回)	7	24	23	22	21	9

資料：秘書課

#### [情報公開決定状況の推移]

(単位：件)

区分 年度	決定件数	情報公開			
		公開	部分公開	非公開	文書不存在
平成21	46	15	28	-	3
平成22	92	27	56	-	9
平成23	1,477	199	1,263	1	14
平成24	1,084	812	82	7	183
平成25	126	59	60	-	7
平成26	116	56	53	5	2
平成27	35	14	14	-	7

資料：情報政策課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民との積極的な 情報交流を推進する (市民との情報交流)</p>	<p>① <b>タウンミーティングや行政区役員との意見交換会、毎年</b>の市民満足度調査などにより、<b>市民ニーズを積極的に把握し、市政へ反映</b>します。(3章1節(2)①の再掲)</p> <p>② 地域の推薦制度を活用した行政各種委員の選任などにより、各地域の意見等を的確に行政運営に反映します。</p>
<p>(2) 市民に開かれた 議会づくりを促進する (議会活動の公開)</p>	<p>① 牛久市議会だよりの発行や、議会ホームページによる議会中継・配信などにより、積極的に議会活動を公開します。</p>
<p>(3) 情報の適正な 管理・共有化を推進する (情報の適正管理)</p>	<p>① <b>ファイリングシステム※</b>などの活用により、行政文書を適正に管理し、庁内の情報共有環境の維持向上を図ります。</p> <p>② 公表制度の拡充により、市政等に関する情報を市民と積極的に共有します。</p> <p>③ 牛久市個人情報保護条例などに基づく個人情報の適正な取り扱いにより、個人の権利と利益の保護を推進します。</p>

## 目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
情報公開対応件数	35件/年	50件/年
公表情報の項目数	393件	560件
タウンミーティング開催回数	9回/年	18回以上/年

### 【用語解説】

ファイリングシステム	情報を効率的に管理するためのしくみ。情報の整理や活用の仕方、取捨選択方法なども含まれる。
------------	--

### 第3節

行政組織、  
財政運営

## 行政システムの改善による

## 効率的な行財政運営

関連  
計画

総合計画前期基本計画、行財政改革大綱

### 現状

- ◆ 質の高い行政サービスを提供するためには、質の高い行政職員の適正配置が重要ですが、定年による大量退職が控えており、豊富な経験をもった人材が不足することが懸念されています。
- ◆ 今後、少子高齢化にともなう税収減少により歳入が減少する一方で、社会保障関係経費の増加にともなう歳出が増加し、厳しい財政状況となっていくことが想定されるため、本市では、行財政改革に取り組んでいます。

### 課題

- 職員のレベルアップや経験や能力の高い人材の採用、組織の再編による業務の効率化などにより、コストを抑えながらも行政サービスの質を高めていくことが必要です。
- 市民のニーズや長期的なまちづくりの視点から必要な事業を見極め、より合理的で効果的な事業をすすめていくことが必要です。また、公有財産を有効に活用することで、行政コストを削減していくことも必要です。

#### [市職員の推移]



資料：人事課

#### [経常収支比率の推移]



資料：牛久市決算統計の特徴、  
茨城県平成26年度市町村普通会計決算の概要について

#### [未活用・未利用市有地面積の推移]



資料：管財課

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 行政サービスの質を高める 「人財」づくりを推進する (市職員の人材確保・育成)</p>	<p>①積極的な能力開発と適正な評価制度の運用による職員の育成、豊富な経験や専門的な知識を有した人材の採用により、行政サービスの質の向上を図ります。</p> <p>②職員の年齢別人員構成の偏りの是正により、中長期的に安定した行政サービスを提供します。</p> <p>③職員の健全な勤務条件の確保や福利厚生の充実などにより、心身ともに健康で安心して働くことができる職場環境づくりを推進します。</p>
<p>(2) 多様化する課題やニーズに柔軟に対応する組織づくり (組織体制の整備)</p>	<p>①各部課等の業務の横断的な把握・管理、組織の新設・統廃合などにより、多様化する地域課題や市民ニーズに適切に対応できる組織体制を整備します。</p> <p>②緊急かつ重要な課題が生じた場合には、特定プロジェクトの設置による全庁協力体制の構築などにより、柔軟かつ効果的・効率的な対応を推進します。</p> <p>③ICT※の活用により、事務の効率化、各種届出の迅速な処理と正確な管理を推進します。</p>
<p>(3) 充実した行政サービスの提供と安定した財政運営を両立する (適切な行財政運営の推進)</p>	<p>①中長期的な財政計画と各種行政計画に基づいた、計画的な行財政運営を推進します。</p> <p>②企業会計的な手法を取り入れた事業の設計や見直しなどにより、合理的かつ効果的な予算編成と執行を推進します。</p>
<p>(4) 公有財産の適正な維持管理と運用を推進する (公有財産の適正管理)</p>	<p>①本市が保有する公有財産について、現状の把握と適正な管理・運用を推進します。</p> <p>②公共施設等総合管理計画の策定や施設等個別計画により、公共施設の計画的な維持・管理等を推進します。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
「牛久市が住みやすい」と感じていると答えた市民の割合	87.4%	89.0%
職員 1 人当たりの市民数	247 人	239 人

[用語解説]

ICT (IT)	ICT「information and communication technology (情報通信技術)」。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的に指している語。「information technology (情報技術)」とほぼ同義。
----------	---

## 第4節 広域行政

# 広域行政の推進による市民サービスの向上

関連  
計画

総合計画前期基本計画

### 現状

- ◆交通や情報通信手段の発達や都市化の進展にともない、市民の日常生活や経済活動が広域化しています。また、市民のニーズや地域の課題も多様化・複雑化しており、財政制約が今後一層強まる中で、単独の自治体でそれらに対応するための行政サービスを拡充していくことが難しくなっています。
- ◆そうした中、全国各地で定住自立圏構想※などにより、連携する自治体間で役割分担や協業体制を構築し、行政サービスの質の確保や、地域活性化に取り組む動きが活発になってきています。
- ◆本市においても、消防・救急や上水道など、広域行政による取り組みがすすめられています。

### 課題

- 広域行政にすすむ流れのある中で、行政事務やサービスの共同化等に関する民間のサービスやシステムなどの開発もすすんでおり、市民ニーズや経済合理性等を考慮しつつ、導入を検討していく必要があります。
- 市民や観光客のニーズに対応するため、各地で広域の公共交通連携の検討や試験運用がすすめられています。本市においても同様のニーズがあることから、検討していく必要があります。

#### [現在実施されている広域行政サービス]

行政サービス名	実施機関
1. 消防	稲敷地方広域市町村圏事務組合
2. 救急	稲敷地方広域市町村圏事務組合
3. 水防	利根川水系県南水防事務組合
4. 上水道	茨城県南水道企業団
5. 火葬場	牛久市・阿見町斎場組合
6. 斎場	牛久市・阿見町斎場組合
7. し尿処理	龍ヶ崎地方衛生組合

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

### (1) 市民のニーズに応える 広域行政を推進する (効果的な広域行政の推進)

- ① 消防・救急や上水道、し尿処理施設、火葬場、斎場などの広域行政によるサービスを継続的に実施します。
- ② 周辺市町村等との連携強化などにより、市民のニーズや時代の変化に対応した新たな広域行政サービスを検討し推進します。

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
広域行政で対応する行政サービス数	7	7

### 【用語解説】

#### 定住自立圏構想

「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。

### 利用イメージ

新設エリア広域バスは、以下のような利用が考えられます。  
皆様のライフスタイルに合わせて、ぜひご利用ください。

- 例① 美濃村から龍ヶ崎済生会病院に通う高齢者(80歳・女性)  
龍ヶ崎済生会病院は朝8時から受付開始、8時30分から診察が始まります。月1回の通院はできるだけ早めに済ませたいと思っています。龍ヶ崎・龍ヶ崎ルートを利用し、自宅付近の駅から乗車し、病院バス停に近いため、応急ことができます。ゆっくり通院できます。  
龍ヶ崎バス停6時42分乗車→龍ヶ崎済生会病院バス停7時20分到着  
院内での診察を待ちます。  
龍ヶ崎バス停11時39分乗車→龍ヶ崎バス停11時39分着  
午前中で病院の用事が済んだので、午後は家事ができます。運賃は片道630円、往復で1,260円です。
- 例② 龍ヶ崎から江戸川学園取手中学に通う中学生(13歳・男性)  
学校の始業時刻は8時40分です。取手駅に8時頃に到着することが必要です。江戸崎・阿見ルートを利用し、江戸崎・阿見ルートとJ R常磐線を利用し、乗換して目的地まで乗ります。  
一本乗バス停6時42分乗車→龍ヶ崎バス停7時30分着→龍ヶ崎バス停7時37分着→取手駅7時54分着  
取手駅からは約25分歩いて学校へ登校します。帰りは、龍ヶ崎バス停に乗り換えて帰ります。  
取手駅7時51分乗車→龍ヶ崎バス停8時40分着→龍ヶ崎バス停8時40分着→一本乗バス停10時40分着  
運賃は片道700円、JR常磐線が320円で合計1,020円、往復で2,040円です。J R常磐線の1か月定期券を購入すると2,270円なので、20日間通学する場合、バスとJ R常磐線で1か月で33,270円です。
- 例③ 牛久高南風から龍ヶ崎の専門学校に通う学生(20歳・男性)  
9時からの授業の前に通学しようとして行きます。江戸崎・牛久高ルートを利用します。  
自宅付近の駅龍ヶ崎南風入口バス停から江戸崎・牛久高ルートとJ R常磐線を利用し、乗換して目的地まで乗ります。  
龍ヶ崎南風入口バス停7時47分乗車→龍ヶ崎バス停7時47分着→龍ヶ崎バス停7時47分着→龍ヶ崎バス停7時47分着  
帰りは、龍ヶ崎バス停に乗り換えて帰ります。  
龍ヶ崎バス停11時14分乗車→龍ヶ崎バス停11時14分着→龍ヶ崎バス停11時14分着→龍ヶ崎南風入口バス停11時24分着  
運賃は片道590円、JR常磐線が500円で合計1,090円、往復で2,180円です。J R常磐線の1か月定期券を購入すると2,390円なので、20日間通学する場合、バスとJ R常磐線で1か月で31,590円です。
- 例④ 阿見町龍ヶ崎川本から上野でアルバイトする人(35歳・女性)  
9時からのアルバイトに間に合うように上野へ行きます。江戸崎・阿見ルートを利用します。  
自宅付近の駅龍ヶ崎南風入口バス停から江戸崎・阿見ルートとJ R常磐線を利用し、乗換して目的地まで乗ります。  
龍ヶ崎南風入口バス停7時18分乗車→龍ヶ崎バス停7時30分着→龍ヶ崎バス停7時30分着→上野駅7時47分着  
上野駅に間に合うようにJ R常磐線を利用し、乗換して目的地まで乗ります。1時間休養して5時6時通学します。  
上野駅11時44分乗車→龍ヶ崎バス停11時44分着→龍ヶ崎バス停11時44分着→龍ヶ崎南風入口バス停11時44分着  
運賃は片道200円、JR常磐線が970円で合計1,170円、往復で2,340円です。J R常磐線の1か月定期券を購入すると2,980円なので、20日間通学する場合、バスとJ R常磐線で1か月で34,980円です。
- 例⑤ 龍ヶ崎からあみプレミアム・アウトレットに買い物に行く人(80歳・女性)  
あみプレミアム・アウトレットの開店時刻を考慮し、龍ヶ崎から乗車し、龍ヶ崎バス停に乗り換えて目的地まで乗ります。  
龍ヶ崎バス停11時00分乗車→あみプレミアム・アウトレットバス停11時25分着  
あみプレミアム・アウトレットに間に合うように乗ります。あみプレミアム・アウトレットでは約5時間20分ほど滞在することができます。  
あみプレミアム・アウトレットバス停11時45分乗車→龍ヶ崎バス停11時25分着  
運賃は片道590円、往復で1,180円です。

関東鉄道(株)、茨城県、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、美浦村

## 稲敷エリア広域バス

- \* 稲敷市～ひたち野うしく駅 (2路線)
- \* 美浦村～竜ヶ崎駅 (1路線) 計3路線

平成 29 年 2 月 4 日 (土) 運行開始!



茨城県、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、美浦村では、マイカーなしでも安心して暮らせる社会を目指すため、平成29年2月から30年3月まで、地域を核に結ぶ稲敷エリア広域バスの実証運行を行います。通勤、通学、通院、買い物、旅行など、皆様の積極的なご利用をお願いいたします!

### 稲敷エリア広域バスの特徴

- ◎各路線とも毎日4往復(8便)運行!
- ◎龍ヶ崎済生会病院、龍ヶ崎一高、あみプレミアム・アウトレットに停車!
- ◎あみプレミアム・アウトレットや牛久市奥野生涯学習センターで別の路線に待ち時間なしで乗り換え可能! 東西南北どちらにも行ける!
- ◎ひたち野うしく駅や竜ヶ崎駅から、鉄道、バスを利用して東京、つくばや水戸方面に移動できる!
- ◎運賃は170円～800円。

### お問い合わせ

- ◆実証運行に関すること
  - 茨城県企業部企業交通政策課 TEL. 029-301-2536
  - 龍ヶ崎市民生生活課交通政策課 TEL. 029-84-1111 (代)
  - 牛久市健康福祉課企業交通課 TEL. 029-823-2111 (代)
  - 龍ヶ崎市健康福祉課企業交通課 TEL. 029-832-2000 (代)
  - 阿見町健康福祉課企業交通課 TEL. 029-888-1111 (代)
  - 稲敷市健康福祉課企業交通課 TEL. 029-885-0340 (代)
- ◆バスの運行に関すること
  - 関東鉄道株式会社 TEL. 029-822-3724



### 稲敷エリア広域バス実証運行

## 第5節 情報発信

# 市民に分かりやすい情報の発信

関連  
計画

総合計画前期基本計画

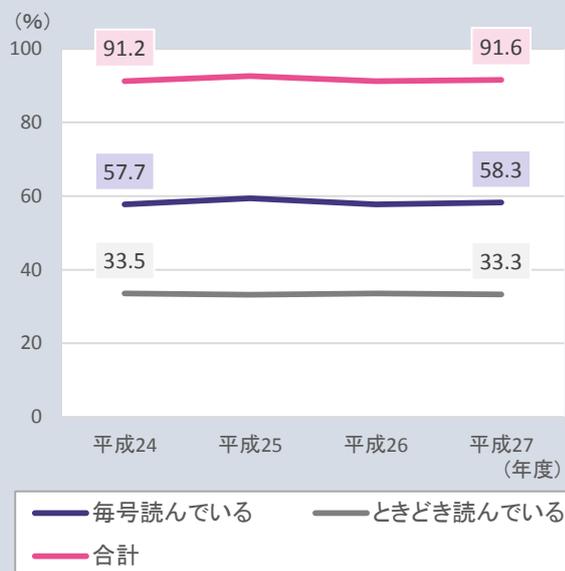
### 現状

- ◆ ICT※の普及などにより、情報伝達手段が多様化し、様々な情報を検索・取得することが容易になっています。
- ◆本市においても、行政情報や市民活動等を伝える「広報うしく」や、市民生活に必要な情報をまとめた「暮らしの便利帳」、緊急時の医療機関等の情報を提供する「すこやか」といった紙媒体による広報や、市ホームページ、かつばメール（牛久市メールマガジン）等のインターネットによる情報提供、FMうしくうれしく放送（コミュニティFM）、SNSによる地域情報や災害情報の提供などを積極的に行っています。
- ◆牛久市の認知度を高め、定住促進が図られるよう、様々な手段により本市の魅力を発信しています。

### 課題

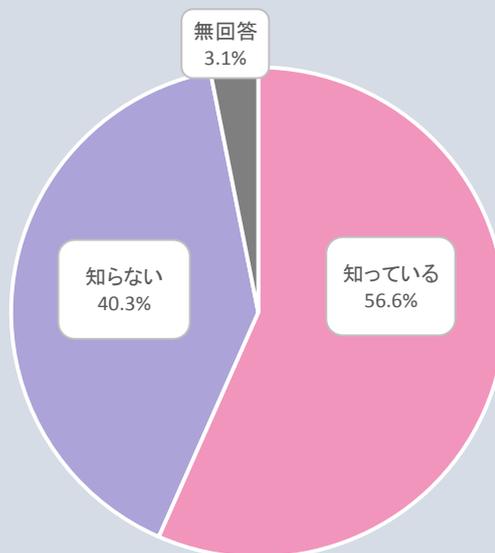
- ICTの普及により行政情報の伝達手段は大幅に拡大しましたが、必要な情報が伝わらないこともあります。例えばホームページでは情報の検索者が知りたいと思った情報の入手にとどまり、その検索者が受けられる他の行政サービスの情報が伝わらないといったことです。そのため紙媒体やメールマガジン、コミュニティFMといったプッシュ型の情報伝達手段※は引き続き重要であり、より多くの市民に活用されるよう工夫していく必要があります。
- まちづくりや地域課題の解決には、市民との「協働」や「協創」が不可欠になっています。様々な地域の情報を積極的に配信していくことで、市民の地域への理解や関心を高めていくことが必要です。

[ 広報紙を毎号読んでいる、ときどき読んでいると答えた市民の割合の推移 ]



資料：秘書課（平成27年度市民満足度調査）

[ FMうしくうれしく放送（コミュニティFM）を知っている市民の割合 ]



資料：秘書課（平成27年度市民満足度調査）

## 施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) より多くの人への 情報発信を推進する (市政情報の発信強化)</p>	<p>①広報うしくや牛久市ホームページの内容の充実や、FMうしくれしく放送(コミュニティFM)の積極的な活用を推進します。</p> <p>②うしくコミュニティネット、かっぱメール(牛久市メールマガジン)やSNSの適切な運用を推進します。</p> <p>③本市の多様な情報伝達手段が市民に十分活用されるよう、問題点を把握し、改善策を講じます。</p>
<p>(2) 時勢の変化に合わせた 統計情報を収集し公表する (統計情報の収集・公表)</p>	<p>①時勢の変化などに合わせた各種統計調査の実施により、地域の課題等を定量的に把握するとともに、収集した情報を市民へ分かりやすく公表します。</p>

## 目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
「広報紙を読んでいる」と答えた市民の割合	91.6%	95.0%
市ホームページアクセス数(再掲)	360,611 件/年	620,000 件/年
「FMうしくれしく放送を知っている」と答えた市民の割合	56.6%	68.0%

### [用語解説]

ICT (IT)	ICT「information and communication technology (情報通信技術)」。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的に指している語。「information technology (情報技術)」とほぼ同義。
プッシュ型の情報伝達手段	情報等を利用者の端末に自動的に配信する方式。災害情報、電子クーポン、携帯電話の電子メールなど、サーバー側から一方的に送られるものや、既存のテレビ放送・ラジオ放送を指す。プッシュ型情報サービス。プッシュ通知。



# 資料編

# 基本計画統計データ詳細

## 第1章 すべての人が安心して暮らし続けられるまち

### 第1節 だれもが安心して社会生活を送ることのできる福祉のまちづくりの推進

[ボランティア活動の状況]

区分	年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
団体数(団体)		59	70	109	137	165	195	190	207	218	234	216	233
団体所属者数(人)		1,374	1,473	3,127	3,887	4,383	5,083	4,837	5,529	5,880	6,159	6,099	6,594
個人登録者数(人)		26	37	67	100	124	157	215	255	301	339	351	401
活動人数計(人)		1,400	1,510	3,194	3,987	4,507	5,240	5,052	5,784	6,181	6,498	6,450	6,995

資料: 社会福祉協議会

[年齢5歳階級別人口]

年齢区分	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
人口(男女計)	3,553	4,036	3,797	3,843	3,600	4,010	5,139	6,287	7,107	5,487	4,899
年齢区分	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	
人口(男女計)	4,743	5,735	7,570	6,080	3,721	2,440	1,440	629	175	26	

資料: 国勢調査(H27)

### 第2節 安心して子どもを産み育てることができる地域づくり

[家庭児童相談室における相談内容の推移(実人数)]

内容	児童虐待	養護	自閉症等	知的・身体障害	非行	性格行動	不登校	適正	育児しつけ	その他	DV	合計
年度												
平成23	73	36	15	111	12	128	39	0	145	18	19	596
平成24	53	42	23	70	18	152	25	0	194	13	16	606
平成25	72	35	15	48	20	138	24	1	290	7	38	688
平成26	71	110	3	41	12	99	60	2	368	43	24	833
平成27	54	362	4	33	2	50	79	8	36	66	12	706

資料: 子ども家庭課

[希望する子どもの数よりも実際に持つつもの子どもの数が少ない理由(複数回答)]

理由	回答数	回答数/該当者数(293人)
経済的に難しいから	196	66.9%
自分の時間が少なくなるから	35	11.9%
精神的な負担がかかるから	56	19.1%
仕事との両立が難しいから	108	36.9%
パートナーの協力が期待できないから	46	15.7%
親の手助けが受けられないから	46	15.7%
パートナーとの時間が少なくなるから	10	3.4%
その他	77	26.3%
無回答	13	4.4%
計	587	

資料: 政策企画課(平成27年度 出産・子育てに関するアンケート調査)

### 第3節 高齢者が安心して生活できるための環境づくり

[高齢化率と一人暮らし高齢者数の推移]

年	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
高齢化率(%)	19.3	20.1	20.8	22.1	23.6	24.9	26.2	26.1
人数(人)	1,166	1,185	1,290	1,455	1,613	1,734	1,936	2,033

資料: 常住人口調査・国勢調査(H22、H27)、高齢福祉課

※高齢化率は各年10月1日現在、一人暮らし高齢者数は4月1日現在

[介護保険給付費の実績および見込み]

(単位: 億円)

年度	実績			見込み			
	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成32	平成37
標準給付費	35.0	36.4	38.8	50.6	55.8	69.9	96.1
地域支援事業費	0.8	0.9	1.4	1.5	1.7	2.3	3.1
合計	35.8	37.3	40.2	52.1	57.5	72.2	99.3

資料: 高齢福祉課

### 第4節 障がいのある人の自立・社会参加の促進

[障害者手帳所持者数と自立支援医療(精神通院)受給者数の推移]

各年4月1日現在

区分	障害者手帳所持者数(人)									自立支援医療受給者数(人)
	合計	身体	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	知的	精神	
平成18	2,109	1,649	97	141	28	883	500	308	152	531
平成19	2,178	1,686	99	146	26	908	507	318	174	539
平成20	2,396	1,868	109	158	28	992	581	336	192	567
平成21	2,454	1,904	107	157	29	992	619	351	199	594
平成22	2,504	1,878	107	155	27	991	598	374	252	674
平成23	2,704	2,025	118	170	29	1,039	669	399	280	736
平成24	2,837	2,117	122	180	34	1,086	695	414	306	892
平成25	2,986	2,220	130	188	38	1,127	737	439	327	959
平成26	3,216	2,414	140	199	40	1,206	829	450	352	1,010
平成27	3,291	2,469	135	202	40	1,221	871	471	351	1,077
平成28	2,873	1,956	114	164	25	966	687	487	430	1,151

資料: 社会福祉課

※身体障害者手帳交付事務が、平成27年度に茨城県から移管されたことに伴い、台帳を精査したことにより、平成28年度に障害者手帳所持者数が減少している。

### 第5節 充実した保健・医療体制等による市民の健康の確保

[国民健康保険医療費の推移(現物給付分・被保険者1人あたり、円/年)]

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
一人あたり医療費	258,279	263,012	273,550	274,748	285,638	288,621	313,793
県平均	244,492	252,537	260,847	270,341	277,986	286,494	資料なし

資料: 医療年金課

[高齢者医療費の推移(現物給付分・被保険者1人あたり、円/年)]

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
一人あたり医療費	740,700	868,381	869,349	864,506	848,094	884,510	874,185
県平均	702,839	794,846	808,492	806,634	822,380	832,152	849,309

資料: 医療年金課

[特定健診・乳幼児健診の受診状況の推移]

区分 年度	特定健診(40～74歳)			乳幼児健診(0～3歳)		
	対象者	受診者	受診率(%)	対象者	受診者	受診率(%)
平成21	13,946	5,623	40.3	2,313	2,188	94.6
平成22	14,439	5,647	39.1	2,290	2,217	96.8
平成23	14,994	6,198	41.3	2,377	2,291	96.4
平成24	15,350	5,937	38.7	2,322	2,260	97.3
平成25	15,678	6,706	42.8	2,236	2,168	97.0
平成26	15,779	6,162	39.1	2,284	2,241	98.1
平成27	15,693	6,486	41.3	2,278	2,237	98.2

資料:健康づくり推進課(乳幼児健診)／医療年金課(特定健診)

## 第6節 犯罪のない安全な地域づくり

[刑法犯認知件数の推移]

各年1月から12月まで

区分 年次	総数	認知件数					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成18	1,300	5	44	1,016	52	14	169
平成19	1,344	3	53	1,055	32	8	193
平成20	1,297	6	43	1,025	45	3	175
平成21	1,179	7	34	939	31	3	165
平成22	1,275	5	55	985	33	10	187
平成23	1,077	1	36	841	28	11	160
平成24	1,183	0	39	961	36	13	134
平成25	891	4	26	701	30	9	121
平成26	934	2	37	731	38	3	123
平成27	944	3	33	729	48	5	126

資料:交通防災課

[防犯灯および防犯カメラの設置件数の推移]

(単位:基)

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
防犯灯	8,330	8,470	8,700	8,887	9,095	9,269
防犯カメラ	206	244	282	377	434	436

資料:交通防災課

※防犯カメラは平成26年度より、うしくあみ斎場(28基)を含む

## 第2章 豊かな心と文化を育むまち

### 第1節 豊かな人間性や創造性を育む「心の教育」の推進

[全国のいじめ認知件数と不登校児童生徒数の推移(国公立)]

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
いじめ認知件数(件)	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109	185,803	188,072
不登校児童生徒数(人)	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897

資料:文部科学省初等中等教育局

[不登校児童生徒数と教育センターきぼうの広場の支援による学校復帰率]

区分		年度					
		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
小学生	不登校児童数(人)	26	22	33	25	17	13
中学生	不登校生徒数(人)	89	80	62	68	46	35
合計	不登校児童生徒数(人)	115	102	95	93	63	48
	きぼうの広場不登校児童生徒学校復帰率(%)				14.3	38.3	39.0

資料：指導課 ※斜線部分はデータ無し

## 第2節 自ら学び自ら考える力を育てる学習指導内容の充実

[平成27年全国学力学習調査(質問紙調査・協働的な学びに関して)]

(単位%)

質問	区分	小学校			中学校		
		全国	牛久市	全国比	全国	牛久市	全国比
学級の友達との間で話し合う活動をよく行っている		85.2	90.3	5.1	78.2	94.1	15.9
友達と話し合う時、友達の話や意見を最後まで聞くことができる		92.9	95.0	2.1	93.0	93.6	0.6
学級やグループの中で、自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んだ		74.2	72.5	-1.7	65.7	80.4	14.7
授業でわからないことがあったら友達にたずねる		30.8	51.1	20.3	35.9	54.4	18.5
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている		66.9	68.5	1.6	62.9	68.2	5.3
自分には良いところがある		76.4	72.9	-3.5	68.1	65.4	-2.7
人の役に立つ人間になりたいと思う		93.7	94.5	0.8	93.7	93.7	0.0

資料：指導課

## 第3節 健やかな成長を助ける教育環境の整備

[市立小学校・中学校の児童・生徒数の推移]

各年5月1日現在(単位:人)

区分		年									
		平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
小学校	牛久小学校	498	522	512	503	501	480	468	464	454	451
	奥野小学校	233	225	220	219	210	211	202	193	191	187
	岡田小学校	810	763	713	689	668	625	612	613	599	596
	牛久第二小学校	405	420	436	435	416	409	395	376	368	341
	中根小学校	809	952	1,071	768	814	832	884	942	1,014	1,104
	向台小学校	675	664	673	649	625	625	637	662	660	635
	神谷小学校	665	633	617	603	586	551	543	524	508	486
	ひたち野うしく小学校				462	587	696	778	845	925	993
合計	4,095	4,179	4,242	4,324	4,407	4,429	4,519	4,619	4,719	4,793	
中学校	牛久第一中学校	645	652	613	594	577	538	503	488	466	474
	牛久第二中学校	142	136	126	124	118	109	99	90	90	88
	牛久第三中学校	439	433	432	421	425	441	442	457	450	453
	下根中学校	473	452	479	491	543	592	624	657	633	664
	牛久南中学校	350	353	348	351	349	347	344	360	412	430
	合計	2,049	2,026	1,998	1,981	2,012	2,027	2,012	2,052	2,051	2,109

資料：学校基本調査

[小中学校の教育の情報化の状況(平成27年度-平成28年3月1日現在)]

	国の目標	全国平均	茨城県平均	牛久市平均
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数(人/台)	3.6	6.2	6.2	12.1
普通教室の電子黒板の整備率(%)	100	21.9	15.6	5.2
普通教室の無線LAN整備率(%)	100	26.1	26.6	39.1

資料:文部省生涯学習政策局情報教育課

※「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」とは、平成27年5月1日現在の児童生徒数を「教育用コンピュータ総台数」で除したものである。

## 第4節 豊かな人生を創出する生涯学習の推進

### [生涯学習施設の利用者数の推移]

(単位:人)

区分 年度	中央生涯学習センター			エスカード 生涯学習センター	三日月橋 生涯学習センター	奥野 生涯学習センター	かつばの里 生涯学習センター	合計
	講座室	文化ホール	多目的ホール					
平成18	99,258	62,826	28,016	33,867	24,358	18,570	-	266,895
平成19	117,785	64,653	36,653	36,599	30,050	21,279	-	307,019
平成20	110,031	77,850	29,774	35,019	41,744	20,561	-	314,979
平成21	120,652	57,796	21,951	38,722	38,279	22,050	-	299,450
平成22	98,763	52,553	24,227	47,412	40,079	22,105	3,881	289,020
平成23	107,198	58,540	19,660	21,074	41,274	21,633	6,461	275,840
平成24	120,622	65,670	20,340	26,783	46,823	20,630	7,130	307,998
平成25	117,129	71,600	21,349	40,749	46,140	21,751	7,338	326,056
平成26	132,176	78,669	20,987	49,481	48,032	21,838	7,316	358,499
平成27	124,641	60,777	32,362	46,695	48,186	23,734	8,362	344,757

※かつばの里生涯学習センターは、平成22年5月からの開館

資料:文化芸術課

### [図書館年代別貸出点数および市民一人あたり貸出点数]

(単位:点)

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
~6歳	43,809	43,467	54,549	58,984	58,293	57,403	58,109	59,174	59,315	63,774
~12歳	51,996	49,417	58,210	58,311	60,871	60,789	64,168	65,807	66,927	72,810
~15歳	8,165	7,705	8,817	8,105	9,634	8,609	8,310	8,770	8,151	8,367
~18歳	8,884	7,390	8,241	7,373	7,084	6,476	6,113	6,001	6,150	4,755
~22歳	17,013	14,872	14,759	13,719	13,061	10,816	9,662	9,145	8,554	7,467
~29歳	36,366	32,668	33,839	33,824	28,469	25,584	23,912	21,012	19,043	15,732
~39歳	103,462	104,950	124,946	122,982	116,289	100,037	94,055	88,421	82,330	79,695
~49歳	77,249	78,371	90,527	95,898	99,340	92,165	87,656	91,924	94,837	98,392
~59歳	96,277	88,229	93,016	91,017	81,766	73,335	68,132	64,692	61,169	58,810
~69歳	75,544	86,780	109,953	128,089	136,675	133,667	130,275	127,482	121,440	119,514
70歳~	23,348	27,144	31,500	37,245	42,137	47,222	54,219	60,767	69,925	77,222
団体等	16,504	21,991	23,527	17,887	20,418	17,255	21,312	19,751	23,093	25,814
合計	558,617	562,984	651,884	673,434	674,037	633,358	625,923	622,946	620,934	632,352
市民一人あたり	7.25	7.23	8.32	8.48	8.38	7.80	7.64	7.46	7.36	7.46

資料:中央図書館(市民一人あたり貸出点数は、貸出点数合計÷住民基本台帳年度末人口による)

## 第6節 生涯スポーツの推進による市民の健康づくり

### [体育施設延利用者数の推移]

(単位:人)

区分 年度	運動公園	栄町運動広場	奥野運動広場	牛久運動広場	女化運動広場	運動公園体育館	運動公園プール	市内小中学校 体育館・武道館	合計
平成22	63,573	31,511	8,948	21,278	10,839	128,684	29,379	89,816	384,028
平成23	79,382	35,477	8,508	14,428	15,065	117,852	5,999	91,560	368,271
平成24	64,577	39,881	10,284	24,882	19,040	133,485	22,166	99,555	413,870
平成25	67,538	41,002	9,673	23,313	18,992	125,370	20,221	107,385	413,494
平成26	77,678	43,310	11,119	21,897	19,354	138,686	17,010	110,290	439,344
平成27	66,751	48,133	13,003	22,502	18,133	157,082	18,038	113,401	457,043

資料:スポーツ推進課

## 第3章 人と人との交流でつくるまち

### 第1節 手をつなぎ協力しながら進める市民参加のまちづくり

[出前講座の実施状況の推移]

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
実施回数(回)	48	33	46	19	46	51	51
参加人数(人)	2,503	1,280	2,038	559	1,447	1,961	1,579

資料:市民活動課

[市内の特定非営利活動法人(NPO 法人)の状況]

NPO 法人の数の推移]

各年4月1日現在

年	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
法人数(社)	12	14	14	16	20	22	24	26

資料:市民活動課

[NPO 法人の活動分野ごとの数と割合]

平成28年4月1日現在

分野	保健・健康・福祉	学術・文化・芸術・スポーツ	環境の保全	まちづくり	社会教育	子どもの健全育成	合計
法人数(社)	10	5	4	4	2	1	26
割合(%)	38.5	19.2	15.4	15.4	7.7	3.8	100

資料:市民活動課

### 第2節 多種多様なコミュニティ活動の充実を支援

[ボランティア活動の状況]

各年度末現在

区分	年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
団体数(団体)		59	70	109	137	165	195	190	207	218	234	216	233
団体所属者数(人)		1,374	1,473	3,127	3,887	4,383	5,083	4,837	5,529	5,880	6,159	6,099	6,594
個人登録者数(人)		26	37	67	100	124	157	215	255	301	339	351	401
活動人数計(人)		1,400	1,510	3,194	3,987	4,507	5,240	5,052	5,784	6,181	6,498	6,450	6,995

資料:社会福祉協議会

### 第3節 たまり場づくりの推進

[行政区加入率の推移]

年度	平成24	平成25	平成26	平成27
加入率(%)	75.3	75.9	75.2	73.9

資料:市民活動課

[たまり場補助金交付行政区数と利用者数の推移]

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
行政区数	2	5	7	10	16	21	24
利用者数	-	-	58,862	87,950	93,329	103,124	140,383

資料:市民活動課

## 第4節 男性も女性も自分らしく活躍できる社会

[市の審議会等における女性委員の割合]

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
割合(%)	22.78	22.51	23.47	21.49	22.55	19.56	23.70

資料: 市民活動課

[男女共同参画にかかわる市民満足度調査結果の推移]

(単位: %)

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
家庭と仕事やその他の活動との両立が しやすいと答えた市民の割合	35.8	37.2	36.7	40.1	40.3	38.7	39.2
男は仕事・女は家庭という考え方に 共感しないと答えた市民の割合	64.0	65.1	61.8	65.4	66.3	66.5	69.7

資料: 秘書課

## 第5節 海外と地域における異文化交流の推進

[姉妹都市・友好都市との交流状況(派遣人数、受入人数)]

区分	地域	平成23		平成24		平成25		平成26		平成27	
		派遣	受入								
姉妹都市	カナダ・ホワイトホース市	12	-	-	10	14	-	-	12	14	-
	オーストラリア・オレンジ市	52	-	18	36	47	6	19	32	54	-
	常陸太田市	272	138	132	153	96	141	148	80	141	108
友好都市	イタリア・グレーヴェ・イン・キアンティ市	-	-	-	-	5	-	-	-	29	-
親善友好都市	宮城県色麻町	5	43	31	4	10	40	-	2	31	-
合計		341	181	181	203	172	187	167	126	269	108

[外国人住民数の推移]

(単位: 人 各年3月31日現在)

年	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
登録者数	1,623	1,497	1,454	1,298	1,092	1,062	1,036	1,050

資料: 総合窓口課

[平成21年と平成28年の外国人住民数上位10と人数]

(単位: 人 各年3月31日現在)

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
平成21	ブラジル	中国	フィリピン	韓国	タイ	ペルー	米国	マレーシア	ベトナム	インドネシア
	893	235	135	110	72	41	21	12	9	8
平成28	ブラジル	中国	フィリピン	韓国	タイ	台湾	ペルー	ベトナム	米国	インド
	301	237	149	75	69	32	30	26	15	14

資料: 総合窓口課

※平成24年7月9日外国人登録法の廃止により、外国人は日本人住民同様、住民基本台帳法が適用され、「外国人登録者」から「外国人住民」に変更となった。

[牛久市国際交流協会の会員数]

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
会員数(人)	-	-	133	148	157	156	162

資料: 牛久市国際交流協会

[ボランティアによる日本語教室開催回数と学習者数]

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
開催回数(回)	29	29	30	30	30	30	30
学習者数(人)	174	100	93	101	125	124	93

資料:牛久市国際交流協会

## 第4章 安全・快適な生活空間のあるまち

### 第1節 地域公共交通の活性化と都市交通網の整備

[かつば号利用者数の推移]

単位:利用者は人/年、その他は円/年

年度	利用者数(人)	内通勤ライナー	運行経費	運賃収入	運賃収入 (消費税除く)	国庫補助	補償金 (市負担額)	利用者一人 あたり補償金
平成15	56,014	0	38,643,022	5,170,200	4,912,022	0	33,731,000	602
平成16	81,324	0	46,073,662	7,462,310	7,106,962	0	38,966,000	479
平成17	104,232	0	46,086,278	9,400,950	8,953,286	0	37,132,000	356
平成18	120,100	0	46,693,454	10,889,500	10,370,952	0	36,322,000	302
平成19	120,114	0	47,360,534	11,051,460	10,525,200	0	36,835,000	307
平成20	138,046	0	32,140,118	12,790,300	12,181,238	0	19,958,000	145
平成21	143,126	0	32,690,229	12,906,890	12,312,000	0	20,378,000	142
平成22	152,055	0	32,695,929	13,763,480	13,108,076	0	19,587,000	129
平成23	158,968	0	32,866,323	14,281,850	13,601,762	0	19,264,000	121
平成24	189,316	0	44,465,458	17,326,970	16,501,876	0	27,963,000	148
平成25	247,467	30,555	73,073,057	24,190,707	23,038,769	7,772,000	42,262,000	171
平成26	271,260	40,040	74,040,104	26,116,939	24,182,351	14,403,000	35,454,000	131
平成27	291,247	43,109	77,485,483	28,090,867	26,010,062	13,245,000	38,230,000	131

資料:政策企画課

[JR 牛久駅、ひたち野うしく駅の1日平均乗車客数の推移]

(単位:人/日)

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
牛久駅	18,553	17,881	17,138	16,722	16,111	15,333	14,691	13,922	13,789	13,826	13,360	13,332
ひたち野うしく駅	6,717	5,912	5,151	5,498	5,705	5,797	5,815	5,849	6,112	6,439	6,316	6,656
合計	25,270	23,793	22,289	22,220	21,816	21,130	20,506	19,771	19,901	20,265	19,676	19,988

資料:東日本旅客鉄道株式会社

### 第3節 適切な土地利用の推進と牛久らしい景観づくり

[地目別土地利用状況(平成27年1月1日)]

区分	面積(千㎡)	割合(%)
総面積	58,920	100.0
田	6,550	11.1
畑	13,279	22.5
宅地	13,090	22.2
山林	12,507	21.2
原野	532	0.9
雑種地	4,538	7.7
その他	8,424	14.3

資料:税務課

[建築確認申請件数の推移]

単位:件

区分 年度	専用住宅	併用住宅	共同住宅	併用 共同住宅	店舗	工場	その他	総数
平成22	590	9	15	1	16	4	22	657
平成23	572	2	24	1	23	4	17	643
平成24	484	6	22	1	22	7	30	572
平成25	500	3	22	1	14	9	42	591
平成26	400	2	14	1	15	5	34	471
平成27	500	8	22	2	11	11	31	585

資料:施設整備課

第5節 生活にやすらぎを与えるさわやかな衛生環境の確保

[公害苦情種類別受理件数の推移]

区分 年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	野焼き	廃棄物等 ※	総数
平成21	8	0	0	6	0	0	9	40	267	330
平成22	0	0	0	3	0	0	6	37	220	266
平成23	0	1	0	9	0	0	8	26	188	232
平成24	0	2	0	4	0	0	4	11	190	211
平成25	0	0	0	8	0	0	9	31	141	189
平成26	0	2	0	9	1	0	12	25	108	157
平成27	1	3	0	7	0	0	1	21	149	182

資料:環境政策課

※「廃棄物等」は不法投棄に限る

第6節 消防・防災対策の推進

[火災種別ごとの件数の推移]

(単位:件)

区分 年	建物	林野	車両	その他	合計
平成21	14	0	0	5	19
平成22	16	1	3	3	23
平成23	12	0	2	6	20
平成24	13	0	2	2	17
平成25	11	0	0	5	16
平成26	13	0	2	0	15
平成27	12	1	4	6	23

資料:稲敷消防年報

[消防団員数の推移]

(各年度末 単位:人)

年度	平成24	平成25	平成26	平成27
団員数	464	466	463	460

資料:交通防災課

[自主防災組織を結成する行政区数の推移]

年度	平成24	平成25	平成26	平成27
行政区数	39	40	43	43

資料:交通防災課

[救急出動件数の推移]

(単位:件)

事故別	年	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
火災		17	15	13	14	12	17	31
自然災害		0	0	10	0	0	0	0
水難事故		0	0	1	0	2	0	0
交通事故		379	406	436	355	357	328	367
労働災害		18	19	20	25	33	22	27
運動競技		14	20	21	26	30	39	24
一般負傷		339	334	377	406	404	496	406
加害事故		22	22	18	16	25	18	11
自損行為		40	31	36	21	36	24	30
うち急病		1,554	1,703	1,890	1,962	1,987	2,033	2,294
その他		166	228	211	187	214	227	228
その他 内訳	転院	151	205	191	177	200	206	203
	医師搬送	0	0	0	0	1	0	0
	資器材搬送	0	0	4	0	0	0	0
	その他	15	23	16	10	13	21	25
合計		2,549	2,778	3,033	3,012	3,100	3,204	3,418

資料: 稲敷消防年報

## 第7節 交通死亡事故ゼロを目指した交通安全の推進

[市内の交通事故(人身事故)発生件数の推移]

区分 年	発生件数	死者数	負傷者数	人口千人当たり 発生件数
平成21	473	4	587	5.84
平成22	451	4	562	5.53
平成23	462	1	592	5.60
平成24	450	2	568	5.43
平成25	410	2	532	4.91
平成26	385	5	471	4.59
平成27	376	1	502	4.46

資料: 交通白書、常住人口調査

## 第5章 いきいき・魅力あふれるまち

### 第1節 都市機能の向上と産業基盤の充実

[男女別・年齢別就業率(平成22年)]

(単位:%)

		15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳
男性	茨城県	13.6	63.5	82.7	86.7	88.0	88.0	67.1	88.9
	牛久市	11.6	52.8	77.5	82.9	84.2	84.4	88.1	89.5
女性	茨城県	13.0	61.4	67.8	61.7	61.8	67.0	70.6	69.0
	牛久市	12.2	59.0	65.4	60.0	59.6	63.0	67.1	64.6
		55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	
男性	茨城県	86.2	69.6	44.8	29.1	20.9	13.9	6.9	
	牛久市	88.2	70.2	41.9	25.3	13.3	8.7	7.0	
女性	茨城県	59.6	42.4	25.4	16.6	10.5	5.9	2.1	
	牛久市	51.0	34.9	18.3	10.3	7.0	4.3	1.5	

資料:国勢調査

### 第2節 職業として魅力とやりがいのある農業の振興

[農家人口の推移]

各年2月1日現在(単位:人)

区分 年次	総数	男				女					
		合計	0~14歳	15~29歳	30~59歳	60歳以上	合計	0~14歳	15~29歳	30~59歳	60歳以上
昭和55	7,143	3,539	574	852	1,477	636	3,604	558	747	1,451	848
昭和60	6,652	3,315	560	614	1,449	692	3,337	534	562	1,344	897
平成2	6,100	3,032	504	471	1,263	794	3,068	499	460	1,145	964
平成7	5,139	2,526	367	395	1,012	752	2,613	383	391	924	915
平成12	4,647	2,302	315	383	868	736	2,345	304	359	789	893
平成17	2,991	1,496	187	237	565	507	1,495	170	221	498	606
平成22	2,192	1,093	99	156	401	437	1,099	101	156	357	485
平成27	1,580	794	58	104	255	377	786	63	99	234	390

※平成17年より販売農家数のみ

資料:茨城県農業基本調査(H10年で調査終了)、農林業センサス

[経営耕地面積の推移]

各年2月1日現在(単位:ha)

区分 年次	田	畑	樹園地	合計
昭和55	636	1,015	102	1,753
昭和60	589	934	82	1,605
平成2	533	806	66	1,404
平成7	479	659	69	1,207
平成12	440	557	65	1,062
平成17	402	456	38	896
平成22	333	393	27	753
平成27	319	376	27	722

※平成17年より販売農家のみ

資料:農業基本調査(平成10年で調査終了)、農林業センサス

### 第3節 個性と魅力あふれる商業の育成と地域経済を支える工業・観光の振興

[企業数・事業所数・従業者数の推移(民営事業所)]

年	平成21	平成24	平成26
区分			
企業数(団体)	1,747	1,670	1,626
事業所数(事業所)	2,406	2,308	2,421
従業者数(人)	24,076	23,452	24,583

資料: 経済センサス(RESASから作成)

[観光入込客数の推移]

(単位:人)

年度	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
観光入込客数	566,900	567,400	602,400	684,701	802,101	848,532	946,288	1,021,330
年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	
観光入込客数	1,190,160	1,341,345	1,295,148	1,254,227	1,240,961	1,348,094	1,557,161	

資料: 商工観光課

### 第4節 安定した労働環境の確保

[本市常住者の従業地の推移]

(単位:人)

年	平成12	平成17	平成22
区分			
市内で従業	12,427	13,703	12,311
県内他市町村で従業	13,539	14,648	15,764
他都道府県で従業	10,762	9,869	8,500
計	36,728	38,220	36,575

資料: 国勢調査

[市町村民所得の内訳(平成25年度)]

(単位:%)

	雇用者報酬	財産所得	企業所得
茨城県	60.3	4.7	35.0
牛久市	70.2	4.6	25.3

資料: 茨城県「市町村民経済計算」

### 第6節 中心市街地の活性化

[JR牛久駅、ひたち野うしく駅の1日平均乗車客数の推移]

(4章1節と同じ)

## 第6章 自然と暮らしが共生する人にやさしいまち

### 第1節 地球環境に配慮した地域づくり

[バイオマスタウンに関する事業実績の推移]

事業	項目	年度			
		平成24	平成25	平成26	平成27
廃食用油のバイオディーゼル化	BDF製造量(ℓ)	57,310	67,200	65,490	62,800
耕作放棄地の再生による資源作物の栽培	菜種の栽培面積(ha)	6.4	5.1	3.6	4.0
食品廃棄物の堆肥化・バイオガス化	生ゴミ回収量(t)	89.8	90.6	88.6	85.8
木質バイオマスの利活用	剪定枝等回収量(t)	285.3	234.6	263.8	264.0
し尿汚泥の利活用	肥料生産量(t)	28.9	18.9	13.1	10.9

資料：環境政策課、農業政策課、廃棄物対策課、龍ヶ崎地方衛生組合

### 第2節 ごみの減量・資源化と適切な処理

[一般廃棄物の集積所数と年間処理量の推移]

区分 年度	集積所数 (箇所)	年間処理量(t)										年間処理 量合計
		可燃物	不燃物	粗大ごみ	プラスチック	資源物						
						紙	ビン・ペット ボトル	缶	衣類	陶磁器	木くず	
平成14	1,472	21,226	1,003	812	33	3,292	800	325	144	52		27,687
平成15	1,509	21,699	1,088	944	36	2,632	797	322	150	56		27,724
平成16	1,574	21,723	1,029	916	22	2,413	809	286	136	60		27,394
平成17	1,640	22,449	1,048	874	19	2,668	787	283	142	57		28,327
平成18	1,731	22,933	1,148	848	19	2,971	795	287	157	56		29,214
平成19	1,807	22,885	996	898	35	2,589	787	276	155	53		28,674
平成20	1,857	22,576	943	900	31	2,253	805	291	153	47	240	28,239
平成21	1,913	21,956	1,140	706	31	2,340	797	290	159	45	305	27,769
平成22	1,922	21,847	1,437	642	34	2,299	791	279	166	55	227	27,777
平成23	1,945	22,654	1,376	734	29	2,165	814	284	186	61	241	28,544
平成24	2,026	23,179	1,164	745	19	2,168	790	268	164	53	234	28,784
平成25	2,043	23,390	1,167	715	17	2,110	769	257	159	53	225	28,862
平成26	2,068	23,505	1,082	621	16	1,975	738	247	140	51	236	28,611
平成27	2,120	24,282	1,110	670	14	1,819	758	240	150	50	242	29,335

資料：廃棄物対策課 ※集団回収は除く

[市民1人1日当たりのごみ排出量の推移]

(単位:g)

区分	年度						
	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
家庭系ごみ(資源物除く)	627.5	624.3	637.9	629.3	620.3	612.4	593.2
資源物	158.1	153.2	149.7	144.5	140.5	134.1	127.9

資料：廃棄物対策課

### 第3節 自然環境の保護とみどりの創出

[緑地・農地の保全・指定状況の推移]

区分	平成22		平成23		平成24		平成25		平成26		平成27	
	カ所等	面積(ha)	カ所等	面積(ha)	カ所等	面積(ha)	カ所等	面積(ha)	カ所等	面積(ha)	カ所等	面積(ha)
近郊緑地保全区域の指定	1カ所	115.0	1カ所	115.0	1カ所	115.0	1カ所	115.0	1カ所	115.0	1カ所	115.0
生産緑地地区の指定	40カ所	9.0	40カ所	8.9								
農振農用地の指定	25カ所	895.0	25カ所	895.0	25カ所	895.0	25カ所	895.0	25カ所	895.0	25カ所	895.0
みどりの保全区の指定	2カ所	18.7	2カ所	18.7	2カ所	18.7	2カ所	18.7	2カ所	18.7	2カ所	18.7
市民の森の指定	2カ所	2.3	2カ所	2.3	2カ所	2.3	2カ所	1.9	2カ所	1.9	2カ所	1.9
市民の木(巨木、歴史的関わりをもつ樹木)指定	37本	—	38本	—								
牛久自然観察の森	1カ所	21.1	1カ所	21.1	1カ所	21.1	1カ所	21.1	1カ所	21.1	1カ所	21.1
公益地の植栽の維持管理	街路	90路線	—	93路線	—	93路線	—	93路線	—	95路線	—	96路線
	公園・緑地	236カ所	66.2	236カ所	66.2	236カ所	66.2	237カ所	66.3	238カ所	66.3	239カ所
面積合計		1,127.3		1,127.3		1,127.3		1,126.9		1,126.9		1,126.9

資料：都市計画課、農業政策課

## 第4節 水質汚濁の防止と水辺環境の保全

[牛久市内の河川の生物化学的酸素要求量(BOD)75%値の経年変化／牛久市調査]

(単位:mg/l)

河川名	環境基準	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
小野川(東獺穴)	2mg/l 以下	2.3	2.3	3.1	2.3	2.0	1.9
小野川(小野川橋〔島田〕)	2mg/l 以下	1.9	2	2.1	1.7	1.6	1.6
稲荷川	3mg/l以下	1.6	1.8	2.8	1.2	1.8	1.4
根古屋川	-	1.5	1.4	1.9	1.1	1.7	1.4

資料:環境政策課

[牛久市内の河川が流入する湖沼の化学的酸素要求量(COD)75%値の経年変化／茨城県調査]

(単位:mg/l)

湖沼名	環境基準	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
牛久沼(湖心)	5mg/l 以下	8.4	8.2	8.4	8.6	7.9	8.2
霞ヶ浦(湖心)	3mg/l 以下	8.9	7.9	7.7	6.8	6.7	7.9

資料:環境政策課

[下水道の普及状況と水洗化状況の推移]

区分 年度	下水道普及状況			水洗化状況		
	行政区域 内人口	処理区域 内人口	普及率	処理区域 内人口	水洗便所 設置人口	水洗化率
平成20	81,035	69,097	85.3%	69,097	67,256	97.3%
平成21	81,900	70,047	85.5%	70,047	68,572	97.9%
平成22	82,679	71,155	86.1%	71,155	69,640	97.9%
平成23	83,207	71,750	86.2%	71,750	70,325	98.0%
平成24	83,460	72,419	86.8%	72,419	71,064	98.1%
平成25	84,019	73,107	87.0%	73,107	72,038	98.5%
平成26	84,353	73,318	86.9%	73,318	72,464	98.8%
平成27	84,745	73,933	87.2%	73,933	72,885	98.6%

資料:下水道課

## 第5節 自然と調和する生活環境づくり

[不法投棄発生状況と収集処理経費の推移]

区分	年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
一般廃棄物(家電品・タイヤ等) 建築廃材(焼却灰を含む)(件)		201	123	132	122	97	77	118
車両等(自転車・自動車)(件)		66	97	56	68	44	31	31
合計		267	220	188	190	141	108	149
不法投棄収集処理経費(千円)		2,825	2,413	2,824	2,315	2,381	3,270	3,261

資料:廃棄物対策課

## 第6節 生物多様性の確保と地域資源である里山の保全

[自然観察の森利用者数等の推移]

区分 年度	入園者数 (人)	開園日数 (日)	平均利用者数 (人/日)	一般利用者 数(人)	団体件数 (団体)	団体利用者 数(人)	行事回数 (回)	行事参加者 数(人)	ボランティア参 加者数(人)
平成17	28,450	292	97	16,870	365	7,169	154	3,539	872
平成18	47,430	291	163	34,459	375	8,482	179	3,662	827
平成19	50,374	292	173	35,165	382	10,410	137	3,622	1,177
平成20	52,415	239	219	31,942	342	11,403	331	7,927	1,143
平成21	61,071	290	211	41,030	338	11,118	419	7,619	1,304
平成22	61,268	288	213	43,665	280	9,688	473	6,303	1,612
平成23	40,701	294	138	27,674	255	8,081	212	3,578	136
平成24	33,165	287	116	28,800	157	2,911	113	4,234	1,129
平成25	33,533	286	117	24,856	159	4,626	117	2,984	1,067
平成26	51,248	286	179	36,366	175	4,296	594	9,532	1,054
平成27	45,873	294	156	25,493	280	6,631	683	12,568	1,181

資料：都市計画課

## 第7章 みんなの創意工夫で持続するまち

### 第1節 行政活動における公平性・透明性の確保

[市税収納率]

(単位：%)

年度	現年度分	過年度分
平成21	97.4	14.6
平成22	97.6	15.4
平成23	97.8	15.6
平成24	98.0	15.1
平成25	98.1	16.5
平成26	98.3	17.8
平成27	98.6	23.3

資料：収納課

### 第3節 行政システムの改善による効率的な行財政運営

[部局別職員の推移]

各年4月1日時点

年度	総数	市長事務部局	教育委員会	議会事務局	公営企業体	農業委員会	監査委員会	選挙管理事務局
平成14	486	368	105	6	-	4	3	-
平成15	475	364	98	6	-	4	3	-
平成16	460	362	86	5	-	4	3	-
平成17	450	366	74	4	-	3	3	-
平成18	431	350	71	4	-	3	3	-
平成19	418	340	68	4	-	3	3	-
平成20	400	330	60	4	-	3	3	-
平成21	395	332	54	3	-	3	3	-
平成22	387	324	54	3	-	3	3	-
平成23	376	315	53	3	-	3	2	-
平成24	361	304	49	3	-	3	2	-
平成25	355	299	48	3	-	3	2	-
平成26	351	296	47	3	-	3	2	-
平成27	342	290	44	3	-	3	2	-
平成28	350	295	45	5	-	3	2	-

資料：人事課

[経常収支比率の推移]

(単位:%)

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
牛久市	90.4	93.4	91.3	92.4	91.0
県平均	88.0	88.7	88.2	88.2	87.6

資料: 財政課、茨城県総務部市町村課

[未活用・未利用市有地面積の推移]

(単位:㎡)

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
面積	9,572	9,572	9,546	8,079	8,965	8,965

資料: 管財課

## 第5節 市民に分かりやすい情報の発信

[広報紙を毎号読んでいる、ときどき読んでいると答えた市民の割合の推移]

(単位:%)

区分	年度	平成24	平成25	平成26	平成27
毎号読んでいる		57.7	59.4	57.7	58.3
ときどき読んでいる		33.5	33.2	33.5	33.3
合計		91.2	92.6	91.2	91.6

資料: 秘書課(平成27年度市民満足度調査)

[FMうしくれしく放送(コミュニティFM)を知っている市民の割合]

(単位:%)

年度	知っている	知らない	無回答
平成27	56.6	40.3	3.1

資料: 秘書課(平成27年度市民満足度調査)

## 策定経過

### [牛久市第3次総合計画・後期基本計画策定経過]

日時	事項	内容
平成 28 年 2 月～3 月	「牛久市の行政サービスに対する市民満足度調査」の実施	市民アンケート調査 調査対象 市内在住 20 歳以上 標本数 3,000 回収票数 1,236 本(回収率 41.2%)
平成 28 年 4 月～8 月	策定準備作業	関連計画の分類・整理 前期基本計画評価(目標指標の結果、市民満足度調査結果の分析、前期計画の効果検証)
平成 28 年 9 月下旬 ～10 月中旬	各部課担当者説明会	後期基本計画策定手順、計画骨子案の検討作業について
平成 28 年 9 月下旬 ～11 月下旬	各部課担当者作業	骨子案検討作業
平成 28 年 11 月 15 日	牛久市総合計画策定委員会(第 1 回)	前期基本計画の評価結果について 後期基本計画の検討作業について
平成 28 年 11 月中旬 ～平成 29 年 1 月中旬	各部課担当者作業	骨子修正案検討作業
平成 29 年 1 月 23 日	牛久市総合計画策定委員会(第 2 回)	後期基本計画素案の修正作業について 目標指標の検討方法について
平成 29 年 1 月下旬 ～2 月上旬	各部課担当者作業	素案の修正作業
平成 29 年 2 月 9 日	市議会議員説明会	後期基本計画素案の説明
平成 29 年 2 月 10 日 ～2 月 23 日	後期基本計画素案についてのパブリックコメント	市内 7 箇所・市HPIにおいて実施 意見提出者 4 名
平成 29 年 3 月 3 日	牛久市総合計画策定委員会(第 3 回)	パブリックコメントの結果について 後期基本計画(案)の最終審議
平成 29 年 3 月 16 日	庁議	後期基本計画の決定

# 策定委員会

[牛久市総合計画策定委員会設置要綱]

平成元年 11 月 15 日

訓令第 3 号

## (設置)

第 1 条 総合計画(基本構想、基本計画)の策定について必要な事項を調整・協議するため、牛久市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画に関する事項

## (構成)

第 3 条 策定委員会は、次の各号に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 牛久市部等設置条例(平成 16 年条例第 1 号)第 1 条に規定する部及び室の長
- (4) 牛久市議会事務局設置条例(平成 7 年条例第 1 号)第 2 条第 1 項に規定する事務局長
- (5) 牛久市教育委員会事務局組織規則(昭和 57 年教委規則第 2 号)第 8 条第 1 項に規定する教育部長
- (6) 牛久市行政組織規則(昭和 54 年規則第 5 号)第 4 条第 2 項に規定する次長
- (7) 牛久市議会事務局規程(平成 7 年議会訓令第 1 号)第 3 条に規定する次長
- (8) 牛久市教育委員会事務局組織規則第 8 条第 1 項に規定する次長
- (9) 牛久市行政組織規則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項に規定する課の長
- (10) 牛久市議会事務局規程第 3 条に規定する課長
- (11) 牛久市監査委員事務局設置条例(昭和 62 年条例第 14 号)第 2 条第 1 項に規定する局長
- (12) 牛久市農業委員会事務局処務規程(昭和 52 年農委規程第 1 号)第 3 条第 1 項に規定する事務局長
- (13) 牛久市教育委員会事務局組織規則第 3 条第 1 項に規定する課の長
- (14) 牛久市立図書館条例(平成 5 年条例第 3 号)第 3 条に規定する館長  
(全部改正〔平成 17 年訓令 13 号〕、一部改正〔平成 19 年訓令 10 号・21 年 1 号・22 年 1 号・28 年 10 号〕)

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、総合計画主管部(室)長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(追加〔平成 17 年訓令 13 号〕、一部改正〔平成 19 年訓令 10 号・28 年 10 号〕)

### (牛久市総合計画策定サポートチーム)

第 5 条 策定委員会の補助機関として牛久市総合計画策定サポートチームを置く。

(全部改正〔平成 17 年訓令 18 号〕)

### (会議の開催)

第 6 条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて随時開催するものとする。

(一部改正〔平成 17 年訓令 13 号〕)

### (庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、総合計画主管課において行う。

(一部改正〔平成 15 年訓令 5 号・17 年 13 号〕)

### (委任)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、他に定めるものを除き必要な事項は、委員長が定める。

(一部改正〔平成 17 年訓令 13 号〕)

#### 附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年訓令第 11 号)

#### (施行期日)

この訓令は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年訓令第 5 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年訓令第 2 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年訓令第 13 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年訓令第 18 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 10 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年訓令第 10 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

[牛久市第3次総合計画策定委員会委員名簿]

副市長(委員長)		滝本 昌司
教育長		染谷 郁夫
市長公室長		吉川 修貴
経営企画部長(副委員長)		飯泉 栄次
総務部長		中澤 勇仁
市民部長兼男女共同参画推進室長		坂野 一夫
保健福祉部長		川上 秀知
環境部長兼新エネルギー対策室長		坂本 光男
経済部長		山岡 康秀
建設部長		八島 敏
教育部長		川井 聡
議会事務局長		滝本 仁
市長公室	秘書課長	野口 克己
経営企画部	次長	吉田 将巳
	政策企画課長	柳田 敏昭
	財政課長	山崎 裕
総務部	次長	小林 和夫
	総務課長	吉田 充生
	人事課長	二野屏 公司
	管財課長兼車両管理室長	橋本 裕樹
	契約検査課長	神宮寺 昌志
	税務課長	木村 光裕
	収納課長	山岡 三千男
市民部	次長	高谷 寿
	市民活動課長	糸賀 珠絵
	総合窓口課長	大里 真紀
	情報政策課長	中島 政順
	交通防災課長	植田 裕
	交通防災課危機管理監	猿渡 勇彦
保健福祉部	次長	藤田 幸男
	社会福祉課長	糸賀 修
	社会福祉課福祉業務室長	横田 武史
	高齢福祉課長	山岡 勉
	こども家庭課長	川真田 智子
	保育課長	中山 智恵子
	健康づくり推進課長	内藤 雪枝
	医療年金課長	石塚 史人
環境部	次長	梶 由紀夫
	環境政策課長	大和田 伸一
	廃棄物対策課長	栗山 裕一
経済部	次長	小川 茂生
	農業政策課長	神戸 千夏
	商工観光課長兼消費生活センター長	大里 明子

[牛久市第3次総合計画策定委員会委員名簿(つづき)]

建設部	次長	岡野 稔
	次長	藤田 聡
	次長	長谷川 啓一
	都市計画課長兼まちづくり推進室長 兼エスカード対策室長	山岡 孝
	施設整備課長	榎本 友好
	道路建設課長	藤木 光二
	道路維持課長	山田 晋
	下水道課長	野島 正弘
部外	会計管理者兼会計課長	山越 恵美子
	議会事務局庶務議事課長	野島 貴夫
	監査委員事務局長	土井 清
	農業委員会事務局長	結速 武史
教育委員会	次長	飯野 喜行
	次長	杉本 和也
	教育総務課長	川真田 英行
	教育総務課学校建設対策監	佐藤 孝司
	指導課長	村松 美一
	放課後対策課長	吉田 茂男
	文化芸術課長	手賀 幸雄
	文化芸術課生涯学習推進室長	横瀬 幸子
	スポーツ推進課長	齋藤 勇
中央図書館長	関 達彦	

## 事務局

[事務局名簿]

経営企画部 政策企画課	課長	柳田 敏昭
	課長補佐	中島 雄一
	主任	坂本 裕紀
	主任	関根 隆行

**牛久市第3次総合計画・後期基本計画**

発行日 平成 29 年 3 月

発行者 茨城県牛久市

〒 300-1292 茨城県牛久市中央 3 丁目 15 番地 1

TEL 029-873-2111

編 集 牛久市経営企画部政策企画課



[中根町の水田と首都圏中央連絡自動車道]